

袋井市こどもしあわせプラン

(袋井市こども計画)

すべてのこどもが夢と希望を持って成長できるまち

～ こども・若者 どまんなか ふくろい ～



令和7年3月

袋井市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付けと期間	3
3 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者を取り巻く現状	7
1 統計データ・ニーズ調査結果からみる現状	8
2 こども・若者等からの意見聴取結果	17
3 こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題と袋井市の特徴	20
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本方針	28
4 計画の体系	30
第4章 施策の展開	31
基本方針Ⅰ ライフステージに応じた支援	32
未来を育むこどものすこやかな成長を支えるまち	32
＜こどもの誕生前から幼児期まで＞	32
＜学童期・思春期＞	36
＜青年期＞	41
基本方針Ⅱ ライフステージを通じた支援	43
すべてのこどもが自分らしく力を発揮できるまち	43
基本方針Ⅲ 子育て当事者への支援	52
子育て当事者に寄り添い支えるまち	52

第5章 事業計画（第3期袋井市子ども・子育て支援事業計画）	57
1 提供区域の設定	58
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期	59
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期 ..	63
4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	76
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	76
第6章 計画の推進	77
1 推進体制.....	78
2 進行管理.....	79
資料編	81
1 統計データとニーズ調査結果	82
2 こども・若者等からの意見.....	117
3 計画策定経過	135
4 委員名簿.....	136
5 条例.....	138
6 用語解説（50音順）	142

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにした「こども基本法」が施行され、すべてのこどもがすこやかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることとされました。

同年12月には、「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なくすこやかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

近年では、こどもの貧困や児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、若者の非正規雇用、ヤングケアラーの問題など、こども・若者を取り巻く課題は複合化・複雑化しています。

本市においても、生活保護世帯数やいじめの認知件数、不登校の児童生徒数や特別支援学級の児童生徒などが増加傾向にあり、様々な課題やニーズへの対応が求められます。

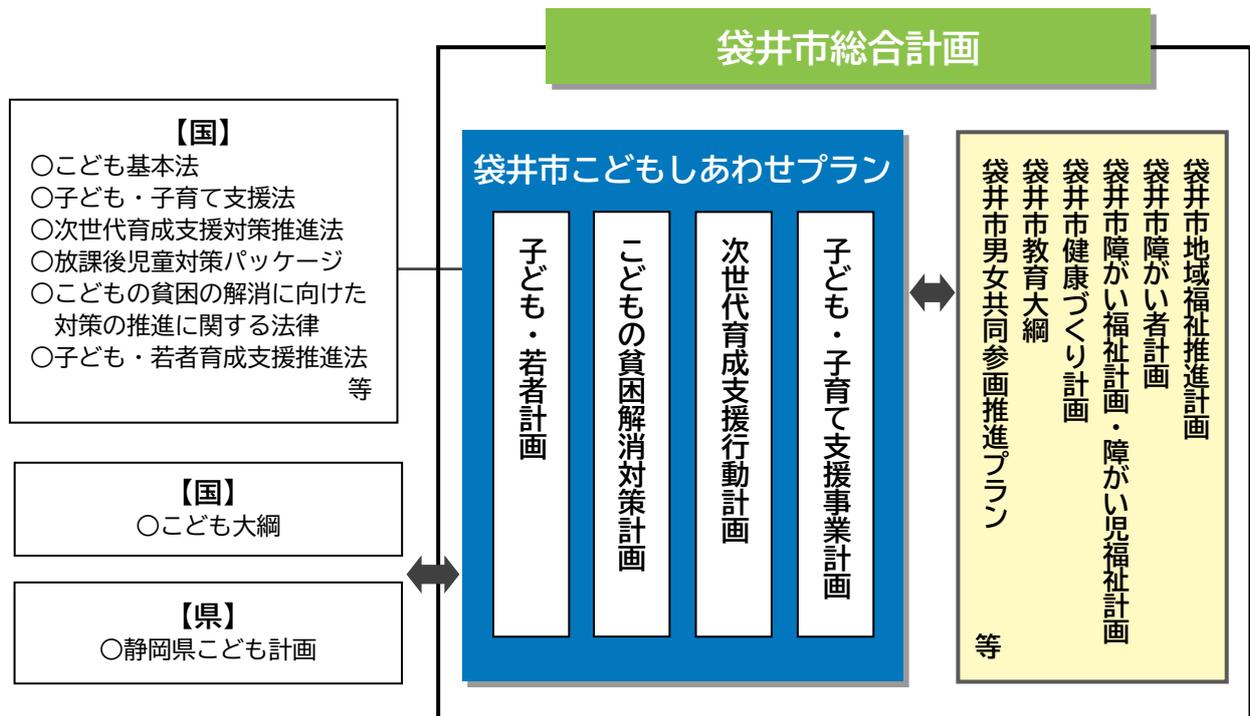
こうした背景や状況を踏まえ、本市では、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進し、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し「袋井市こどもしあわせプラン（袋井市こども計画）」を策定します。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」として位置付けます。

さらに、最上位計画である袋井市総合計画の部門別計画として位置付けるとともに、袋井市地域福祉推進計画や袋井市健康づくり計画などの各種関連計画との整合を図ります。



(2) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、中間年度には、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期 袋井市子ども・子育て支援事業計画					袋井市こどもしあわせプラン				
							中間 見直し		

(3) 計画の対象

本計画は、こども・若者や子育て当事者に関する施策について定めています。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」とは、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）及び青年期の者（概ね18歳以降から30歳未満までで、施策によってはポスト青年期の者も対象）とします。

■こども・若者の年代イメージ

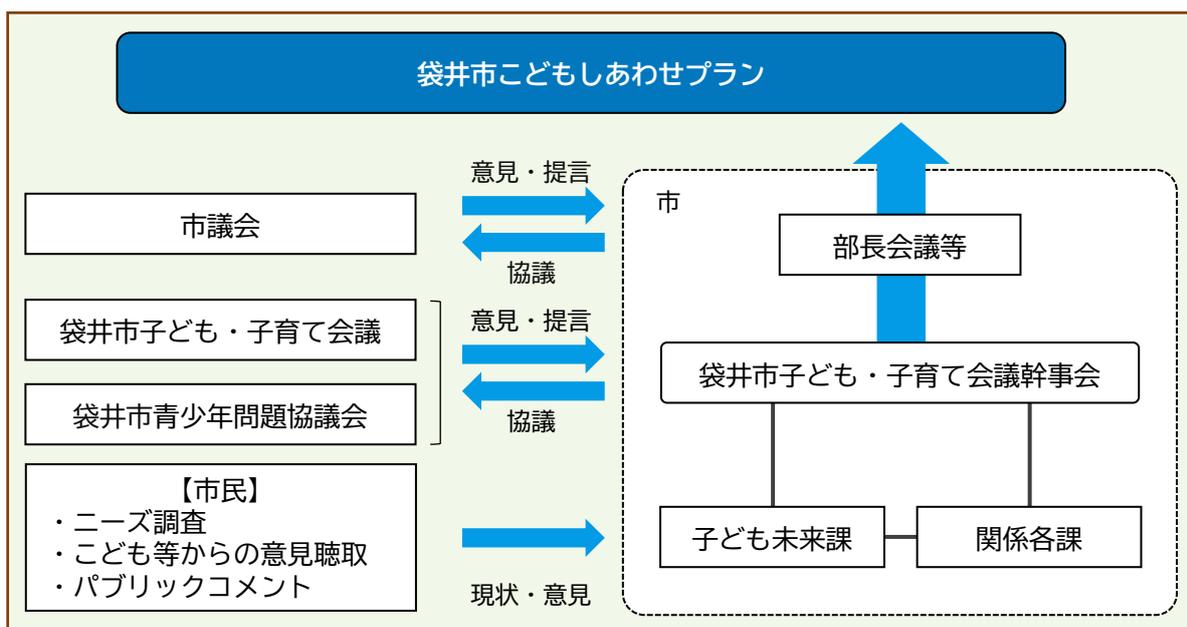


3 計画の策定体制

計画策定にあたり、庁内の関係各課と調整を図るとともに、袋井市子ども・子育て会議幹事会を設置し、計画の内容について検討しました。

また、令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査（アンケート調査）やこども等からの意見聴取の結果を反映するとともに、有識者等で構成する「袋井市子ども・子育て会議」「袋井市青少年問題協議会」において、計画の内容について審議しました。

加えて、計画案を市議会に諮るとともに、市民の皆様から広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。



(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、令和6年1月に「第3期袋井市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,200人	1,148件(うちWEB回答:654件)	52.2%
小学生保護者	2,500人	1,230件(うちWEB回答:761件)	49.2%

※調査方法：郵送配付・回収およびWEB回答

質問項目

母親の就労意向、平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無
定期的にご利用したい教育・保育事業、地域子育て支援拠点事業の利用希望
就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所 など

(2) こども等からの意見聴取の実施

こどもやこどもを養育する方などの意見を反映させるため、様々な機会をとらえ、できる限り多くのこどもや若者等からの意見を伺うため、意見交換や意見募集を実施しました。

区 分		施設等
こども・若者	小学生 (放課後児童クラブ)	やまなっ子あいいろクラブ、ユニキッズ北学童クラブ こうなんキッズクラブ
	小学生・中学生	Web アンケート (意見募集) (小5～中3)
	中学生	周南中学校、袋井南中学校
	高校生等	袋井高校、袋井商業高校、袋井特別支援学校
	小・中・高校生	児童養護施設 (まきばの家)
	大学生等	静岡理工科大学、東海アクシス看護専門学校
	若者	Web アンケート (意見募集) (15～39歳)
	若者・支援者	若者の居場所 (ユースネットふくろい)
支援者	放課後児童クラブ、子育て支援センター、こども食堂 障害者支援団体(自立支援協議会部会長会) 社会福祉協議会、家庭児童相談室、児童養護施設 青少年健全育成部(袋井西、浅羽東) 小規模保育施設・保育所・幼稚園・認定こども園・ 小学校(保育士・教員等)	
子育て当事者	乳幼児学級(袋井東、山名)、Web アンケート(妊産婦等)	

(3) 袋井市子ども・子育て会議、袋井市青少年問題協議会による審議

ア 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条の規定により、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定める際や市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務とされており、

本市においても、計画の策定にあたり、条例に基づいて設置した「袋井市子ども・子育て会議」で、審議しました。

イ 青少年問題協議会

計画の策定にあたり、主に子ども・若者支援施策に係る部分について「袋井市青少年問題協議会」で、審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、市民の皆様から広くご意見をいただくため、計画案のパブリックコメントを実施しました。

●実施期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

●実施場所

市役所、教育会館、浅羽支所
総合健康センター、市ホームページ

●実施結果

14件

第2章

こども・若者を取り巻く現状

1 統計データ・ニーズ調査結果からみる現状

統計データ・ニーズ調査結果については、主なものを記載、その他統計データ・ニーズ調査結果については、資料編に掲載しています。

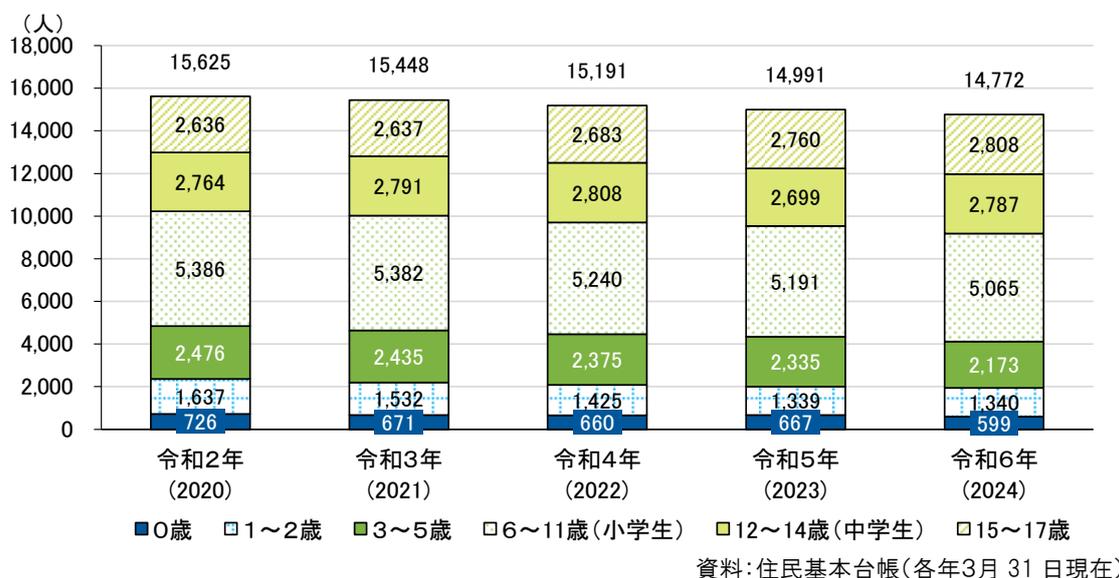
(統計データ)

(1) 児童数の推移

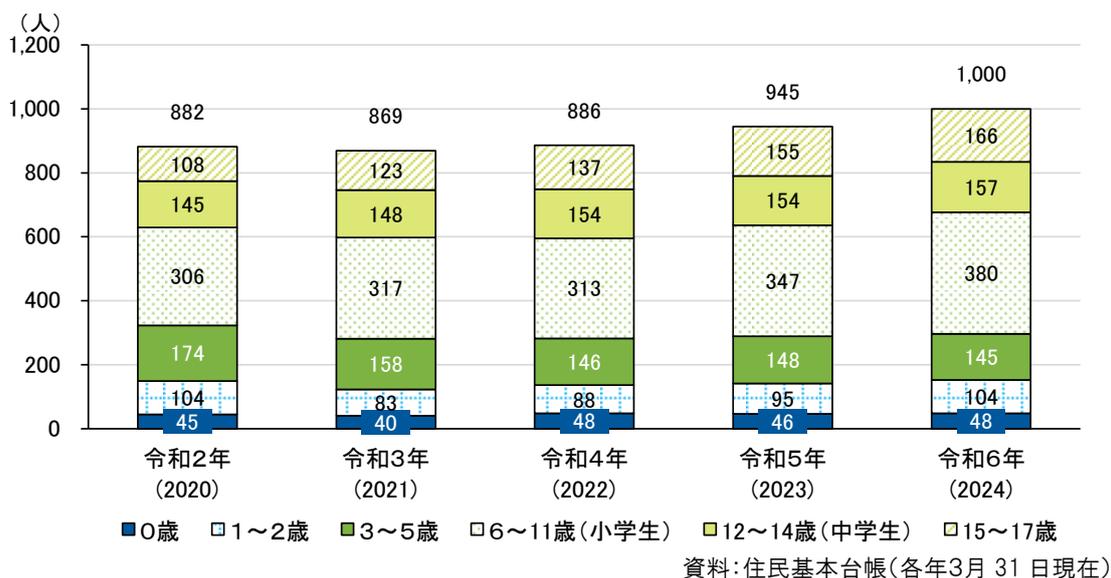
本市の18歳未満の児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6年は14,772人となっています。特に0歳から5歳までの就学前児童が減少しており、令和2年に比べ令和6年は727人減少しています。

一方で、18歳未満の外国人児童数の推移をみると、令和3年以降増加しており、令和6年は1,000人となっており、全児童数に対し、6.8%を占めています。

■児童数の推移



■外国人児童数の推移

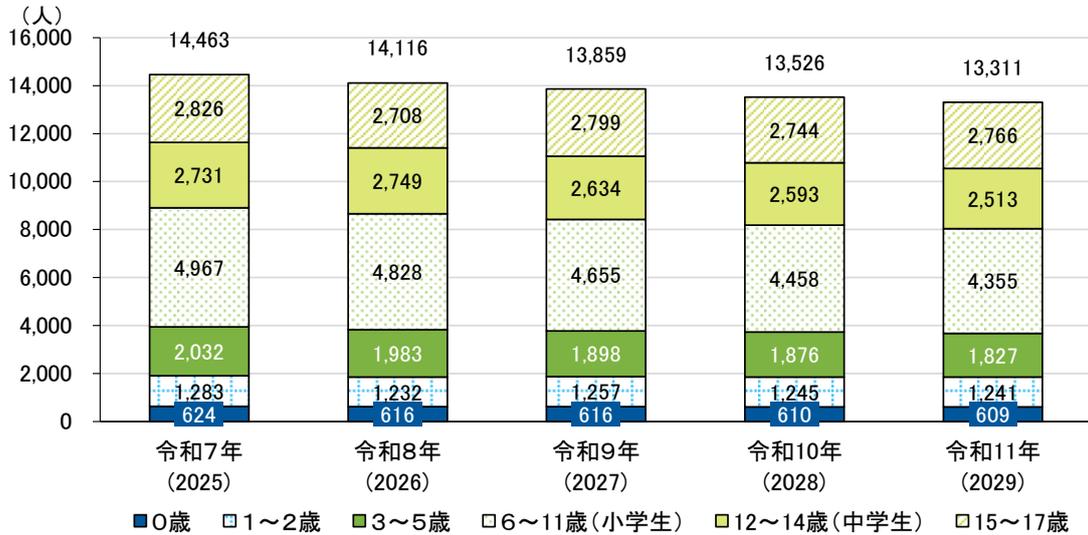


(2) 児童数の見込み

本市の18歳未満の児童数の見込みは、令和2年から令和6年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

児童数は、今後年々減少していくと見込んでおり、令和11年には13,311人となり、特に中学生以下で年々減少すると予測しています。

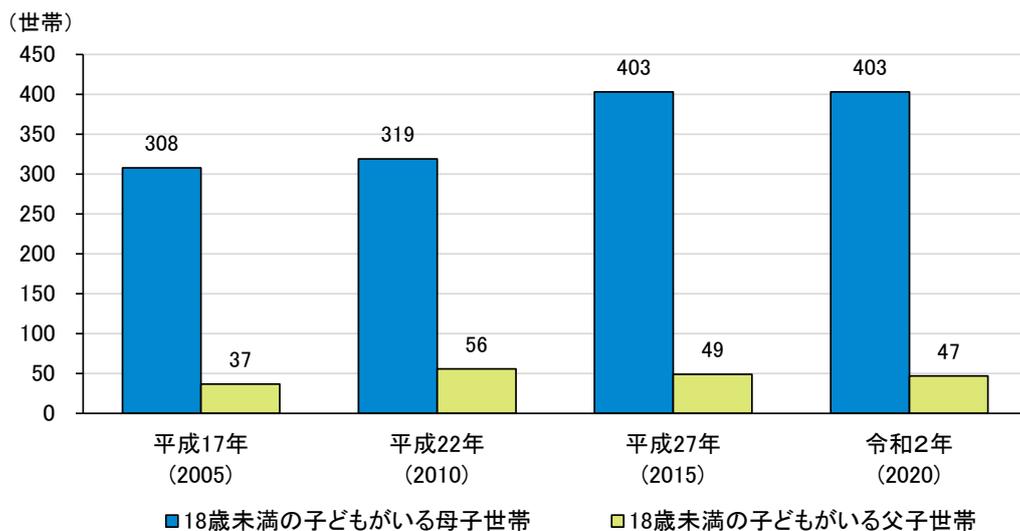
■児童数の見込み



(3) ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向となっており、令和2年は403世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年以降減少しており、令和2年は47世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

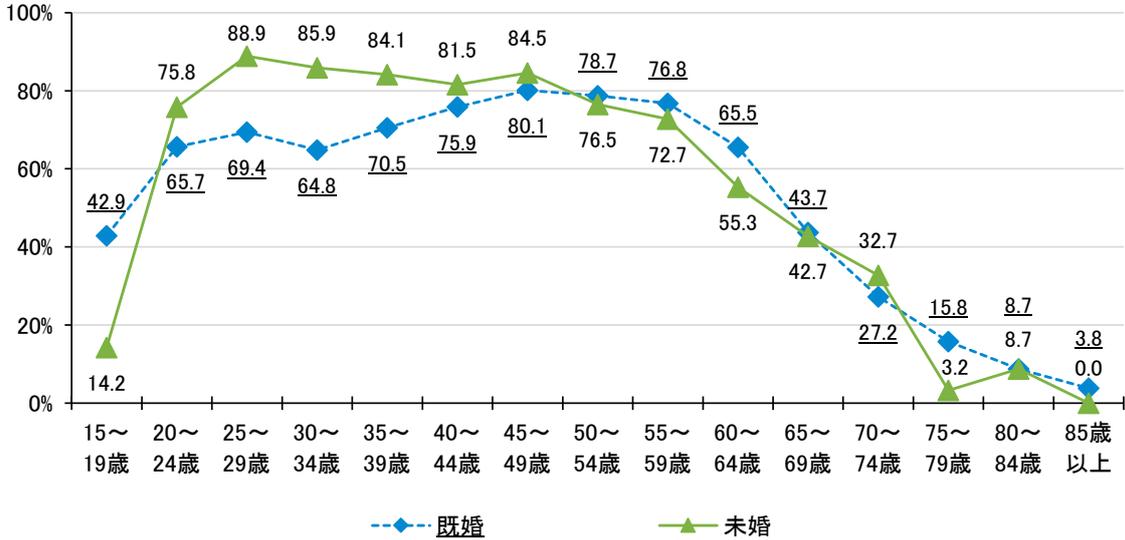


資料：国勢調査

(4) 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

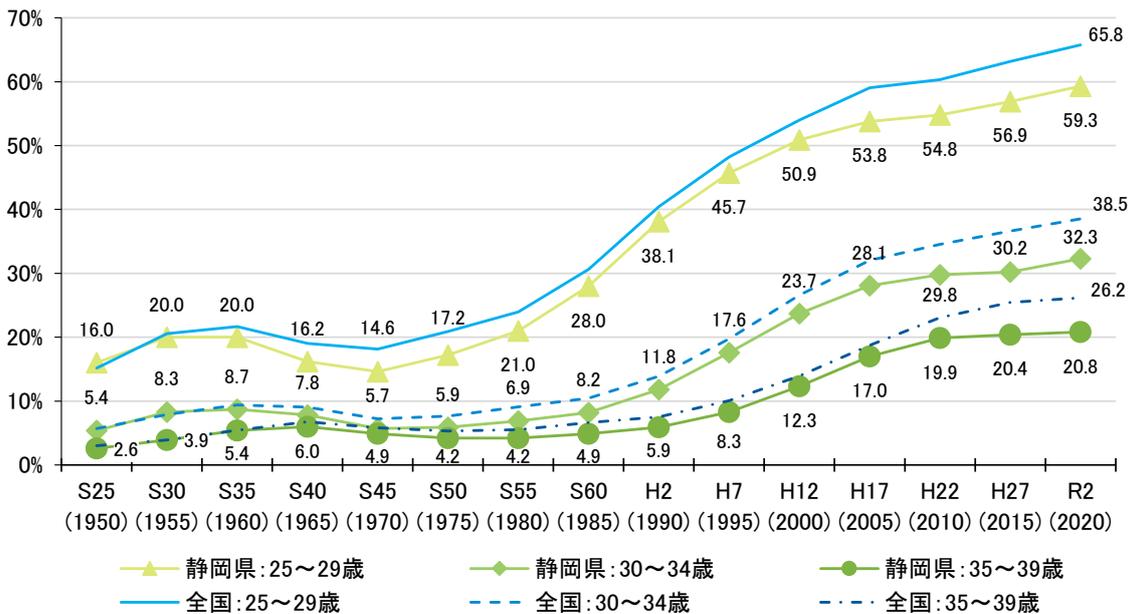


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 未婚率の状況（静岡県、全国）

静岡県は、全国よりも若干低い水準で上昇を続けています。各年齢階層とも全国と比較して上昇は鈍化していますが、概ね3人に1人は独身となっています。

■女性の未婚率の推移（5歳階級）

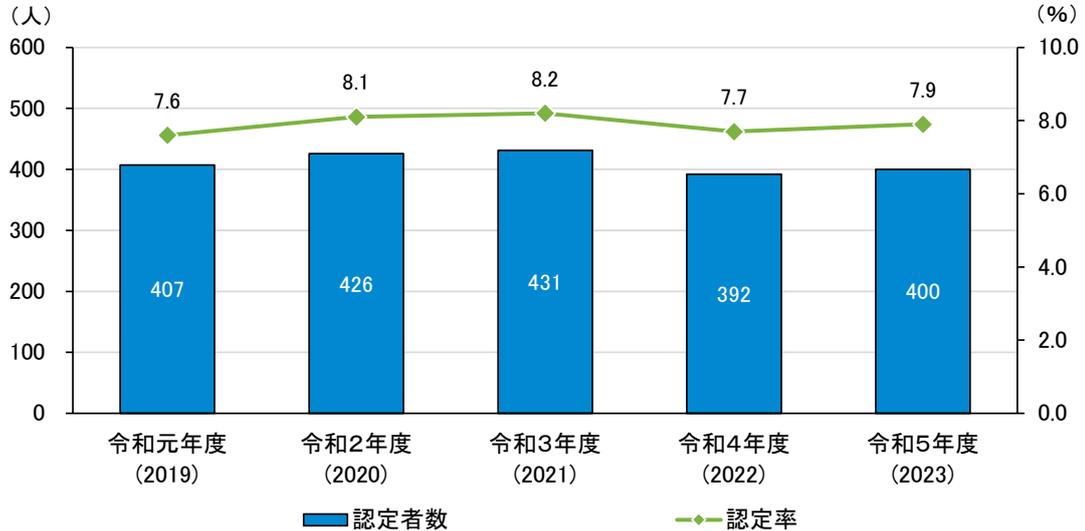


資料：国勢調査

(6) 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者の認定率は概ね8%程度で推移しており、令和5年度は認定者数400人、認定率7.9%となっています。

■就学援助認定者数（小学生）

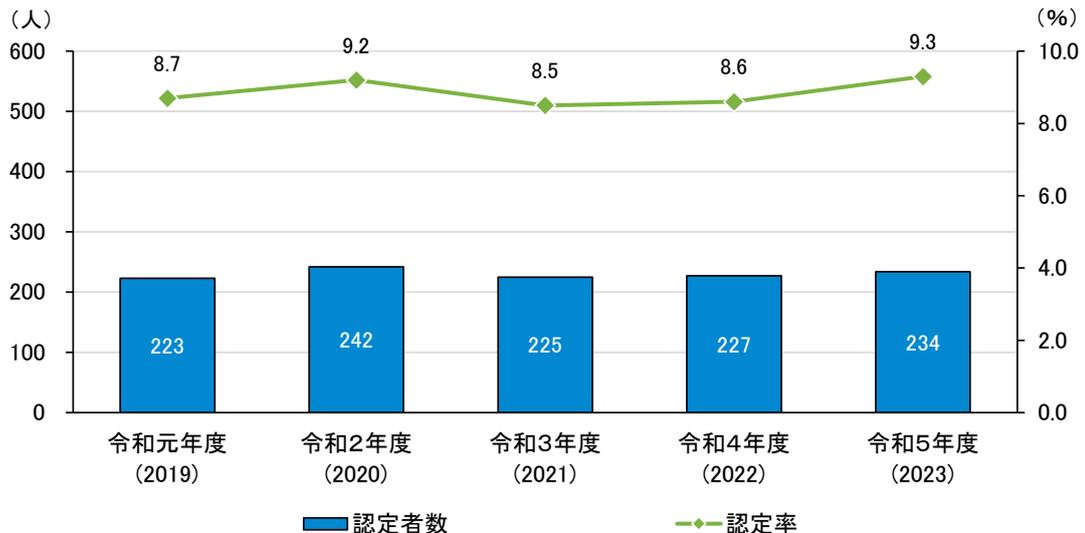


資料:市の統計

(7) 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者の認定率は概ね9%程度で推移しており、令和5年度は認定者数234人、認定率9.3%となっています。

■就学援助認定者数（中学生）

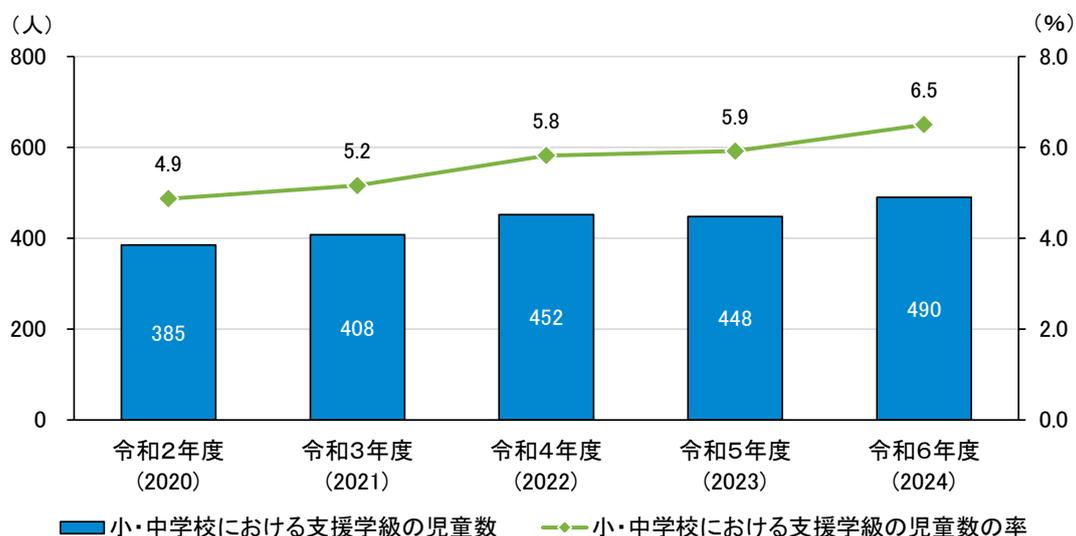


資料:市の統計

(8) 小・中学校における特別支援学級児童数の率の推移

小・中学校における特別支援学級児童数の全児童数に対する率は、年々増加しており、令和6年度は6.5%となっています。

■小・中学校における特別支援学級児童数の率の推移

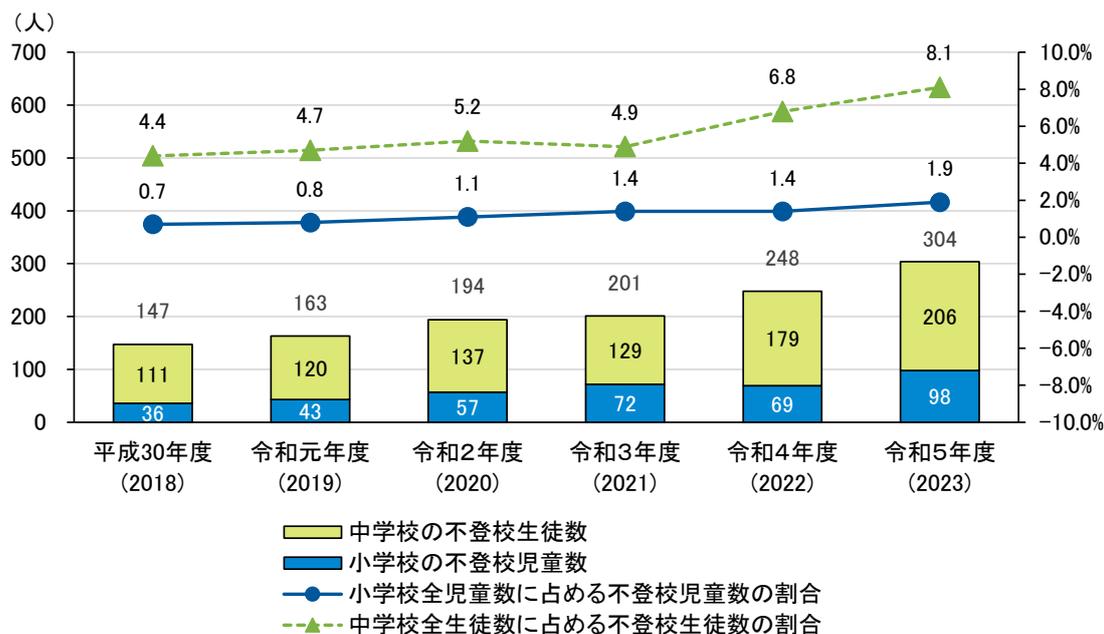


資料:市の統計(各年5月1日現在)

(9) 長期欠席（不登校等）の状況

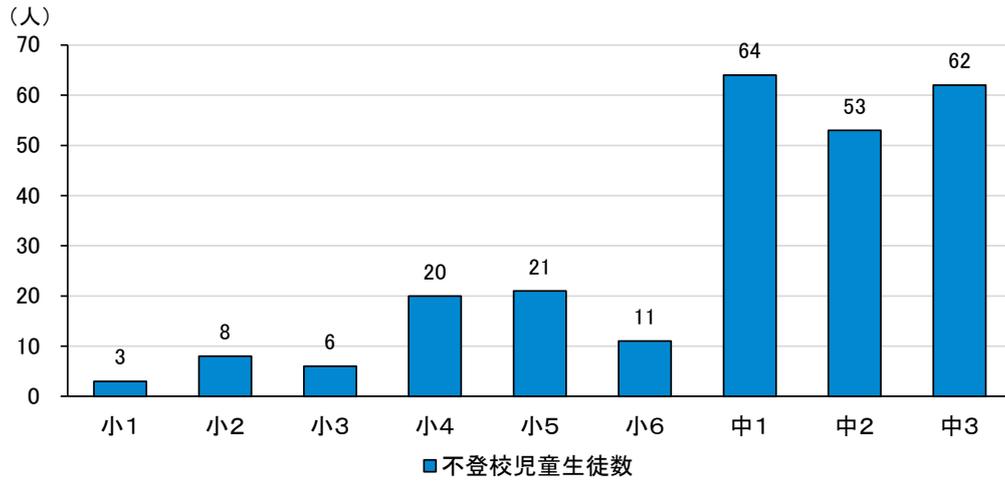
市内小・中学校の不登校（年間30日間以上の欠席者）児童生徒数は、年々増加しており、令和5年度は小・中学校合わせて304人となっています。また、学年別の不登校児童生徒数は、中学生になると増加し、中学1年生が最も多く64人となっています。

■市内小・中学校の不登校児童生徒数の推移



資料:市の統計

■市内小・中学校の学年別不登校児童生徒数（令和4年度）



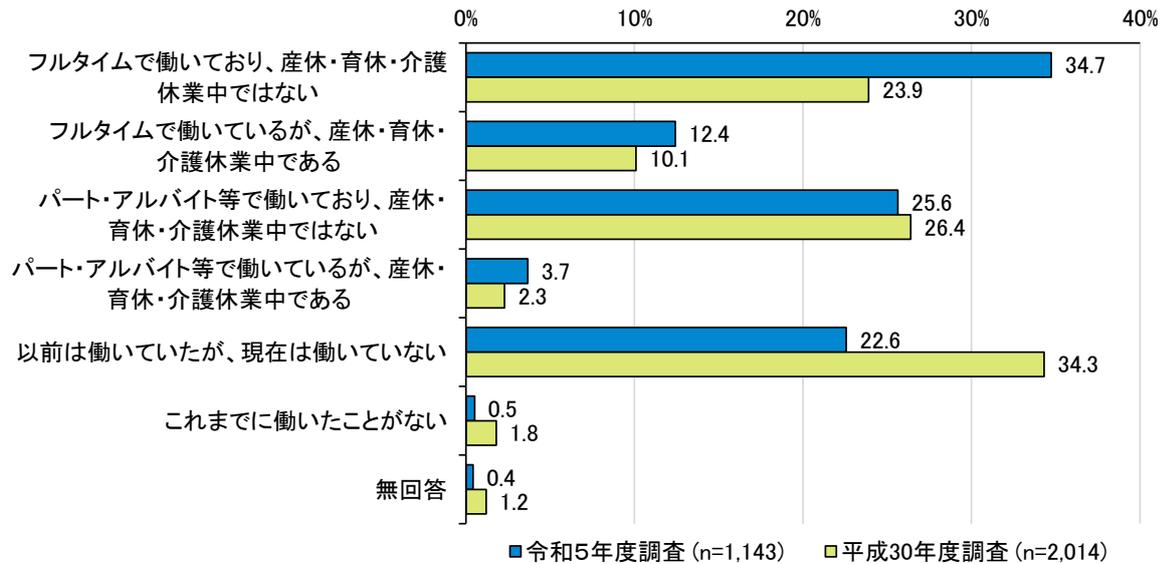
資料：市の統計

(ニーズ調査結果)

(1) 母親の就労状況

「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.6%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が22.6%となっています。

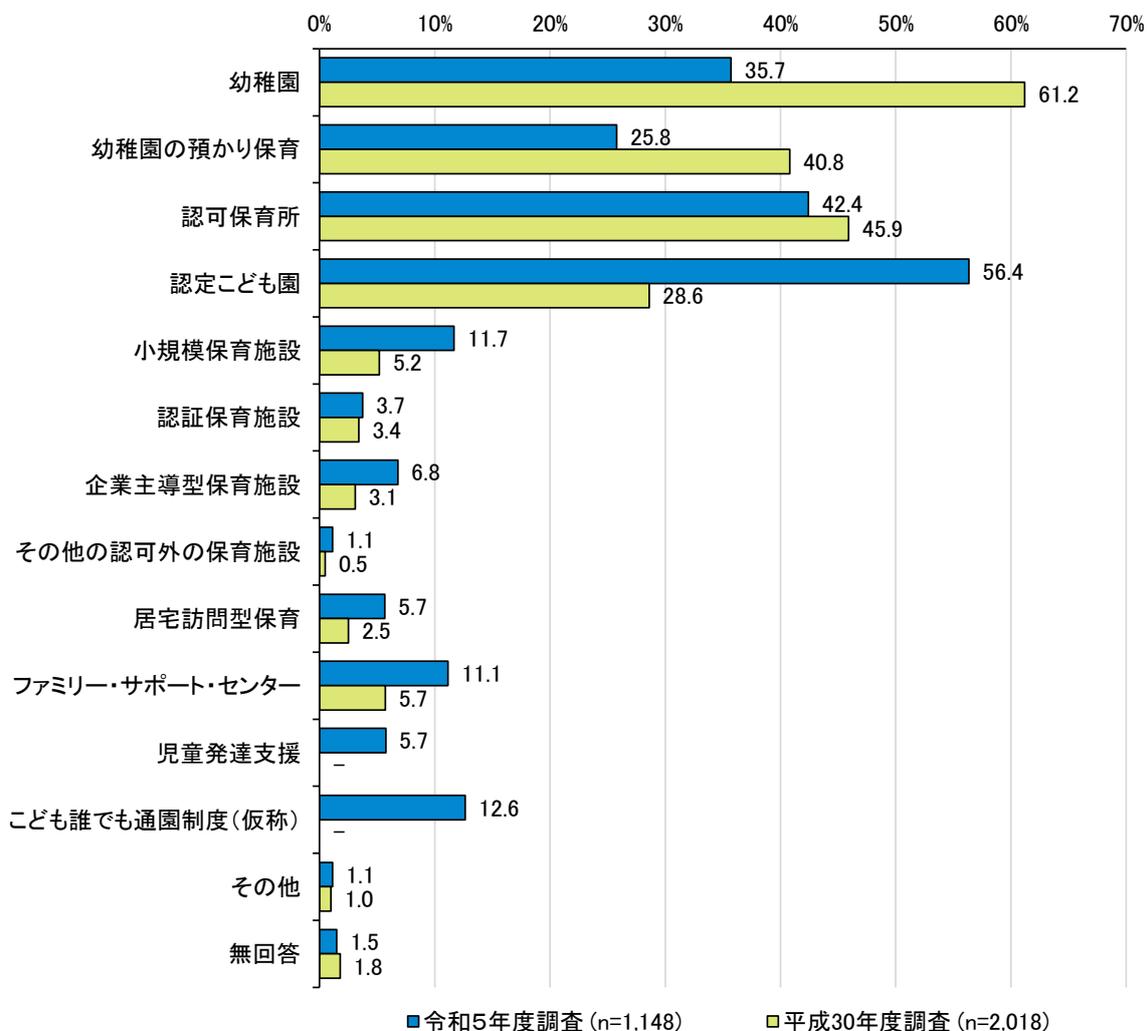
平成30年度調査と比較すると、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しており、就労中の母親は増加しています。



(2) 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答可）

「認定こども園」の割合が56.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.4%、「幼稚園」の割合が35.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」、「小規模保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。

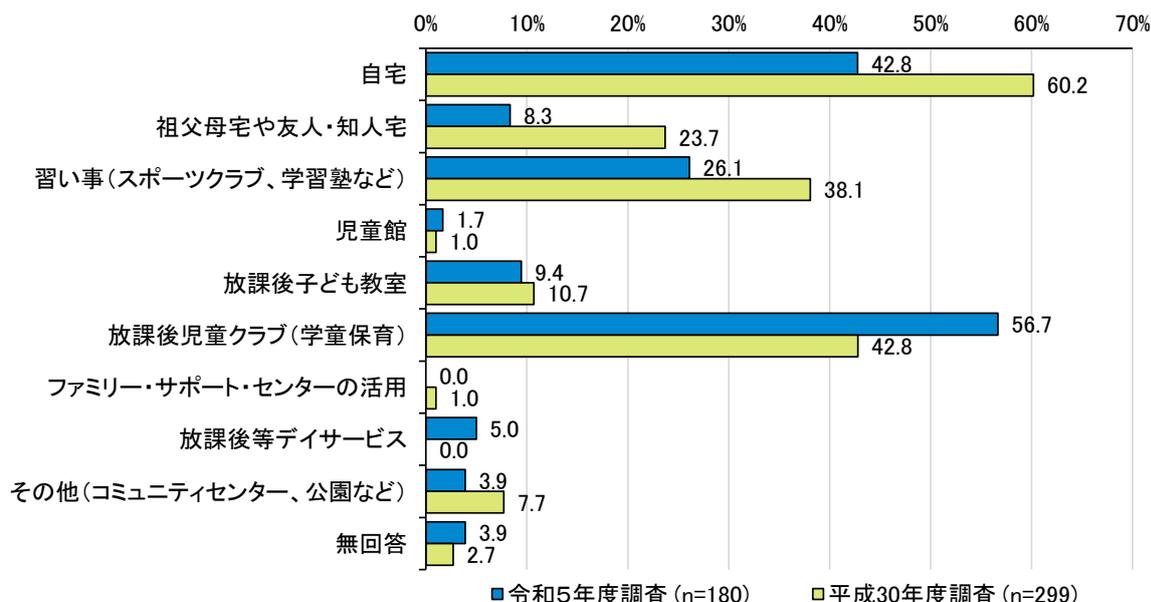


(3) 就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所(複数回答可)

ア 低学年

「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が56.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が42.8%、「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が26.1%となっています。

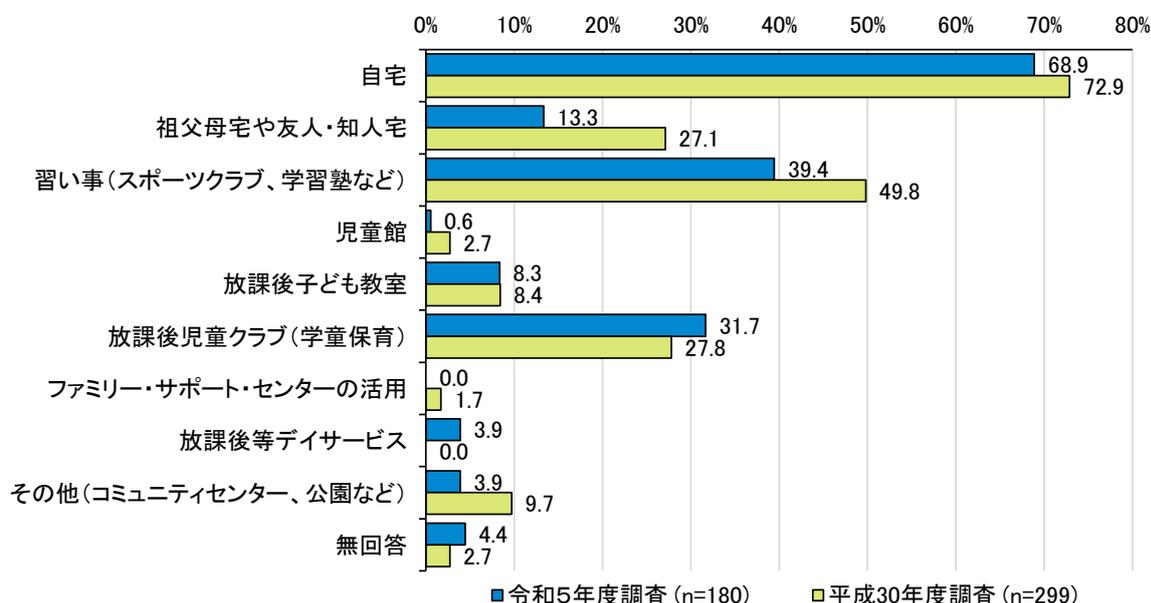
平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が増加しています。一方、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



イ 高学年

「自宅」の割合が68.9%と最も高く、次いで「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が39.4%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が31.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



2 こども・若者等からの意見聴取結果

(1) 実施状況

区 分		施設等	実施日	参加人数
こ ど も ・ 若 者	小学生 (放課後 児童クラブ)	やまなっ子あいいろクラブ	R6. 6. 14	22人
		ユニキッズ北学童クラブ	R6. 6. 18	24人
		こうなんキッズクラブ	R6. 6. 26	5人
	小学生・中学生	Web アンケート (小5～中3)	R6. 7. 30～8. 19	17人
	中学生	周南中学校	R6. 7. 17	7人
		袋井南中学校	R6. 7. 22	6人
	高校生等	袋井高校	R6. 7. 10	3人
		袋井商業高校	R6. 7. 11	12人
		袋井特別支援学校	R6. 7. 17	11人
	小・中・高校生	児童養護施設 (まきばの家)	R6. 8. 5	11人
	大学生等	静岡理工科大学	R6. 7. 12	11人
		東海アクシス看護専門学校	R6. 7. 16	9人
	若者	Web アンケート (15～39歳)	R6. 7. 30～8. 19	18人
若者・支援者	ユースネットふくろい	R6. 6. 17	8人	

区分	施設等	実施日	参加者等
支 援 者	放課後児童クラブ	R6. 5. 9	18人
	子育て支援センター	R6. 5. 20	9人
	こども食堂 (あえるもん)	R6. 6. 12	1人
	こども食堂 (小野田寺子屋)	R6. 6. 21	5人
	障害者支援団体 (自立支援協議会部会長会)	R6. 6. 6	12人
	社会福祉協議会	R6. 8. 2	1人
	家庭児童相談室	R6. 6. 13	5人
	児童養護施設 (職員)	R6. 8. 5～22	6人
	青少年健全育成部 (袋井西)	R6. 7. 17	16人
	青少年健全育成部 (浅羽東)	R6. 7. 27	4人
	保育所・幼稚園・小学校 (保育士、教員等)	R6. 8. 5	55人
	小規模保育施設・保育所・認定こども園	R6. 8. 22・23	37人
当 子 事 育 て 者	乳幼児学級 (袋井東)	R6. 6. 19	11人
	乳幼児学級 (山名)	R6. 6. 20	7人
	Web アンケート (妊産婦等)	R6. 5. 20～6. 21	7人

(2) 主な意見

①こどもの誕生前から幼児期までにに関する意見

- ・ 保育園にこどもを預けているが、こどもが病気等で仕事を休むことがある。預けやすい環境や預け先の情報が欲しい。
- ・ 幼稚園のクラスは成長過程に合わせて学年ごとに分けて欲しい。
- ・ 配慮が必要なこどもが増えているので、専門的に相談できる場所が増えるとよい。
- ・ 園での生活や遊びを大切に、様々な体験活動を取り入れ、情緒豊かに過ごせる環境を作っていきたい。
- ・ 小さいこどもが遊べる室内型の遊び場があるとよい。

②学童期・思春期に関する意見

- ・ 学校生活を安全・安心に過ごせるよう全室・体育館にエアコンを設置してほしい。
- ・ こども食堂や学習支援の場などの居場所がたくさんあるとよい。
- ・ 放課後児童クラブの充実が必要。配慮が必要なこどもも増えており、指導員の確保と質の確保が必要。
- ・ 部活動の地域移行について、クラブや地域の指導者の確保が心配。
- ・ 外国籍のこどもや通常学級の中で支援が必要なこどもが増えている。対応できる教員・支援員が増えるとこどもにより手厚い支援ができると思う。
- ・ 校則等を検討するときに、市内4校に違いがあると変更できないことがあるから、4中学校が連携して考えればよい。

③青年期に関する意見

- ・ 将来の進学先や就職先などの進路について悩んでいるこどもに大学や企業のことが想像できるような機会があるとよい。
- ・ ひきこもりや生活困窮など複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関が連携して相談・支援することが必要。
- ・ 学校は出会いの場がいっぱいあるが、就職したらそういう機会があるか心配
- ・ 大学等を卒業後に地元に戻ってきやすくなるような若者が交流できる場や機会があるとよい。

④ライフステージを通じた意見

- 静かに学習できるスペースや相談しながら勉強ができる場所が増えるとよい。
- 室内のあそび場が少ない。幼児から小中学生も利用でき、こどもがのびのび遊べる施設があるとよい。
- 医療的ケア児の支援の充実を検討してほしい。
- ヤングケアラーなどの相談が気軽にできる窓口があるとよい。
- こどもと保護者の相談が同じ窓口でできれば、一体で切れ目のない相談、支援ができる。

⑤子育て当事者に関する意見

- 出産、結婚、子育てにはお金がかかる。子育て等に係る祝い金や助成制度があるとよい。
- 買い物時にこどもを一時的に預けることができる施設があるとよい。
- 地域とのつながりが少なくなり、ネット依存傾向にある。子育て世代に人とかかわりの大切さやかかわり方を伝えられるとよい。
- 男性の育児休業取得を促すために、中小企業へも補助金支給など、取り組みを支援してほしい。
- 子育ての悩みを地域や相談会などで相談できるとよいと思うが、人間関係が苦手な人、自分からいけない人への支援・サポートが必要。

3 こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題と袋井市の特徴

(1) こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

ア 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援<こどもの誕生前から幼児期まで>

- 出生数は年々減少していますが、妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進や今後の少子化対策のためにも、安心してこどもを産み育てられる環境を整備していくことが重要です。
- こどもの人口は減少していますが、保育所や認定こども園の利用者は増加傾向にあります。ニーズ調査の結果等からは女性就業率の上昇や共働き世帯の増加がみられ、今後も保育ニーズは高まることが予測されることから、多様化・複雑化する保育ニーズに応じた適切な提供体制を確保することが重要です。
- 市内の幼稚園・保育所等では、保育士・教員の人材確保に苦慮しており、保育士・教員の処遇改善や働く環境の改善が求められています。
- 子育て中の親子が交流し、また、子育ての不安や悩みなどを相談できる地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況について、「利用していない」と回答した割合が7割以上となっています。妊娠期から出産・乳幼児期までの心身ともに不安定な時期に、子育て支援センターの利用をはじめとした、必要な支援が確実に届くよう、今後も周知・啓発が重要です。

イ こどものすこやかな成長を支えるための支援<学童期・思春期>

- “夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す 15 歳”の姿を目指し、「幼小中一貫教育」のもと、小中学校のみならず、幼児教育との円滑な接続を図っていますが、児童生徒が置かれている環境も多様化しており、学力向上や不登校の問題等、各課題の改善・解決に向け、さらなる取組の推進が求められています。
- 教員を希望する者が年々減少しており、市内の小中学校においても、教員の確保が課題となっています。教員のやりがいに頼ることなく、働き方改革を進め、教員がこどもと向き合う十分な時間を確保することが必要です。
- 近年、放課後児童クラブのニーズも高まっており、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年においては、「放課後児童クラブで過ごさせたい」と回答した割合が5割を超えています。共働き世帯が増加するなか、放課後児童クラブは今後も重要な放課後の居場所となることから、提供体制の確保を進めるとともに、質の向上を図るなど、安心して過ごせる居場所づくりが重要です。
- 本市における小中学校でのいじめの認知件数や不登校の人数は増加傾向となっています。こどもが抱える悩みや問題に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応が図れる体制づくりが求められています。

ウ 次世代を担う若者への支援<青年期>

- 全国の若者の非正規雇用割合は、15～24歳の男性で51.0%、女性で56.9%と、平成14年から比較すると10ポイント前後増加しています。また、就職はしたけれども様々な理由から早期離職してしまうケースなどが全国的な社会問題となっています。すべての若者が経済的な不安がなく活躍できる環境の整備と情報提供等を含めた就労支援が重要です。
- 静岡県の未婚率をみると、全国よりも低い水準ではあるものの上昇を続けています。結婚の希望を叶えられない大きな理由としても挙げられている「適当な相手にめぐり会わないから」という課題に対し、出会いの機会・場の創出等の支援が求められています。
- 県内のひきこもりの人数は、10代から30代で650人となっています。ひきこもりやネット依存、人間関係等に悩み・不安を抱くなど、課題を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実が求められています。

エ すべてのこどもが自分らしく力を発揮するための支援

- こどもが、様々な遊びや体験を通じて、すこやかに成長できる環境が求められています。
- こどもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題です。生活に困窮する家庭やこどもに対して、就労・相談・生活・学習などの総合的な支援を行っていく必要があります。
- 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数や小中学校における特別支援学級児童数の全児童数に対する率は、年々増加傾向にあることから、支援が必要なこどもに対し、発達支援や将来の自立に向けた支援を実施するとともに、その保護者への支援も求められています。
- 静岡県内7児童相談所で受け付けた児童虐待の相談件数は、10年前と比較すると約2倍となっています。虐待やヤングケアラーなど、潜在化しやすい問題について、相談体制の充実など、早期発見・早期対応できる環境が求められています。
- こどもの意見聴取では、置かれている状況によってもニーズは様々であることから、今後も継続的にこどもの意見を聴く機会を設けることが求められています。

オ 子育て当事者への支援

- 結婚、出産、子育てにはお金がかかるという声が挙がっており、安心して出産し、こどもを育てられる環境が整えられるよう、経済的負担の軽減が求められています。
- 地域のつながりの希薄化が全国的にも課題となるなか、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。子育てに関する不安や問題を一人で抱えてしまわないように、地域や社会がこどもや子育て当事者に寄り添い、ニーズに合った支援を進めていくことが求められています。
- 女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加していることから、夫婦が相互に協力しながら子育てできるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事・育児への主体的な参加の促進が求められています。
- 共働き世帯ではこどもの体調の変化への対応が難しく、8割以上の家庭でこどもが病気やケガで保育所等の利用ができなかったという経験をしていることから、子育てと仕事の両立を支える子育て支援サービスの充実を図ることが重要です。
- 18歳未満のこどもがいる母子世帯は増加傾向となっています。また、世帯総収入額をみると、母子世帯では250万円未満の世帯が全体の50.6%を占め、経済的困窮がうかがえることから、経済的支援などの充実が求められています。

(2) 袋井市の特徴

ア 豊かな自然環境と歴史文化を継承する住みよいまち

遠州灘をはじめ太田川や原野谷川、小笠山等の豊かな自然資源、遠州三山や東海道袋井宿等の歴史・文化的資源に恵まれるとともに、先人によって培われてきた美しい水田や茶園等の農村環境や、地域に活力をもたらす多種多様な企業の立地により、こども・若者をはじめ、誰もが住み良い田園都市へと発展しました。

また、太平洋に面した全国的にも日照時間が長い地域とされ、また、東海道宿場の「どまんなか」に位置し、東海道新幹線・東海道本線・東名高速道路・国道1号・国道150号など主要交通路が横断するなど、気候条件・交通条件にも恵まれています。

イ 市民と行政の繋がりによるまちづくり

世帯の自治会への加入率は83.4%と高く、都市化や核家族化が進行しているとはいえ、三世代家族も見られ、家庭の養育力、地域の養育力は一定程度備わっています。

コミュニティセンターは14か所設置されており、各地区ではコミュニティセンターを拠点に、市民と行政の協働による特色ある地域づくりに取り組むための「まちづくり協議会」が組織され、地域住民が主体となった独自の活動に取り組んでいます。

このほか、各学校・園の運営に対し、いずれの地域も大変協力的であり、地域学校協働活動やスクールボランティア、特別活動や清掃作業等、多くの場面で地域の協力が得られています。

ウ 若者が多く賑わいのあるまち

令和2(2020)年データによると、県内23市で15歳未満の年少人口割合が最も高く、高齢化率が24.3%と低い傾向にあります。

また、合計特殊出生率は全国平均1.33を上回る1.54を記録し、人口増加率でも県内トップとなっています。

エ 多文化共生社会の推進

近年、外国人住民の増加が顕著となっており、言語サポートや文化理解の促進、地域社会への参画を支援するための施策が必要となっている一方で、地域や産業を支える一員として期待が寄せられるとともに、こども・若者をはじめとした市民との交流が期待されます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこどもが夢と希望を持って成長できるまち

～ こども・若者 どまんなか ふくろい ～

こどもは、社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

こどもが将来にわたって幸せに暮らせるよう、こどもや子育て家庭を支える仕組みづくりを推進するとともに、地域、事業者、各種関係団体及び行政をはじめ、地域で生活するすべての人が、こどもや子育て家庭の声に耳を傾け、こどもの未来のためにできることを考えることが大切です。

本計画では、地域で生活するすべての人がこどもの視点に立ち、みんなで支え合い誰一人取り残すことなく、すべてのこどもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、夢と希望を持って成長できるよう、まさに、こども・若者「どまんなか」の社会（ふくろい）に向けて、取組を推進していきます。

2 基本的な視点

本計画においては、以下の3つの基本的な視点に基づき、計画を推進します。

(1) 「子ども どまんなか」の視点

すべての子ども・若者が将来にわたって幸せに暮らせるよう、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが大切です。

また、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、成長過程（ライフステージ）や状況に応じた多様な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われるとともに、子どもや若者も社会を構成する一員として尊重され、意見を表明できる機会を設けることが大切です。

(2) 共生・共育の視点

すべての子ども・若者一人ひとりが自分らしく生活していくためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もがその人らしく生きいきと暮らすことができる共生社会の実現が不可欠です。多様性を認め合い、女の人も男の人も、外国籍の人も、障がいの有無に関わらず、すべての人が、支える人と支えられる人に分かれることなく、「共に生き、共に育つ」社会に向け取り組んでいくことが大切です。

(3) 市民力を生かし、子どもと家庭を社会全体で支える視点

次代を担う子どもは地域にとって大切な宝であり、地域は子どもの成長にとって大きな役割を持っています。市全域において自治会組織が確立され、市民主体のまちづくりや相互扶助、ボランティア活動が見られる本市において、その力（市民力）を生かし、地域住民はもとより企業や団体など、社会全体で子どもや家庭を支えていくことが大切です。

3 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本方針を掲げました。

基本方針Ⅰ ライフステージに応じた支援

未来を育むこどものすこやかな成長を支えるまち

<こどもの誕生前から幼児期まで>

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要なこどもの誕生前から幼児期までの時期において、安心してこどもを産み育てられるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

また、共働き世帯の増加など、子育て世帯の環境が変化するなか、教育・保育ニーズは多様化・複雑化しており、必要な子育て支援が適切に提供できるよう、体制・仕組みの構築や情報提供を強化し、こどもがすこやかに成長できる環境づくりに取り組みます。

<学童期・思春期>

心身ともに大きく成長し、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく学童期・思春期において、こどもの学びを深めるため、幼稚園、保育所、認定こども園と小中学校の連携強化を図るとともに、すべてのこどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

また、こどものすこやかな成長を支えるため、安全な場所で安心して過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、こどもが抱える様々な問題や悩みごとに対応した、相談支援体制の充実を図ります。

<青年期>

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる青年期において、情報提供等を含めた就労支援を進め、若者の雇用を促進するとともに、結婚の希望を叶えられるよう、出会いの機会・場の創出や経済的支援を実施します。

また、ひきこもりや人間関係等の問題など、課題を抱える若者やその家族への支援の充実を図ります。

基本方針Ⅱ ライフステージを通じた支援

すべてのこどもが自分らしく力を発揮できるまち

ライフステージを通して、こどもが心豊かに成長できるよう、様々な遊びや学び、体験、活躍できる機会を提供するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく成長できるよう、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く問題に対し、適切な相談対応・支援をするための体制の充実を図ります。

また、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せに暮らせるよう、こども・若者を権利の主体と認識し、意見を聴く機会を設けます。

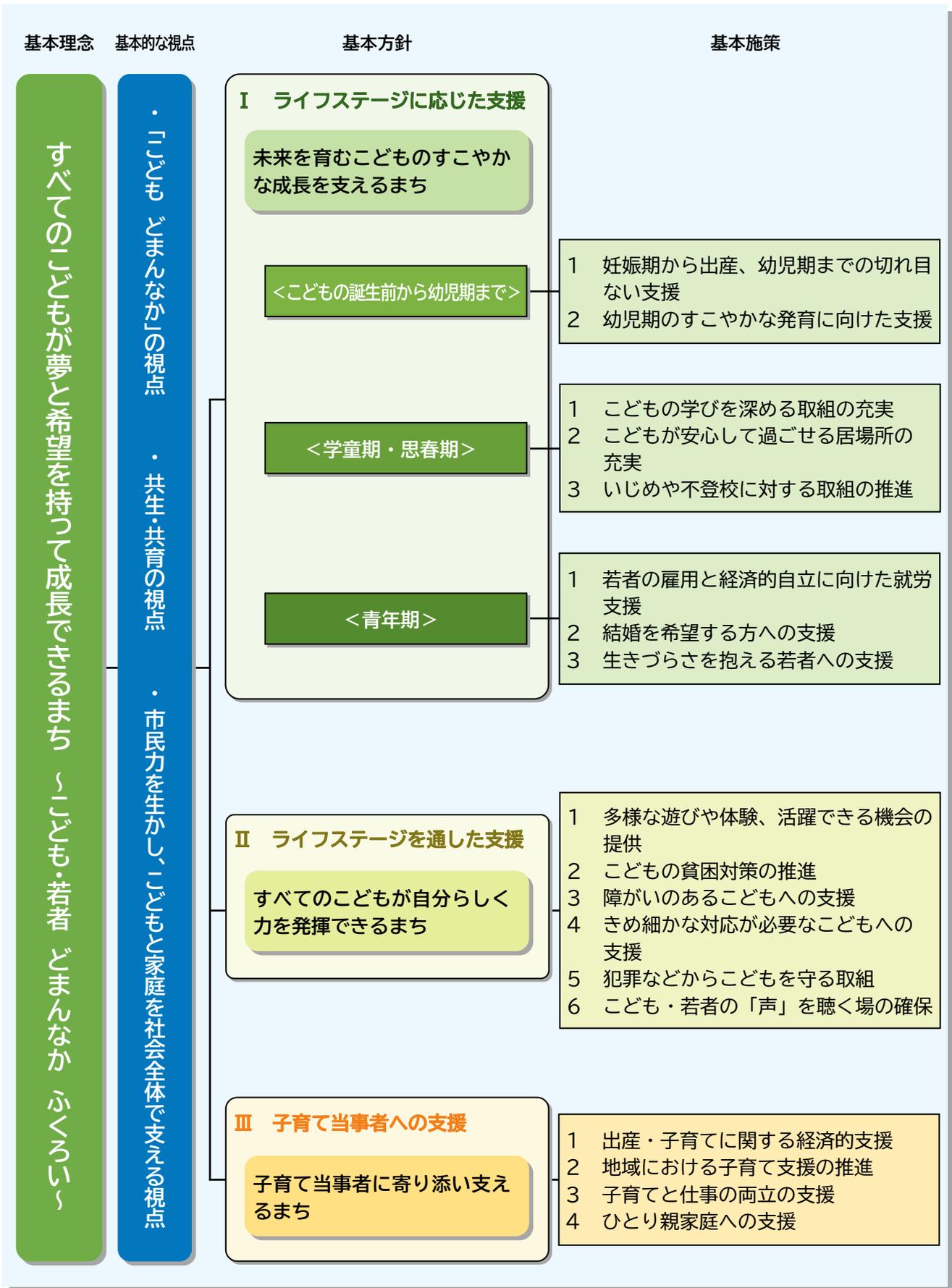
基本方針Ⅲ 子育て当事者への支援

子育て当事者に寄り添い支えるまち

子育て当事者が、安心して出産し、育児に携わる環境が整えられるよう、必要に応じて経済的支援を実施するとともに、地域全体で子育て世帯を支える取組を推進します。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、こどもを第一に考え、子育て中の親が家事や育児等を担いながら子育てと仕事の両立が図れるよう、男性の育児分担はもとより子育てしやすい職場環境に向けた普及・啓発活動等に取り組むとともに、ひとり親家庭については、状況に応じた支援を実施します。

4 計画の体系



第4章

施策の展開

基本方針Ⅰ ライフステージに応じた支援

未来を育むこどものすこやかな成長を支えるまち

<こどもの誕生前から幼児期まで>

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要なこどもの誕生前から幼児期までの時期において、安心してこどもを産み育てられるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

また、共働き世帯の増加など、子育て世帯の環境が変化するなか、教育・保育ニーズは多様化・複雑化しており、必要な子育て支援が適切に提供できるよう、体制・仕組みの構築や情報提供を強化し、こどもがすこやかに成長できる環境づくりに取り組みます。

基本施策1 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目のない支援

こどもを望み不妊治療を受ける方の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に係る経費を助成します。

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持・増進のため、健診等や各種相談に応じながら、産後ケアをはじめ家庭訪問など伴走型の支援を充実するほか、特に、育児に不安を抱える親や支援を要する妊婦や家庭に対しては、医療機関、児童相談所、保育所、民生委員・児童委員など関係機関と連携し、適切な時期に適切な支援に結びつくよう取り組みます。

また、これまで複数の部署で対応していたこどもや家庭に係る相談を一元的に対応する「こども家庭センター」を設置し、母子保健と要保護児童等の児童福祉、さらには障がい（療育）に係る相談対応・支援を包括的に実施する体制を構築します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)こども家庭センターの設置	すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置します。
(2)不妊治療費等の助成	不妊治療等の実施に係る費用の一部を助成します。 ・不妊治療における生殖補助医療（保険が適用されず全額自己負担になる一連の治療）費助成
(3)親子（母子）健康手帳の交付	親子（母子）健康手帳を交付します。 ・妊娠中の状況把握や保健指導、育児相談をはじめ、健康支援の実施 ・母子の健康状態の記録や親子（母子）健康手帳の活用促進
(4)妊婦健康診査事業	医療保険が適用されない妊婦健康診査の費用を助成します。 ・医療機関での健康診査の受診券（基本健診16回分、附属検査7回分）を交付
(5)妊婦保健指導の実施	出産に不安を持つ妊婦や健康面で支援の必要がある妊婦に対し、継続して保健指導を実施し、安心して出産ができるよう支援します。 ・妊婦保健指導の充実

事業・取組	内 容
(6) マタニティスクールの実施	妊婦と夫（パートナー）を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及に努め、夫婦で協力して子育てができるようマタニティスクールを実施します。
(7) 産婦健康診査事業	産婦の母体管理をはじめ、こころの健康状態を把握することで、産後うつ等の予防及び新生児への虐待予防を図るため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。 ・医療機関での産婦健康診査の受診券（2回分）を交付
(8) 産後ケア事業	産後の母子に対して、医療機関等で助産師などの専門職による心身のケアや育児のサポートを行います。 ・助産院や医療機関で実施する心身のケア及び育児の支援（宿泊型・日帰り1日型・日帰り半日型・訪問型）のサービスの一部費用助成
(9) 産前産後ママ安心サポート事業	産前産後の母体保護及び乳幼児に必要な育児支援を実施します。 ・ファミリー・サポート・センターやショート・マ・パ利用の一部費用助成
(10) 新生児聴覚スクリーニング検査事業	聴覚障がい等の早期発見及び早期療育を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査を受ける児の保護者に対し、検査費用の一部を助成します。
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
(12) 乳幼児健康診査、健康相談の実施	乳幼児の健康診査と相談を実施します。 ・4か月・10か月・1歳6か月・3歳で健康診査を実施（1か月・5歳は令和7年度以降実施予定） ・7か月・2歳6か月で健康相談を実施 ・2歳でフッ素塗布を実施 ・健康診査・相談等でフォローが必要になった乳幼児への継続的な支援
(13) 予防接種事業の周知と勧奨	定期予防接種（5種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、HPV等）に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨に努めます。
(14) 幼児歯科保健事業の充実	幼児の歯の健康を充実します。 ・幼児健康診査・相談におけるフッ化物塗布の推進 ・保育所・幼稚園児等を対象にフッ化物洗口の推進
(15) 栄養・食育に関する講座の実施	幼稚園・保育所・認定こども園での食育に関する講座を実施します。 ・年少保護者向け栄養講座の実施 ・園児向け作法講座、食育講座（クッキング）の実施
(16) 未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関の医師が入院療養を必要と認めた乳児に対し、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的に、医療給付を行います。 ・入院療養費の給付
(17) 養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師等が家庭訪問して指導助言を行うことで、虐待の発生予防に努めます。
(18) 児童入所施設への入所措置	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。 経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。
(19) 民生委員・児童委員、主任児童委員の支援	主任児童委員が、乳幼児健診や予防接種（すこやかガイド配布時）に参加するなど、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する相談や支援を行うほか、地域で「気になるこども」の情報に対し、関係機関と連携するなど相談や支援を行います。

TOPICS

医療的ケア児への支援／P34(8)、P37(10)

看護師を配置して安全・安心な学校生活等を実現

導尿や血糖測定、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒が安心して生活できるよう、在籍する市立認定こども園、小学校や放課後児童クラブなどに看護師を配置します。



基本施策2 幼児期のすこやかな発育に向けた支援

待機児童ゼロを目指し、適切な教育・保育の受け皿の確保に努めるとともに、延長保育や一時預かり、さらには、外国人児童や病児・病後児、障がいのある幼児、医療的ケア児など特別な支援を要する幼児など、多様化する子育てニーズに対応できるよう取り組みます。

また、人格形成の礎となる大切な幼児期において、教育・保育の質の向上が図られるよう、研修などにより職員の資質向上に取り組むとともに、地域の力を借りながら、こどもたちの様々な体験活動を実施します。さらには、年長児と小学校1年生の「架け橋」において、就学前にはアプローチカリキュラムを実践し、小学校への円滑な接続につなげます。

公立園については、施設・設備の老朽化を踏まえ、適切な維持管理に努めます。

子育て支援センター等において、親子の居場所を提供し、また、子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談等を行うとともに、子育て情報の提供に努めます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)保育の受入児童数の確保	待機児童ゼロを継続し、保育の受入枠を確保します。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の支援 ・既存認可保育所等の定員枠の確保 ・認証保育所の認可保育施設への移行 ・小規模保育施設の支援
(2)教育・保育施設に関する情報の提供	窓口やホームページ等による幼稚園、保育所等の入所募集状況やお知らせ等の情報提供を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実 ・市ホームページや子育て応援アプリの活用 ・子育てガイドブックによる情報提供
(3)多様な主体の参画を促進するための事業	特定教育・保育施設等への多様な事業者の参入時の相談や私立認定こども園等における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の支援について、必要に応じて行います。
(4)認可保育所等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等における一時保育の実施
(5)保育所等における時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等における延長保育の実施
(6)幼稚園等における預かり保育事業	保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の延長預かり保育実施園での実施 ・長期休業中の預かり保育の充実 ・私立幼稚園、認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の実施
(7)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に通園していないこどもが、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる事業を行い、保育サービスの充実を図ります。（令和8年度から実施予定）
(8)医療的ケア児への支援（こども園等）	医療的ケアを必要とする園児が安全で安心して園生活を送れるよう看護師を配置します。

事業・取組	内 容
(9) 幼児教育センターの運営	保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の向上を図るとともに、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーが関係機関と連携を図り、幼児教育・保育施設や家庭等を支援します。
(10) 幼稚園・保育所・認定こども園における保育サービスの充実	「縦の接続（幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校との連携）」、「横の連携（家庭・地域・関係機関との連携）」を強化し、幼児の発達支援や安全な環境づくりの充実を図ります。 ・ 小学校教育への円滑な接続のための幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校の連携、交流の推進 ・ 要保護児、要支援児に対する園内・園外支援体制の充実 ・ 家庭・地域・関係機関と連携した危機管理体制の充実
(11) 幼稚園・保育所・認定こども園における「自立力」「社会力」を育む教育・保育の推進	幼児期の学び（学びの芽生え）を、小学校の学び（自覚的な学び）につなげるため、生活習慣の定着、学びに向かう力、思考・表現の基礎となる力など、育てたい力を明確にした教育・保育を推進します。 ・ 就学前教育カリキュラム、架け橋期のカリキュラムの実施
(12) 保育士・幼稚園教諭に対する研修の実施	公立園、私立園を問わず教育・保育の質の向上を目指し、様々な分野の研修を開催するとともに、研修での学びを保育の実践に生かすことで、こどもたちの成長へとつなげていけるよう研修の充実を図ります。
(13) 園運営協議会の開催	公立園と地域が園目標や課題、成果等を共有し園運営に地域の方の声を生かしながら園と地域が一体となりこどもたちの成長を支えます。
(14) 幼稚園・保育所・認定こども園における給食の充実	栄養摂取基準に基づく給食の提供と食育の充実、食物アレルギー対応に取り組みます。
(15) 幼稚園・認定こども園園舎等の施設整備	公立幼稚園・認定こども園の施設の老朽化への対応や教育・保育環境の改善を図るため、遊戯室等へのエアコンの設置をはじめ、教育・保育施設の整備を行います。
(16) 子育て支援拠点施設の運営	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供及び家庭で子育てをする人への支援を行います。 「子育て支援拠点施設」「子育て支援センター」において事業内容を充実し、家庭保育の保護者等への事業の周知と利用を促進します。
(17) 最適な教育・保育環境の推進	こどもにとってより最適な教育・保育環境となるよう公立幼稚園の再編等について検討を行い、保護者等のニーズを踏まえ整備等を行います。
(18) 一時預かり事業（ショート・マ・パ）	保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、短期的、一時的な預かり保育事業を実施します。
(19) 子ども読書活動推進事業（乳幼児期）	7か月児及び2歳児に対し、こども読書の重要性を伝えながら絵本の紹介や読み聞かせを行い絵本を手渡す「ブックスタート事業」及び「セカンドブック事業」を行うとともに、図書館や幼稚園、子育て支援センター等でおはなし会を行います。

TOPICS

まちじゅう図書館推進事業／P37(18)

市内 16 校の学校図書館と市立図書館のシステムを連携、電子書籍を導入し、「本と親しむ」環境を充実

誰もが、いつでもどこでも本と出会える、紙と電子のハイブリッドな図書館の第一歩として、様々な本との出会いが広がる「まちじゅう図書館」を実施します。

3つの魅力

- ①こどもたちが本に出会う機会増！
学校図書館とのシステム連携
- ②いつでもどこでも本が読める！
電子書籍の貸出がスタート
- ③手続きがスムーズに！自動貸出機・返却機を導入



<学童期・思春期>

心身ともに大きく成長し、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく学童期・思春期において、こどもの学びを深めるため、幼稚園、保育所、認定こども園と小中学校の連携強化を図るとともに、すべてのこどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

また、こどものすこやかな成長を支えるため、安全な場所で安心して過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、こどもが抱える様々な問題や悩みごとに対応した、相談支援体制の充実を図ります。

基本施策1 こどもの学びを深める取組の充実

幼小中一貫教育において、12年間を見通した教育を進めるとともに、特に、幼小の接続については「架け橋期カリキュラム」を実践し、円滑な接続に取り組めます。

小中学校では、「袋井型」授業づくりを進め、ICTの活用や地域の方々と連携した様々な体験活動等により、こどもたちの学びを深め、「考える力」の育成に努めます。

特別な支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒、医療的ケア児等については、それぞれの状況に応じた学習機会・環境を提供し、誰一人取り残さない教育に取り組めます。

また、すべてのこどもが安心して過ごし、学ぶことができるよう、学校施設をはじめとした教育環境の充実を図るとともに、社会に開かれた教育課程を進めるため、学校運営協議会や地域学校協働活動など、地域の力を取り込みながら、学校運営に取り組めます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1) 幼小中一貫教育の推進	幼稚園や保育所等と小学校、中学校が、目指すこども像を共有し、12年間の教育プログラムを策定して系統的かつ効果的な教育を実施します。 4つの中学校区ごとのまとまりを「学園」と呼び、それぞれの学園名を掲げ、地域の特性を生かしながら教育の充実を図ります。
(2) 就学前教育及び幼小接続の充実	幼児期から小学1年生の終わりまでの間に、「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指すとともに、小1プロブレムの解消を図るよう取り組めます。 就学前教育カリキュラム、架け橋期カリキュラムに基づき、学園（中学校区）ごとに、私立の幼稚園・保育所等とも連携を強化しながら教育の充実を図ります。
(3) 「考える力」を根幹とした確かな学力の育成	小中学校で日常的に「?型学習課題」「対話・議論」「個のまとめ」を基盤とする「袋井型」授業づくりを実践します。 各種研修会により教員の授業力向上を図り、全国学力・学習状況調査に基づく授業改善を実施します。これらをおして授業の質を向上させ、こども一人ひとりの「主体的・対話的で深い学び」を実現し、考える力を根幹とした確かな学力を育成します。

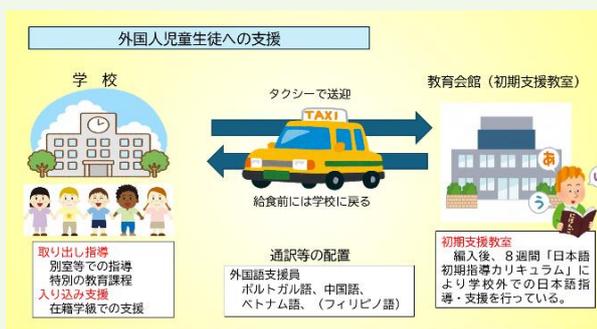
事業・取組	内 容
(4) デジタル学習ドリルによる個別最適な学びの推進	デジタル学習ドリルの活用により、個の理解度に応じた学びや興味を探究する学びの実現を目指します。
(5) 学校運営協議会の設置	学校と地域が教育目標を共有し、学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、学校と地域が一体となってこどもの成長を支えます。
(6) 地域学校協働活動の充実	CSD（コミュニティ・スクール・ディレクター）や地域学校協働活動推進員が学校と地域をつなぎ、地域住民による授業支援や学校環境の整備などの多様な支援活動の充実を図ります。
(7) 小中学校の施設整備	小中学校の施設の老朽化への対応や教育環境の改善を図るため、必要に応じ教育施設の整備を行います。また、避難所となっている体育館については、エアコンの設置に向け取り組みます。
(8) 通級指導教室の指導の充実	一人ひとりの特性に応じた支援を通級指導教室で行います。
(9) 外国人児童生徒支援事業	新たに市内小中学校に編入学することになった日本の小中学校への就学経験のない児童生徒のうち、学校生活への適応に時間を要すると思われる児童生徒に対し、日本語の定着や生活習慣、文化の理解など基礎的な力を養うための支援を少人数体制の下で行い、学校生活への円滑な適応を図ります。
(10) 医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を配置します。
(11) 県立特別支援学校との連携	県立特別支援学校（袋井特別支援学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校）との連携により児童生徒の支援体制や教員の研修機会の充実を図ります。
(12) 小児生活習慣病予防対策事業の実施	小学5年生、中学2年生に対して、栄養教諭・学校栄養職員・保健師・管理栄養士等による「生活習慣病予防講座」を実施します。
(13) こころの健康授業の実施	公認心理士・上級教育カウンセラーなどの外部講師によるこころの健康の授業を実施します。
(14) デジタル社会での健全な成長をサポートする情報モラル教育	こどもが情報社会に積極的に参加し、インターネットをはじめとしたデジタル技術のメリットを活用しつつ、同時にその危険を理解し適切な判断をしていけるよう、学校、家庭、地域とともに取り組みます。 ・インターネットやゲーム、SNSの利用・依存等に関する講座 ・ネットパトロールの実施 ・保護者への啓発 など
(15) 寺子屋事業（補習などの学習支援）の実施	学校施設等を活用しながら、放課後や長期休暇等に地域住民や学生参画による学習支援を実施します。
(16) 日本一みらいにつながる学校給食	成長期にある児童・生徒の心身の健全な育成のため栄養豊かでバランスのとれた安全な給食を提供するとともに小中学校と保護者との連携のもと、すこやかでたくましい心豊かな人間性を醸成します。
(17) 子ども読書活動推進事業（学童期）	入学説明会時に、新小学1年生と保護者に読書の楽しさを伝えながら本を手渡す「サードブック事業」を行います。 また、袋井図書館内に設置した袋井市子ども読書活動推進センターにより、学校図書館の環境整備や、読み聞かせ・図書紹介などこどもに読書への働きかけを行います。
(18) まちじゅう図書館推進事業	学校図書館と市立図書館のシステム連携により、こどもが学校にいながら市立図書館の本を検索・予約・貸出できるほか、一人一台の学習用端末を活用し、多くの児童生徒が同時に閲覧できる電子書籍の導入など、紙と電子のハイブリットな「まちじゅう図書館」を推進し、「本と親しむ」環境の充実を図ります。
(19) 部活動の地域移行	すべてのこどもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の取組を進めます。

TOPICS

外国人児童生徒支援事業／P37(9)

外国人児童生徒等が、早い段階で日本語を習得し学校生活に適應できるよう支援

日本に入国したばかりの外国人児童生徒等が、生活言語を身に付けて教師や級友等とコミュニケーションをとることができるように支援し、日本の学校生活にスムーズに適應できるようにします。学校から教育会館内の初期支援教室には、保護者もしくはタクシーの送迎により一定期間通います。



TOPICS

日本一みらいにつながる学校給食／P37(16)

「日本一の学校給食」を目指し、安全・安心で、おいしい給食を提供

児童生徒や園児の心身の健全な発達に資し、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことができるよう、栄養価を満ち、安全・安心でおいしい給食を提供します。

また、地場産品の活用や収穫体験などの給食を通じた実践的な食育や積極的な情報発信等により、子どもたちだけでなく、まちの健康へも貢献します。



基本施策2 こどもが安心して過ごせる居場所の充実

増加する放課後児童クラブへのニーズに対応するため、受け皿の拡大に努めるとともに、放課後児童クラブの質の確保・向上のため、よりよい環境の整備と職員の処遇改善や研修に取り組みます。

また、こどもの居場所や遊び・学び・体験ができる場の充実を図るため、公共施設だけでなく、こども食堂など民間主体の場所の確保・支援に取り組むほか、こども交流館「あそびの杜」の整備に取り組み、こどもたちが主体的に遊びや学び、体験を楽しむ場を提供します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)放課後児童クラブの整備・充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が安全に安心できる居場所として放課後児童クラブを運営するとともに、放課後子ども教室との連携に努めます。利用児童数の増加に対応するため、40人を上回るクラブの分割と学校の特別教室又は多目的室を活用した施設整備を行います。職員の確保と支援内容の充実を図るため、処遇の改善や資質向上のための研修会を実施します。
(2)放課後子ども教室の実施	放課後におけるこどもの安全で安心な活動拠点となる居場所を確保し、異年齢のこどもの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましいこどもを育てるとともに、地域の教育力の活性化を図ります。また、放課後児童クラブとの連携に努めます。
(3)笠原児童館の運営	18歳未満の児童の健全育成を図るため、遊びを通じた健康増進及び情操を豊かにすることを事業目的とするとともに、安全な居場所づくりを行います。
(4)学習・交流スペース等の提供	交流や学習などを支援するため、公共施設（教育会館、コミュニティセンターなど）にこどもなどの学習・交流スペース等を提供します。
(5)こども食堂の実施への支援	こども食堂を実施している団体に対し、円滑な運営ができるよう、必要に応じてアドバイス等を行うなど側面的支援を行います。
(6)袋井市こども交流館あそびの杜整備事業	こどもが主体的に遊びや学び、体験を楽しむことができる場を提供するため、また支所周辺エリアのにぎわいづくりのため、浅羽支所の一部を「袋井市こども交流館あそびの杜」として整備します。

TOPICS

袋井市こども交流館あそびの杜整備事業／P39(6)、P44(7)

未来を担うこどもたちが伸び伸びとあそび（遊び、学び、体験）を楽しめる場を整備

浅羽支所を、支所としての機能は維持しながら、あそびの杜としての機能を併せ持つ施設として整備します。あそびの杜には、「遊びゾーン」、「学びと体験ゾーン」、「にぎわいと憩いのゾーン」を整備し、年齢に対応したエリア等を点在させることで、こどもたちの意欲的なあそびやあそびの選択を促します。



基本施策3 いじめや不登校に対する取組の推進

いじめアンケートなどにより早期発見・早期対応に努め、認知した場合には校内での情報共有やケース会議の開催等組織的な対応を行うほか、他者を尊重する、受け入れる意識を育むため、人権教育に取り組みます。

年々増加する不登校については、学校が楽しいと思える魅力ある学校づくりに努めるとともに、児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、居場所が確保できるよう、教育支援センター「ひまわり」での支援を行うほか、市内全校に校内教育支援センターの整備に向け取り組みます。

また、こどもが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人ひとりの状況に応じて適切に対応できるように相談体制の充実を図ります。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)いじめ対策推進事業	いじめの未然防止や早期対応できる体制を整え、すべての児童生徒が安心して楽しく過ごせる学校づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・いじめアンケートなどによる早期発見・早期対応 ・学校内での情報共有の徹底、ケース会議の開催等組織的な対応
(2)人権教育の推進	人権に対する正しい理解を深め、自他の大切さを認め、多様性を尊重する人権感覚を育みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の手引きの活用 ・性に関する指導カリキュラムの活用 ・情報モラル指導
(3)不登校支援推進事業	魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備するための支援をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育心理検査の実施、進路学習会の実施 ・不登校児等支援連絡協議会の実施 ・学校内での情報共有の徹底、ケース会議の開催等組織的な対応 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・不登校児童生徒の保護者に対する支援
(4)教育支援センター「ひまわり」の運営・家庭支援員の配置	不登校児童生徒が安心して過ごすことのできる居場所を確保します。家庭支援員を配置して、「ひきこもり」につながる心が心配される児童生徒の適切な教育機会を確保するために、アウトリーチ型支援を進めます。
(5)市内全校に校内教育支援センターの設置	不登校の児童生徒や自分の学級に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境の整備・充実を図ります。
(6)相談体制の充実	多様な相談機会の提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員による相談の実施 ・ひきこもりの相談支援 ・子ども支援トータルサポート事業の実施 ・スクールカウンセラーによる相談の実施 ・ホームページによる相談窓口の情報提供

<青年期>

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる青年期において、情報提供等を含めた就労支援を進め、若者の雇用を促進するとともに、結婚の希望を叶えられるよう、出会いの機会・場の創出や経済的支援を実施します。

また、ひきこもりや人間関係等の問題など、課題を抱える若者やその家族への支援の充実を図ります。

基本施策1 若者の雇用と経済的自立に向けた就労支援

すべての若者が経済的な不安がなく、将来への希望を持って生活できるよう、大学などの教育機関や地元企業との連携によるキャリア教育を行うとともに、関係機関と連携し就労支援に取り組みます。

また、障がい者の雇用を促進するため、ハローワークなどと連携し、情報提供・支援を行うほか、特別支援学校高等部の生徒等の作品展示・販売の場を提供し、就労・社会参加の意識の向上に取り組みます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)大学などの教育機関や地元企業との連携によるキャリア教育の支援	学生が企業と出会う機会を提供するとともに、大学や高校などの関係機関と連携して、市内事業所へのインターンシップや企業見学等の参加を促すことで、キャリア支援を行います。 ・いわた・ふくろいインターンシップフェアの開催 ・地元企業見学バスツアーの開催
(2)新規学卒者の就職支援	新規学卒者に対して、関係機関と連携して、地域の職に対する理解を深めるため、企業説明会等を実施します。 ・いわた・ふくろい就職フェアの開催 ・高校生と企業を結ぶ合同企業説明会の開催
(3)障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者雇用を促進するため、ハローワークや障害者就労支援事業所などの関係機関と連携して就労に関する情報提供や支援を行います。また、静岡中東遠障害者就業・生活支援センターや事業所と連携を図り、障がい者が、長期に就労できるよう支援します。
(4)特別支援学校との連携	特別支援学校高等部の生徒等の作品展示・販売の場を提供し、就労・社会参加の意識の向上に取り組みます。
(5)サポートステーションとの連携	浜松及び掛川の地域若者サポートステーションが行っている、若年層の就職の支援について、HP等で周知します。

基本施策2 結婚を希望する方への支援

結婚の希望を叶えられるよう、相談支援や出会いの機会・場の創出等を支援するとともに、結婚に伴う新生活に係る経済的負担の支援を推進します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)ふじのくに出会い応援事業	県と市町が運営する公的な結婚支援拠点「ふじのくに出会いサポートセンター」において、結婚相談や婚活イベント、お相手探しなど、結婚を希望する方のサポートを行います。
(2)結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、婚姻した若者世帯を対象に家賃や引越し費用等の補助を行います。

基本施策3 生きづらさを抱える若者への支援

ひきこもりの状態にあったり、人間関係等に悩みや不安を抱えていたりするなど、生きづらさを抱える若者やその家族が、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、関係機関と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)ひきこもりの相談支援	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、ひきこもり対策実務者会議を開催するなど、関係機関と連携し、相談支援を行います。
(2)ひきこもり対策推進事業	当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にある当事者に対する支援を行います。
(3)若者や若者の対応に悩む家族への支援	課題を抱える若者（概ね18歳以上）やその対応に悩んでいる家族に向け、当事者同士や家族同士が交流できる場の提供などにより、継続的な支援を行います。
【再掲】 (4)こども家庭センターの設置	すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置します。
(5)相談体制の充実	多様な相談機会の提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員による相談の実施 ・ホームページによる相談窓口の情報提供 ・総合健康センターの「総合相談窓口」による相談・受付 ・外国人相談窓口の設置（袋井国際交流協会へ委託）

基本方針Ⅱ ライフステージを通じた支援

すべてのこどもが自分らしく力を発揮できるまち

ライフステージを通して、こどもが心豊かに成長できるよう、様々な遊びや学び、体験、活躍できる機会を提供するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく成長できるよう、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く問題に対し、適切な相談対応・支援をするための体制の充実を図ります。

また、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せに暮らせるよう、こども・若者を権利の主体と認識し、意見を聴く機会を設けます。

基本施策1 多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供

少年学級の開催や青少年リーダー育成事業など、さらには高等教育機関である静岡理工科大学が本市にある強みを生かし、遊びや体験などを通して心豊かなこどもの育成に努めるとともに、様々な文化やスポーツ、多様な価値観への理解を深めることで、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。

また、新たに、こども交流館「あそびの杜」を整備し、雨天や猛暑等の天候に関わらず、こどもが主体的に遊びや学び、体験を楽しむことができる場を提供するほか、意欲をもって海外留学を希望するこども・若者を応援する取組を実施します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)少年学級の実施	郷土を愛する豊かな感性を持ったこどもを育てるため、地区まちづくり協議会に委託し、体験を通して、自然や歴史・文化等について学ぶとともに、仲間や地域の人々との交流を図ります。
(2)青少年育成事業の充実	青少年健全育成地区実践活動など、多彩な体験学習や異年齢集団における仲間づくりを促進し、地域活動への参加を通じて、広い視野を持った心豊かなこどもの育成に努めます。
(3)青少年リーダー育成	地域活性化に向けて必要な知識・スキルを有する地域人材の発掘と、次代を担う若手リーダーの育成を進めます。
(4)大学を活かしたまちづくり	静岡理工科大学の高等教育機関としての機能を活かした学びの機会の提供をとおして、若者の学術への探求心や職業観を養い、人材づくりを進める、中・高校生学術交流事業を実施します。
(5)はたちの集い	20歳という人生の節目の年に、これまでの自らの歩みを振り返るとともに、人とのつながりを再確認し、これからの人生目標を確認する機会として「はたちの集い」を開催します。
(6)文化を楽しむ機会創出事業	こどもが創造力や想像力、コミュニケーション能力を育むとともに、文化がもたらす感動や創作の喜びを感じることができるよう、大学と連携したワークショップや月見の里学遊館やメロープラザでの公演や創作体験など、多様な文化に触れる機会の充実を図ります。

事業・取組	内 容
【再掲】 (7)袋井市子ども交流館 あそびの杜整備事業	こどもが主体的に遊びや学び、体験を楽しむことができる場を提供するため、また支所周辺エリアのにぎわいづくりのため、浅羽支所の一部を「袋井市子ども交流館あそびの杜」として整備します。
【再掲】 (8)放課後子ども教室の 実施	放課後におけるこどもの安全で安心な活動拠点となる居場所を確保し、異年齢のこどもの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましいこどもを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ります。また、放課後児童クラブとの連携に努めます。
(9)スポーツに触れる機 会の創出事業	こどものスポーツ習慣の定着化に向け、学校や地域での各種スポーツ教室や体験会などの開催を通じて、気軽に様々なスポーツに触れたり、トップアスリートとの交流などにより、スポーツへの興味・関心を持つきっかけとなる機会の充実を図ります。
(10)国際交流員(CIR)に よる「ハローイング リッシュ」	幼稚園・保育所・認定こども園の5歳児を対象に異文化交流教室の場を提供し、外国人や海外の文化に幼児期から親しむための活動を推進します。
(11)こどもの国際交流 推進事業	外国人人口の増加に伴うこども同士の異文化交流や保護者を対象とした子育てに関する懇談、交流等の場を通して、こどものすこやかな成長につなげます。 ・こどもの国際交流推進事業（袋井国際交流協会へ委託）
(12)子ども・若者海外留 学支援事業	こども・若者が、異文化に対する理解を深め、幅広い視野、コミュニケーション能力等を身に付ける機会を確保するため、意欲をもって海外留学を希望するこども・若者を応援するための奨励金を交付します。
(13)性の多様性の理解 の促進	性的マイノリティの理解の促進を図るため、性の多様性セミナーの開催やにじいろ階段等による啓発を行います。
(14)こどもの職業観や 就労意欲の育成	市内事業所での職業体験を通じて、職の魅力を発見し、こどもの職業観や就労意欲の育成を図ります。

TOPICS

子ども・若者海外留学支援事業／P44(12)、P45(13)

こども・若者の初めての海外留学へのチャレンジを応援するため奨励金を交付

次代を担うこどもたちが、海外での様々な経験を通して、異文化に対する理解を深め、幅広い視野、コミュニケーション能力等を身に付けるなど、急速な社会の変化に興味、関心を持って探求し、チャレンジし続ける人材育成のため、奨励金を交付し、その機会を積極的に後押しします。



↑ 報告会の様子



← 現地での様子

基本施策2 こどもの貧困対策の推進

家庭の貧困は、不適切な養育や虐待、健康阻害、不就学や学業不振など様々な面に影響があります。こどもが生まれ育った環境によって左右されることがないよう、学習支援や就学援助などの教育の支援や、生活保護や生活困窮者支援などによる生活の安定に向けた支援、保護者の就労の支援、経済的支援などに取り組みます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)学習支援事業	生活保護世帯及び低所得世帯のこどもに学習の場を提供し、学習支援や教育相談を行うことにより、高校等への進学を促進し、こどもの自立促進を図り、貧困の連鎖を防ぎます。
(2)就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な経費（学用品費、学校給食費など）の一部を支給し、保護者の経済的負担の軽減を行います。
(3)フードバンク事業	生活困窮により相談に来庁された人に対し、困窮状況に応じ食料を無償で提供します。
【再掲】 (4)こども食堂の実施への支援	こども食堂を実施している団体に対し、円滑な運営ができるよう、必要に応じてアドバイス等を行うなど側面的支援を行います。
(5)生活困窮者の就労支援	生活困窮者に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度により就労支援を行い、生活の安定を図ります。
(6)生活保護費の支給	国が定める最低生活費に収入が不足している生活困窮者に対し、申請に基づき年齢、世帯構成等に応じ、必要な保護費を支給します。
(7)保育所保育料の負担軽減	無償化対象外の0～2歳児の家庭に対し、所得に応じた保育料の負担軽減を行います。
(8)放課後児童クラブ利用料の負担軽減	生活保護世帯、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブ利用料の負担軽減を行います。
(9)実費徴収に係る補給給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得者世帯等の負担軽減のため、副食費を助成します。
(10)ひとり親の就業の促進	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターによる情報提供 ・母子家庭等における未就学児の保育所等入所についての優先利用
(11)児童扶養手当の支給等	母子家庭等に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付など、経済的負担の軽減を図ります。
【再掲】 (12)児童入所施設への入所措置	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。 経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。
【再掲】 (13)子ども・若者海外留学支援事業	意欲をもって海外留学を希望するこども・若者を応援するための奨励金を交付します。また、家庭の経済的理由等により海外留学の機会を失わないよう、非課税世帯等への支援の充実を図ります。

基本施策3 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもについては、早期発見・早期療育が重要であり、また、園や学校だけでなく、社会全体で、発達に特性のある子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、個々の状況にあった支援をすることが大切です。

乳幼児健診等における早期発見に努め、関係機関と連携した支援、福祉サービス、療育につなげるほか、学校においては、教職員が障がいに対する理解・指導を学ぶための研修等を開催し、特別支援や通級指導等個々の状況に応じた教育に取り組みます。

また、障がいのある子どもたちが、当たり前のように地域の一員として様々な活動に参加できるよう、社会の理解を促進する活動に取り組みます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)早期療育システムの推進	障がいを早期に発見し、適切な療育と発達支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 療育支援ネットワーク連絡会における、保健、医療、福祉、教育等の専門機関の委員による幼稚園及び保育所等における対応困難な事例への助言、意見交換等、課題解決につながるネットワークづくり 就学前児童の日常生活における基本動作や、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援施設「子ども早期療育支援センター」の充実 子ども早期療育支援センターにおける子どもの発達に関する相談・助言の実施
(2)子ども支援トータルサポートの充実	0～18歳の子ども及びその保護者を対象とした総合的・系統的な相談支援事業を、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し行います。
(3)「どんぐり教室（一次療育教室）」「わんぱく広場」の実施	幼児健康診査等において、言葉や心身の発達に遅れがみられた就園前の幼児や、親の関わりに支援が必要と思われる親子に対して、自由遊びや親子遊びを盛り込んだ継続的なフォローの場「どんぐり教室」「わんぱく広場」を実施します。
(4)幼稚園・保育所・認定子ども園への障がい児対応保育士・幼稚園教諭の配置	幼稚園・保育所・認定子ども園において、障がいの状態や程度に応じた適切な指導の実施に努めます。
(5)障がい福祉サービスの推進	保護者の疾病等により家庭での介護が一時的に困難となった障がいのある子どもに対し、施設等に短期間入所するショートステイや日常生活を支援するデイサービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービスを提供します。
(6)医療的ケア児への支援	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、中東遠圏域自立支援協議会の重心部会を協議の場として位置付け、医療的ケア児への支援を図ります。
(7)特別支援教育の充実	特別支援学級等における支援員の配置などにより、児童生徒一人ひとりの発達や状況に応じた適切な支援や指導を通して、自己肯定感や自己有用感を育みます。
【再掲】 (8)県立特別支援学校との連携	県立特別支援学校（袋井特別支援学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校）との連携により児童生徒の支援体制や教員の研修機会の充実を図ります。
(9)学校における共生・共育の取組	学校における共生・共育の取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 袋井特別支援学校と南の丘学園のコミュニティースクールを活用した交流及び共同学習の実施 どの子どもも自校で指導が受けられる通級指導教室の体制づくり（すべての学校における自校通級または巡回通級の実施）
(10)障害児放課後児童クラブ等への受け入れ	重度の障がいのある18歳までの子どもを対象に、放課後の集団遊びや体験を通して豊かな時間を過ごし、社会性を身につけることを目的に障害児放課後児童クラブや放課後等デイサービスで受け入れます。

事業・取組	内 容
(11)放課後児童クラブへの障がいのあるこどもの受け入れ	保護者が昼間就労等により家庭にいない小学生のうち、軽度の障がいのあるこどもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。
(12)発達障がいについての研修の実施	自閉症、学習障がい(LD)・注意欠陥/多動性障がい(ADHD)等に対する保育士・教職員等の理解を促進し資質向上を図るとともに、特別支援教育の充実に向けた研修を進めます。
(13)特別児童扶養手当の支給	知的、精神または身体に障がいのある児童を監護している人に対して、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
(14)障害児福祉手当の支給	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、児童の福祉の向上を図ります。
(15)特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学に要する所要の経費(学用品・通学用品購入費、学校給食費等)の一部を支給し、保護者の経済的負担の軽減を行います。
(16)児童発達支援センターへの支援・連携	市内の社会福祉法人が新たに設置、運営する「児童発達支援センター」に対し支援するとともに、他の相談機関との連携・機能分担を図ります。また、多くの市民が利用できるよう周知します。

TOPICS

学校における共生・共育の取組／P46(9)

全小中学校に通級指導教室を設置するための体制整備

「通級指導教室」とは、児童生徒の特性に合わせ、個々の課題に対し、よりよい適応を図るための支援を行う教室です。全小中学校に設置するための体制整備を進め、送迎に係るこどもや保護者の負担を軽減していきます。

令和7年度は袋井東小、袋井南小、袋井北小、今井小、高南小、浅羽北小、浅羽東小、袋井南中、浅羽中に通級指導教室を設置し、笠原小、浅羽南小では担当教員が巡回指導を行います。



基本施策4 きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

増加する児童虐待相談件数に対応するため、保健・医療・福祉・教育、さらには警察や民生委員・児童委員など、関係機関との連携を図りながら、要保護児童対策地域協議会等において個々のケースへの支援や進行管理を着実にを行うとともに、育児不安・ストレスや孤立感を抱いている保護者等に対して支援に取り組みます。また、こどもや子育て家庭に対する支援・見守りを社会全体で行うため、地域活動等の場など日ごろからの声掛けや挨拶に取り組むよう奨励します。

顕在化しにくいヤングケアラーについては、学校を中心としてその把握に努めるとともに、福祉・保健・教育などの関係機関が適切な支援につなげていきます。また、新たに「こども家庭センター」を設置し、ヤングケアラーに対する支援の充実を図ります。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)児童虐待を防止するネットワークづくり	保健・医療・福祉・教育等の関係者に加え、警察、市民代表、人権団体等から幅広い参加を得て、情報交換・共有を図るとともに、個々のケースの解決につながる実効ある取組ができるよう、要保護児童対策地域協議会をはじめ児童虐待を防止するネットワークの組織の充実を図ります。
(2)虐待を受けたこどもへの支援	虐待を受け、児童相談所による一時保護の対象となった児童や家庭での継続指導となった児童について、児童相談所と連携し支援を行います。
(3)おやこの絆づくり事業	育児不安感や孤立感が強い保護者等を対象に、親支援プログラムを活用した教室を開催し、親同士の仲間づくりと学びあいによる育児支援に努めます。
(4)虐待予防対策事業	母子健康手帳の交付や各種健診・相談等の機会をとおり、支援が必要な家庭や虐待リスクのある家庭等を把握し、継続支援するとともに、関係機関と連携し、虐待予防に努めます。
【再掲】	
(5)児童入所施設への入所措置	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。
(6)社会的養育体制の推進	特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親家庭での養育を推進します。
(7)社会的養護経験者等の自立支援の充実	児童相談所や施設、里親等と連携し、社会的養護経験者等の社会的自立を支援します。
(8)里親についての普及啓発	児童相談所と連携し、広報活動を進めることにより、里親の新規開拓と制度の理解・協力の促進を図ります。
(9)ヤングケアラーの支援	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図り支援します。
【再掲】	
(10)性の多様性の理解の促進	性的マイノリティの理解の促進を図るため、性の多様性セミナーの開催やにじいろ階段等による啓発を行います。
【再掲】	
(11)こども家庭センターの設置	すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置します。
(12)児童家庭支援センターの運営	社会福祉法人が設置する「児童家庭支援センター」は、様々な課題を抱えた家庭からの相談を受ける機関であることから、相談、適切な支援につながるよう、「こども家庭センター」などとの連携、機能分担を図ります。

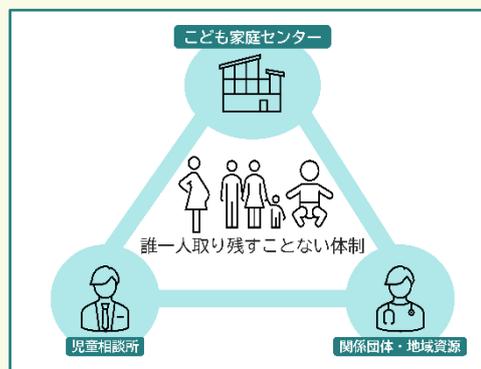
事業・取組	内 容
(13)相談体制の充実	<p>育児不安や虐待、ヤングケアラー等の問題や共同親権制度等に対応するため相談体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・保健師・栄養士等による育児相談 ・ 主任児童委員や民生委員・児童委員など地域における相談や支援体制の充実 ・ 保護司による更生支援 ・ スクールカウンセラーによる相談の実施 ・ 総合健康センターの「総合相談窓口」による相談・受付 ・ ホームページによる相談窓口の情報提供

TOPICS

こども家庭センターの設置／P32(1)、P42(4)、P48(11)、P53(9)

すべてのこどもとその家族、妊産婦に対して、包括的な支援を行うため、こども中心の組織を設置

こどもや家庭に係る相談機能の一元化や複雑な課題を抱えたこども・若者への相談支援など、すべてのこども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援するため、「こども家庭センター」を設置し、子育て支援に関する相談窓口・発達支援機能を一つに統合し、市民にわかりやすくするとともに、複雑な課題を抱えたこどもや家庭に対し、総合的に相談・支援できる体制を整えます。



基本施策5 犯罪などから子どもを守る取組

子ども・若者を犯罪被害や事故などから守り、安全を確保するため、地域住民、関係団体等と連携し、子どもの非行防止や交通安全、見守り活動などを推進するほか、インターネットやSNSなどの適切な使用に係る啓発に取り組みます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)子どもを守る学校・家庭・地域連絡協議会	子どもが安心して、登下校したり生活したりできるよう、地域全体で見守る体制を整え、情報共有を行うとともに、各校の取組について方向付けをしたり、評価をしたりします。
【再掲】 (2)デジタル社会での健全な成長をサポートする情報モラル教育	子どもが情報社会に積極的に参加し、インターネットをはじめとしたデジタル技術のメリットを活用しつつ、同時にその危険を理解し適切な判断をしていけるよう、学校、家庭、地域とともに取り組みます。 ・インターネットやゲーム、SNSの利用・依存等に関する講座 ・ネットパトロールの実施 ・保護者への啓発 など
(3)少年非行の未然防止	地域において、子どもや若者に対してはもとより、隣近所とのあいさつや声掛けなどにより、防犯意識を高めていきます。 「声掛け」を中心とした街頭補導により、青少年の非行の未然防止と早期発見に取り組みます。
(4)防犯・交通安全	地域、学校及び警察等の関係団体と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・幼稚園、認定子ども園、小学校及び中学校等での交通安全教室、防犯教室の実施 ・青パト防犯パトロール等による子どもの見守り活動
(5)スクールガードリーダー、スクールガードボランティアの活動	子どもの登下校時の安全や防犯について状況を把握し、助言するスクールガードリーダーを配置することで、各校の子どもを守るしくみを整え、子どもの安全意識の醸成を図ります。 地域のスクールガードボランティアを募り、地域全体で子どもを見守る体制を整えます。

TOPICS

スクールガードリーダー、スクールガードボランティアの活動／P50(5)

地域ので、子どもたちとふれあいながら、子どもたちの安全を守ります

登下校中の子どもたちを犯罪や交通事故、災害から守るため、地域のボランティアのみなさんが登下校中の見守りを行うなど、地域ので地域の子どもたちを守る取組を進めます。



基本施策6 こども・若者の「声」を聴く場の確保

こども・若者の意見を施策に反映させるとともに、こども・若者の社会参画につなげるため、こども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明することができるよう、ホームページやWEBアンケート、対面での意見交換等、こども・若者の「声」を聴く機会を設けます。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)ホームページやWEBアンケート等の実施	こども・若者の意見を施策に反映させるため、ホームページやWEBアンケート等により、こども・若者の「声」を聴く機会を設けます。
(2)意見交換会の開催	こども施策の策定・実施等を行う際には、こども・若者等に関する団体等と意見交換する機会を設けます。
(3)「未来 Create Club (中学生未来会議)」	中学生が市政や市の課題に対し、自ら解決策を考える「未来 create club (中学生未来会議)」等の場を活用し、中学生が意見を表明する機会を設けます。
(4)自主的な意見表明・聴取の活動	小中高生や大学生、若者が、自分たちの意見を表明したりとりまとめるなど、自ら主体的に活動ができるよう支援します。
(5)県の意見募集のプラットフォーム等の活用	県が実施するこども・若者の意見募集のプラットフォームや、ワークショップなどを共同で開催し、こども・若者から広く意見を聴く機会を設けます。

TOPICS

「未来 Create Club (中学生未来会議)」／P51(3)

中学生が、「袋井市をよりよくしたい」を自分たちで考え、実行する機会の創出

未来 Create Club は、郷土への愛着や自立的に考える力を育むことを目的とし、「袋井市をよりよくしたい!」という思いをもった中学生が集まり活動するクラブです。

自分たちの思いの実現に向け、「中学生未来会議」を開催し、市長をはじめ市の職員等と協議することで自分たちの提案をより明確にし、協議したことをもとに自分たちでできる取組を考え、実践します。



<令和6年度のテーマ>

「自然災害から暮らしを守るために

私たちにできること」

市民の防災意識を高めるために、石川県鳳珠郡穴水町で災害支援ボランティア活動に参加し、その経験から得たことをもとに、市の地域防災訓練の訓練内容を自分たちで考え、提案・実施しました。

基本方針Ⅲ 子育て当事者への支援

子育て当事者に寄り添い支えるまち

子育て当事者が、安心して出産し、育児に携わる環境が整えられるよう、必要に応じて経済的支援を実施するとともに、地域全体で子育て世帯を支える取組を推進します。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、子どもを第一に考え、子育て中の親が家事や育児等を担いながら子育てと仕事の両立が図れるよう、男性の育児分担はもとより子育てしやすい職場環境に向けた普及・啓発活動等に取り組むとともに、ひとり親家庭については、状況に応じた支援を実施します。

基本施策1 出産・子育てに関する経済的支援

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠・出産・子育てに係る経済的支援を実施します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談と、経済的支援を一体的に実施します。 ・妊婦等包括支援（伴走型相談支援）の実施 ・妊婦のための支援給付交付金の給付
(2)子育て家庭への手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる環境を整えられるよう、子育て世帯に対し児童手当の支給を行います。
(3)子育て家庭への医療費の助成	子育ての経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てられ、子どもの健全な育成に寄与するため、高校生年代までの子どもの医療費の助成を行います。
(4)子育て世帯への市営住宅の入居支援	裁量世帯（収入基準が緩和される世帯）に該当する子育て世帯の要件について、同居する子どもの年齢を高校卒業前等までとし、子育て世帯に対し市営住宅への入居を支援します。

基本施策2 地域における子育て支援の推進

少子高齢化の進展や核家族化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、今まで以上に子育ての不安を抱えている子育て家庭が顕在化しています。子育て家庭が地域で孤立することなく、適切な支援が実施できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、地域における子育て活動を支援します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)家庭教育力の向上	親スキルアップ講座や子ども理解講座の開催など、子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見直し、こどもの発達段階に応じた子育てと親としての育ちについて学ぶ機会や情報を提供することにより、家庭の教育力を高めます。
(2)家庭教育講座の実施	感性豊かなこどもを育てる乳幼児期・少年期における親の役割と家庭教育のあり方を学習します。
(3)ファミリー・サポート・センター事業の実施	就労をはじめとする社会参加と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、「援助を受けたい人」、「応援する人」が会員登録し、預かりや送迎等について会員同士による助け合いを進めます。
(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気などの理由で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で養育を行います。
(5)地域子育て支援システムの実施	子育て広場（あさば子育て広場「チュンチュン」、ふれあい子育て「さんさん広場」）において、地域の子育てサポーターにより家庭的な雰囲気の中で子育て支援を実施するとともに、利用促進を図ります。
(6)NPO、子育てサークル、ボランティアの育成、支援	子育てクラブなど市民の自主的な子育てサークルや子育てNPOの運営を支援します。
【再掲】 (7)こどもの国際交流推進事業	外国人人口の増加に伴うこども同士の異文化交流や保護者を対象とした子育てに関する懇談、交流等の場を通して、こどものすこやかな成長につなげます。 ・こどもの国際交流推進事業（袋井国際交流協会へ委託）
(8)子育て総合情報の提供	各種保育サービスや標準的な予防接種スケジュールの入力・管理のほか、保健・医療・食育など、子育てに関する総合的な情報を発信します。 ・子育て応援アプリの充実、保育コンシェルジュ、子育てガイドブック等による情報提供の充実
【再掲】 (9)こども家庭センターの設置	すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置します。
(10)相談体制の充実	多様な相談機会の提供に努めます。 ・妊娠時から妊産婦等に寄り添った伴走型相談支援の実施 ・家庭児童相談員による相談の実施 ・幼稚園、保育所等における子育て相談の実施 ・子育て支援センターでの相談の実施 ・子ども支援トータルサポート事業の実施 ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実 ・スクールカウンセラーによる相談の実施 ・ホームページによる相談窓口の情報提供

基本施策3 子育てと仕事の両立の支援

子育て中の親が、育児や家事、仕事等に取り組めるよう、共育での推進、男性の家事・育児への主体的な参画促進など男女共同参画意識の醸成や子育てしやすい職場環境となるよう普及・啓発活動等に取り組みます。

また、こどもが病気又は病気の回復期にあって集団保育が困難な状況になった場合にも一時的に保育が可能とする取組を実施します。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
(1)働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	<p>ワーク・ライフ・バランスや職場環境（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）の改善を促す広報・啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の定着・促進、男性の取得促進 ・勤務時間の短縮等の普及・啓発 ・再雇用制度の普及・啓発 ・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の普及・啓発 ・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークの普及・啓発
(2)男女共同参画意識の醸成	<p>家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プランの推進 ・男女共同参画推進講座や講演会の開催 ・男女共同参画社会づくり宣言事業所の普及、促進 ・広報やホームページ等による男女共同参画社会実現に向けた啓発 ・子育てや女性活躍に積極的な事業所、ロールモデルとなる事例の紹介
(3)働く女性への支援	<p>働く女性がステップアップするためのヒントや活躍するために必要な知識、技法等を身につけることを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く女性のスキルアップ、キャリアアップにつながる支援講座等の情報提供
(4)再就職への支援	<p>出産・育児等により一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワークの周知PR
(5)病児・病後児保育事業	<p>児童の健全育成及び保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあって集団保育が困難な状況にある児童を事業実施施設において一時的に保育します。</p>

基本施策4 ひとり親家庭への支援

経済的・精神的負担が大きい傾向にあるひとり親家庭の自立を促進し、安定した生活を送ることができるよう、個別ニーズを踏まえ、児童扶養手当などの経済的支援のほか、就業の促進、こどもの就園・就学などにおいて支援を行います。

<主要事業・取組>

事業・取組	内 容
【再掲】 (1)児童扶養手当の支給等	母子家庭等に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付など、経済的負担の軽減を図ります。
(2)ひとり親家庭への日常生活支援事業	ファミリー・サポート・センター事業と連携し、母子・父子家庭の親等が就労や疾病により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に支援します。 ・家庭生活支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業の推進
【再掲】 (3)ひとり親の就業の促進	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターによる情報提供 ・母子家庭等における未就学児の保育所等入所についての優先利用
【再掲】 (4)就学援助事業	準要保護家庭に該当するひとり親家庭に対し、必要な経費（学用品費、学校給食費など）の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
(5)ひとり親家庭への保育所等入所に係る支援	ひとり親家庭に対し、保育所等入所にあたり保育の必要性を重視するため、ひとり親の利用調整指数を加算します。
【再掲】 (6)放課後児童クラブ利用料の負担軽減	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブ利用料の負担軽減を行います。

第5章

事業計画（第3期袋井市子ども・子育て支援事業計画）

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や現在の施設の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされており、その提供区域ごとに「量の見込み」及び「確保方策（確保量）」を定めることとされています。

本市では、それぞれの事業について、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、利用者の利便性を考慮し、市全域を一つの圏域として設定しますが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、原則小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、小学校区を一つの圏域として設定します。

- ・「量の見込み」・・・令和7年度から5年間の市民ニーズ等に基づいた推計値
- ・「確保方策（確保量）」・・・「量の見込み」に対する提供体制の計画

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■事業内容

施設型給付、地域型保育給付の対象となる児童に対し、幼児期の教育・保育のニーズ量に合わせた提供体制の確保を図ります。

【給付対象児童の認定区分】

年齢	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3～5歳児	【1号認定】	【2号認定】
0～2歳児	—	【3号認定】

（1）1号認定（3～5歳児、教育標準時間認定）

	実施期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園等在園児実績 （各年度5月1日現在）	1,418人	1,297人	1,122人	1,006人	858人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	735人	658人	577人	570人	555人
②確保方策（定員） （特定教育・保育施設）	1,843人	1,843人	1,843人	1,843人	1,843人
（②－①）	1,108人	1,185人	1,266人	1,273人	1,288人

■量の見込みの考え方

- 令和2年度から令和6年度の幼稚園の利用状況と3～5歳児の推計人口を勘案して、令和7年度以降の見込みを算出

■確保方策

- 幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の定員
- 現在、公立幼稚園の教育・保育環境のあり方について検討を行っていることから、確保定員に変更が生じる場合には、令和9年度の間見直しにおいて変更します。

（2）2号認定（3～5歳児、保育認定）

	実施期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用希望実績 （各年度4月1日現在）	923人	1,023人	1,131人	1,207人	1,189人

		実施期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,177人	1,216人	1,232人	1,217人	1,186人
確保量	特定教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	1,262人	1,262人	1,262人	1,262人	1,262人
	認可外保育施設 （認証保育所、企業主導型保育施設）	89人	89人	89人	89人	89人
②確保方策（定員）の合計		1,351人	1,351人	1,351人	1,351人	1,351人
（②-①）		174人	135人	119人	134人	165人

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度から令和6年度の保育所等の利用状況と3～5歳児の推計人口を勘案して、令和7年度以降の見込みを算出

■確保方策

- ・保育所、認定こども園、認可外保育施設の定員

（3）3号認定（0～2歳児、保育認定）

【0歳児】

	実施期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用希望実績 （各年度4月1日現在）	107人	91人	93人	87人	86人

	実施期間					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	196人	196人	198人	199人	199人	
確保量	特定教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	151人	151人	151人	151人	151人
	特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	53人	53人	53人	53人	53人
	認可外保育施設 （認証保育所、企業主導 型保育施設）	30人	30人	30人	30人	30人
②確保方策（定員）の合計	234人	234人	234人	234人	234人	
（②－①）	38人	38人	36人	35人	35人	

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度から令和6年度の保育所等の利用状況と0歳児の推計人口を勘案して、令和7年度以降の見込みを算出

■確保方策

- ・保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設の定員

【1・2歳児】

	実施期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用希望実績 (各年度4月1日現在)	674人	754人	763人	748人	771人

		実施期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		760人	752人	790人	806人	804人
確保量	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	548人	548人	548人	548人	548人
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	197人	197人	197人	197人	197人
	認可外保育施設 (認証保育所、企業主導型保育施設)	87人	87人	87人	87人	87人
②確保方策（定員）の合計		832人	832人	832人	832人	832人
(②-①)		72人	80人	42人	26人	28人

■量の見込みの考え方

- 令和2年度から令和6年度の保育所等の利用状況と1・2歳児の推計人口を勘案して、令和7年度以降の見込みを算出

■確保方策

- 保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設の定員

【0～2歳の保育利用率】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳の推計児童数（A）	1,907人	1,848人	1,873人	1,855人	1,850人
0～2歳の確保量計（B）	1,066人	1,066人	1,066人	1,066人	1,066人
保育利用率	55.9%	57.7%	56.9%	57.5%	57.6%

保育利用率 = 確保量計（B）÷ 推計児童数（A）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■事業内容

地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育てに必要な各種保育サービスの提供体制の確保を図ります。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	728人	455人	498人	366人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	440人	440人	440人	440人	440人
確保方策	440人	440人	440人	440人	440人

■量の見込みの考え方

- ・令和3年度から令和5年度の過去3年間の利用実績の平均値を踏まえ算出

■確保方策

- ・すべての保育施設で実施しており、現在の確保体制を維持することで保育ニーズに応じていきます。

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,319人	1,211人	1,330人	1,359人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,535人	1,551人	1,579人	1,587人	1,629人
小学1年生	446人	419人	413人	413人	437人
小学2年生	386人	377人	354人	355人	348人
小学3年生	299人	347人	349人	326人	331人
小学4年生	229人	225人	271人	277人	274人
小学5年生	120人	126人	127人	148人	152人
小学6年生	55人	57人	65人	68人	87人
②確保方策（定員）	1,661人	1,696人	1,743人	1,743人	1,743人
（②-①）	126人	145人	164人	156人	114人

■量の見込みの考え方

- ・小学校区ごとに過去の申込率と推計児童人口を勘案し、小学校区ごとの見込みを積み上げ市全体の見込みを算出

■量を確保するための方策

- ・小学校の特別教室等を活用するなど、待機児童が発生しないよう定員を確保することによりニーズに応じていきます。
- ・関係者や学校との意見交換や情報共有、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めます。

【袋井東小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72人	70人	67人	71人	72人
②確保方策（定員）	80人	80人	80人	80人	80人
（②-①）	8人	10人	13人	9人	8人

【袋井西小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153人	161人	161人	170人	173人
②確保方策（定員）	155人	185人	185人	185人	185人
（②-①）	2人	24人	24人	15人	12人

【袋井南小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	240人	249人	265人	265人	270人
②確保方策（定員）	275人	275人	275人	275人	275人
（②-①）	35人	26人	10人	10人	5人

【袋井北小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	287人	275人	270人	261人	262人
②確保方策（定員）	300人	300人	300人	300人	300人
（②-①）	13人	25人	30人	39人	38人

【今井小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	62人	64人	62人	65人	63人
②確保方策（定員）	65人	65人	65人	65人	65人
（②-①）	3人	1人	3人	0人	2人

【三川小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45人	50人	50人	50人	50人
②確保方策（定員）	45人	50人	50人	50人	50人
（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

【笠原小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23人	22人	23人	20人	24人
②確保方策（定員）	38人	38人	38人	38人	38人
（②-①）	15人	16人	15人	18人	14人

【山名小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	280人	288人	294人	293人	298人
②確保方策（定員）	310人	310人	310人	310人	310人
（②-①）	30人	22人	16人	17人	12人

【高南小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	165人	173人	199人	205人	218人
②確保方策（定員）	173人	173人	220人	220人	220人
（②-①）	8人	0人	21人	15人	2人

【浅羽南小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	67人	60人	60人	55人	63人
②確保方策（定員）	70人	70人	70人	70人	70人
（②-①）	3人	10人	10人	15人	7人

【浅羽北小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70人	70人	62人	67人	68人
②確保方策（定員）	70人	70人	70人	70人	70人
（②-①）	0人	0人	8人	3人	2人

【浅羽東小学校区】

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	71人	69人	66人	65人	68人
②確保方策（定員）	80人	80人	80人	80人	80人
（②-①）	9人	11人	14人	15人	12人

（3）放課後子ども教室

放課後におけるこどもの安全で安心な活動拠点となる居場所を確保し、異年齢のこどもの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましいこどもを育むとともに、地域の教育力の活性化を図る事業です。

令和6年度までに放課後子ども教室が8校（連携型）となり、このうち校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は7校となりました。今後も、この体制の維持を基本とし、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めます。

（4）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で養育する事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	0人	0人	0人	0人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度以降利用実績はないものの利用ニーズ等を勘案して算出

■確保方策

- ・委託先施設（まきばの家）の年間最大受入人数

（5）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	49,414人	39,956人	50,190人	56,542人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	58,000人	57,000人	56,000人	55,000人	55,000人
確保方策 (箇所数)	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

■量の見込みの考え方

- ・過去4年間（令和2年度から令和5年度）の最大利用者数と令和6年度の利用状況をもとに、推計人口や保育所等の利用の見込みを踏まえ算出

■確保方策

- ・子育て支援センター等の設置箇所数

（6）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園型（幼稚園等における在園児対象の預かり保育）

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	58,924人	56,873人	49,963人	51,128人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	54,000人	49,000人	44,000人	44,000人	44,000人
確保方策	54,000人	49,000人	44,000人	44,000人	44,000人

■量の見込みの考え方

- 令和2年度から令和5年度の過去4年間の利用実績の平均値を踏まえるとともに、園児数の推移を勘案して算出

■確保方策

- すべての幼稚園等で実施しており、現在の確保方策を維持することでニーズに応じていきます。

イ 幼稚園型以外

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	946人	787人	896人	1,026人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	1,060人	1,080人	1,100人	1,130人	1,150人
確保方策	1,060人	1,080人	1,100人	1,130人	1,150人

■量の見込みの考え方

- 令和2年度から令和5年度の過去4年間の利用実績と推計人口を勘案して算出

■確保方策

- 保育所等で実施する一時預かり（一般型）と中央子育て支援センターで実施する一時預かり（ショート・マ・パ）により、ニーズに応じていきます。

（7）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者が就労等の理由で保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	73人	194人	293人	421人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	450人	480人	510人	540人	570人
確保方策	450人	480人	510人	540人	570人

■量の見込みの考え方

- ・利用者が増加していた令和5年度の利用状況を踏まえ算出

■確保方策

- ・現在の確保方策を維持することで、ニーズに応じていきます。

（8）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（協力会員）が会員登録し、お互いに助け合う事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績 (年間の延べ人数)	849人	509人	325人	711人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の延べ人数)	850人	850人	850人	850人	850人
確保方策	850人	850人	850人	850人	850人

■量の見込みの考え方

- ・過去4年間（令和2年度から令和5年度）の利用実績を踏まえ、最大利用者数で算出

■確保方策

- ・現在の体制で充足しているため、現在の確保方策を維持し、ニーズに応じていきます。

（9）利用者支援事業

【特定型】（保育コンシェルジュ）

市役所などの窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

※これまで母子保健型として、保健センターなど母子保健に関する施設で行っていた保健師等による相談支援や情報提供は、こども家庭センター型の一部として継続して行います。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

■量の見込みの考え方及び確保方策

- ・現在実施している「特定型」と「こども家庭センター型」の2箇所で、他の関係機関と連携した支援を行うことが可能と考えるため、現在の体制を維持していきます。

（10）妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持、安全安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。（妊婦健康診査16回分の費用の助成事業）

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,083人	1,094人	1,068人	968人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	940人	900人	870人	840人	810人
確保方策	940人	900人	870人	840人	810人

■量の見込みの考え方

- 令和2年度から令和5年度の過去4年間の利用実績と0歳児の推計児童人口を勘案して算出

■確保方策

- 現在、適切に事業が実施されているため、引き続き、妊婦が健康診査を受けられる体制を整えていきます。

（11）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	702人	673人	680人	661人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	630人	620人	620人	610人	610人
確保方策	630人	620人	620人	610人	610人

■量の見込みの考え方

- 0歳児の推計児童人口を勘案して算出

■確保方策

- 現在、適切に事業が実施されているため、引き続き、乳児家庭に訪問できる体制を整えていきます。

（12）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	17人	18人	13人	21人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度から令和5年度の過去4年間の利用実績を踏まえ算出

■確保方策

- ・現在、訪問が必要な世帯には適切に訪問できているため、引き続き、訪問できる体制を整えていきます。

（13）妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	5,017回	4,875回	4,671回	4,602回

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,200回	5,200回	5,200回	5,200回	5,200回
確保方策	5,200回	5,200回	5,200回	5,200回	5,200回

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度から令和5年度の過去4年間の実績の平均値と0歳児の推計児童人口を勘案して算出

■確保方策

- ・現在、適正に相談支援ができているため、引き続き、相談支援ができる体制を整えていきます。

（14）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施回数)	12回	12回	12回	12回	12回
確保方策 (年間の延べ人数)	120人	120人	120人	120人	120人

■量の見込みの考え方

- ・令和6年度の実施回数、参加者数を踏まえ算出

■確保方策

- ・年間の最大受講可能人数

（15）産後ケア事業

産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

	実施期間			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	37人	64人	77人	88人

	実施期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250人	250人	250人	250人	250人
確保方策	250人	250人	250人	250人	250人

■量の見込みの考え方

- ・令和2年度から令和5年度の過去4年間の実績と令和6年度から対象者要件の撤廃による利用者の増加を勘案して算出

■確保方策

- ・希望する産婦が利用できるよう、委託医療機関等により見込み量を実施できる体制整えていきます。

（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満の乳児又は幼児（保育所等に入所している乳児等は除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児等とその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

国では、対象を0歳6か月から満3歳未満を基本とし、保育所・認定こども園等で一人当たり「月10時間」を上限として試行的事業を実施し、令和8年度から全自治体で実施を予定しています。

本市では、国の手引きやニーズ調査結果に基づき、量の見込みを1日3人程度とし、見込み量を実施できる体制を確保するよう調整していきます。

その他 今後実施を検討する事業

（17）子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、既存事業を活用し、子育て家庭や妊産婦等がいる家庭への支援を実施していきます。

（18）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

社会状況の変化や市民生活の多様化などの教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育施設の定員構成などの見直しを検討するなど、既存の教育・保育資源を最大限活用します。

また、公立幼稚園が幼稚園教育要領を着実に実践し、その専門的知見やノウハウを他の幼児教育・保育施設に提供するとともに、幼児教育センターの指導主事や幼児教育アドバイザーによる訪問や研修等を充実し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

さらには、幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校の連携、交流の推進を図るとともに、就学前教育カリキュラムや架け橋期のカリキュラムを実践することにより、幼児教育と小学校教育への円滑な移行を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園、幼稚園預かり保育、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行っています。

また、県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、確認や指導監督等の法に基づく事務を適切に行います。

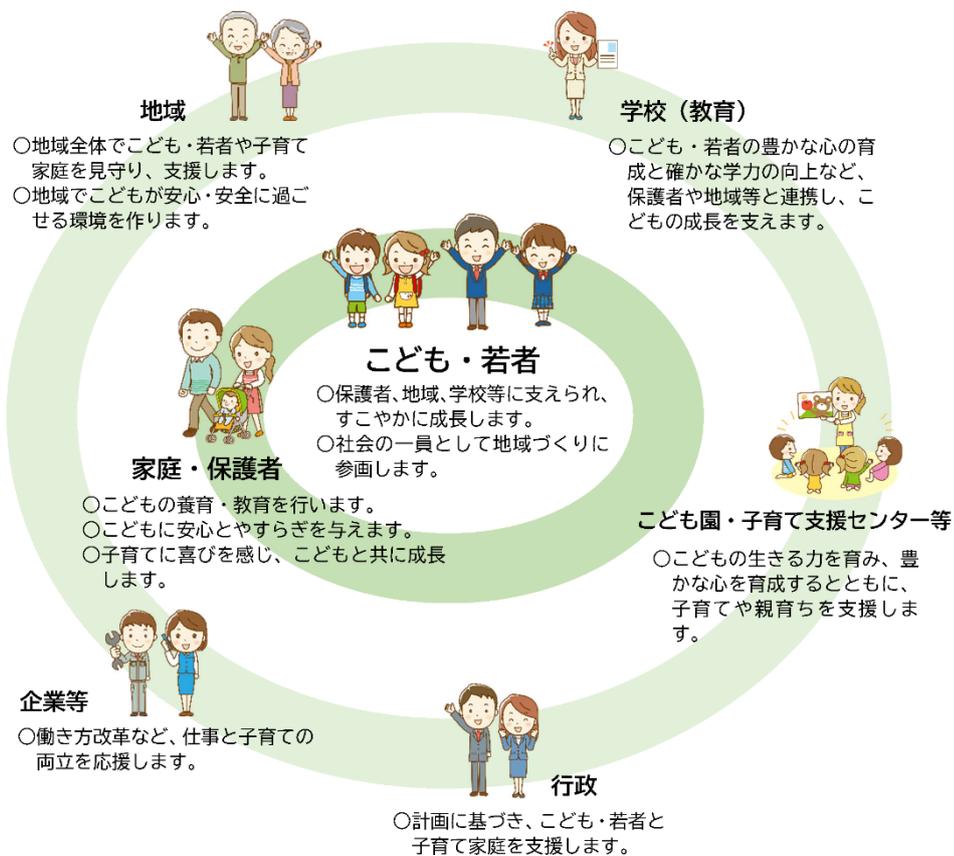
第6章

計画の推進

1 推進体制

本市では、「袋井市こどもしあわせプラン」の推進にあたり、計画の基本理念である「すべてのこどもが夢と希望を持って成長できるまち～こども・若者 どまんなか ふくろい～」の実現に向けて、全庁的に取り組んでいきます。

事業を進めるにあたっては、市民や地域、こども園などのこども・子育て支援事業者や学校、企業や関係機関と連携・協力するとともに、こども等の意見を取り入れながら施策を推進していきます。



2 進行管理

本計画の基本方針、基本施策ごとに、事業や取組の実施状況について、毎年度、袋井市子ども・子育て会議等の有識者会議で点検・評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

また、本計画第5章の「事業計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）」については、数値による把握・評価を行い、事業の実施に伴う課題について、改善や見直しを行います。

なお、「事業計画」については、人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である令和9年度を目途に、量の見込みと確保方策等について見直しを行います。

■基本理念の実現のための数値目標

基本理念の実現に向け、こども・若者、子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標を設定して本プランに掲げた施策を推進していきます。

	項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合（小6・中3）	76.6%	78.0%
2	大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思うこども・若者の割合	－ 参考：県 41.9%	70.0%
3	子育てが社会から応援されていると思う市民の割合	－ 参考：県 35.4%	70.0%

■こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

項目	現状値		算出方法等
児童数及び外国人児童数 (18歳未満)	(R5)児童 14,991人 (R5)外国人児童945人	(R6)児童 14,772人 (R6)外国人児童1,000人	住民基本台帳(3月31日現在)
こども家庭センターへの実 相談者数	- 人		こども家庭センターへの実相 談者数の合計
マタニティスクールの参加 者数	(R4)221人	(R5)278人	市の資料
保育所等利用待機児童数	(R5)0人	(R6)0人	保育所等利用待機児童調査要 領に基づき算出
不登校児童数及び全児童数 に占める割合(小学生)	(R4)69人 (R4)1.4%	(R5)98人 (R5)1.9%	小学校の不登校(年間30日間 以上の欠席)の児童数と割合
不登校生徒数及び全生徒数 に占める割合(中学生)	(R4)179人 (R4)6.8%	(R5)206人 (R5)8.1%	中学校の不登校(年間30日間 以上の欠席)の生徒数と割合
就学援助認定者数及び全児 童に占める割合(小学生)	(R4)392人 (R4)7.7%	(R5)400人 (R5)7.9%	就学援助の認定者数と割合 (市の統計)
就学援助認定者数及び全生 徒数に占める割合(中学生)	(R4)227人 (R4)8.6%	(R5)234人 (R5)9.3%	就学援助の認定者数と割合 (市の統計)
18歳未満の子どもがいる生 活保護世帯数	(R5)44世帯	(R6)45世帯	市の統計(4月1日現在)
身体障害者手帳及び療育手 帳の交付者数(18歳未満)	(R5)身体 48人 (R5)療育 282人	(R6)身体 50人 (R6)療育 270人	市の統計(4月1日現在)
子ども早期療育支援センタ ー「はぐくみ」の実利用者数	(R4)99人	(R5)102人	市の資料
ホームページで行う意見募 集の意見の数	- 件		ホームページで実施する意見 募集の意見件数
親スキルアップ講座の参加 者数	(R4)565人	(R5)607人	市の資料
「男女共同参画社会づくり 宣言」宣言事業所の数	(R4)58事業所	(R5)58事業所	県男女共同参画社会づくり宣 言事業所数のうち、市内の事 業所数 (県男女共同参画課がHPで 公表)
市内事業所における男性の 育児休業取得率	(R4)18.6%		男女共同参画に関する実態調 査(事業所) (2年に1回調査)

資料編

1 統計データとニーズ調査結果

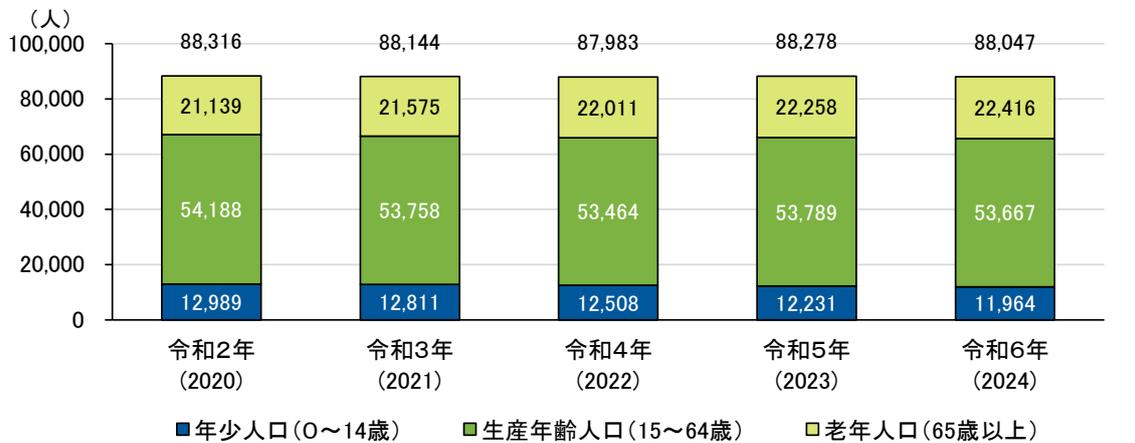
(統計データ)

(1) 人口の状況

ア 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は88,000人前後の横ばいで推移し、令和6年は88,047人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。

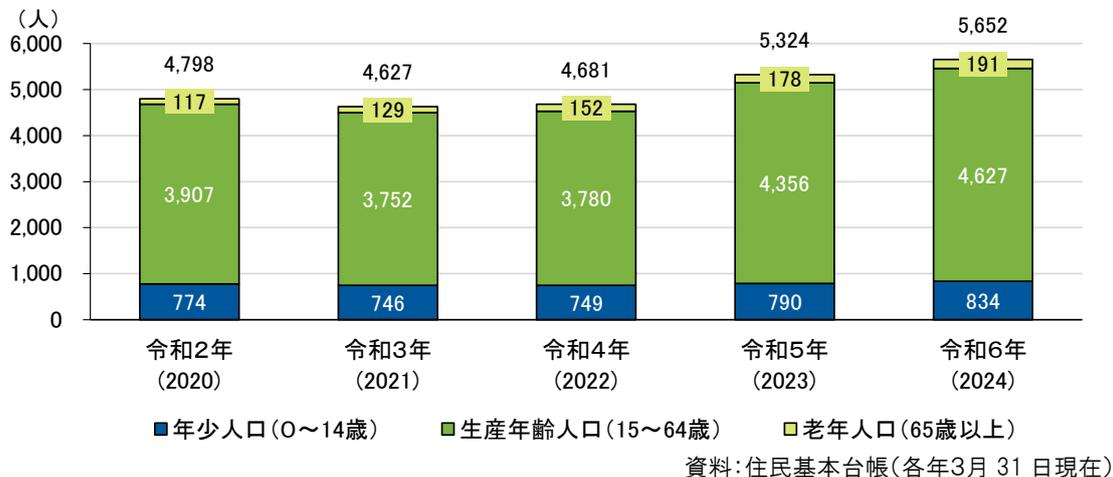
■年齢3区分別人口の推移



イ 外国人人口の推移

本市の外国人人口は令和3年以降増加しており、令和6年は5,652人となっており、全人口に対し、6.4%を占めています。

■外国人人口の推移

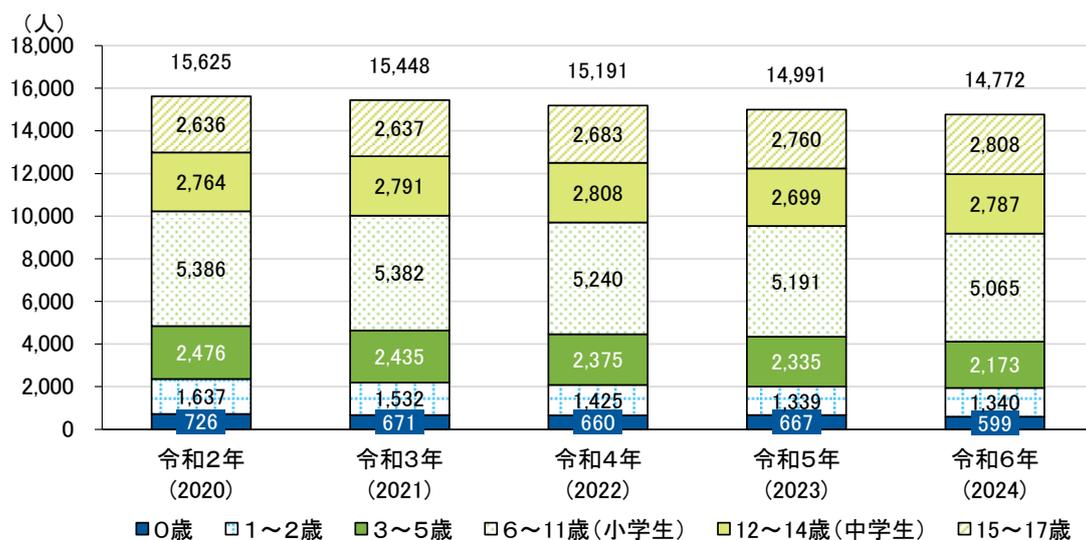


ウ 児童数の推移【再掲】

本市の18歳未満の児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6年は14,772人となっています。特に0歳から5歳までの就学前児童が減少しており、令和2年に比べ令和6年は727人減少しています。

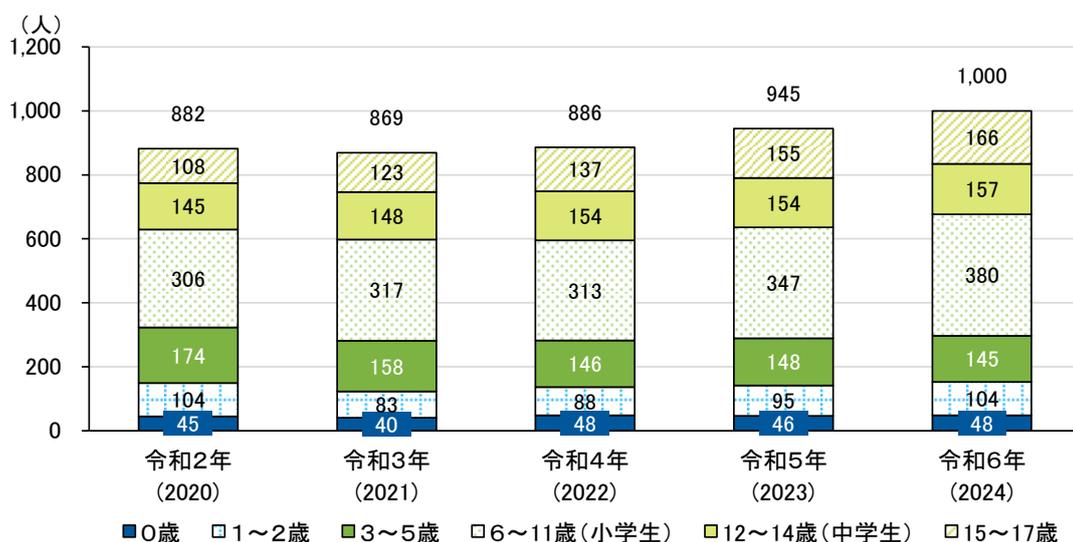
一方で、18歳未満の外国人児童数の推移をみると、令和3年以降増加しており、令和6年は1,000人となっており、全児童数に対し、6.8%を占めています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

■外国人児童数の推移【再掲】



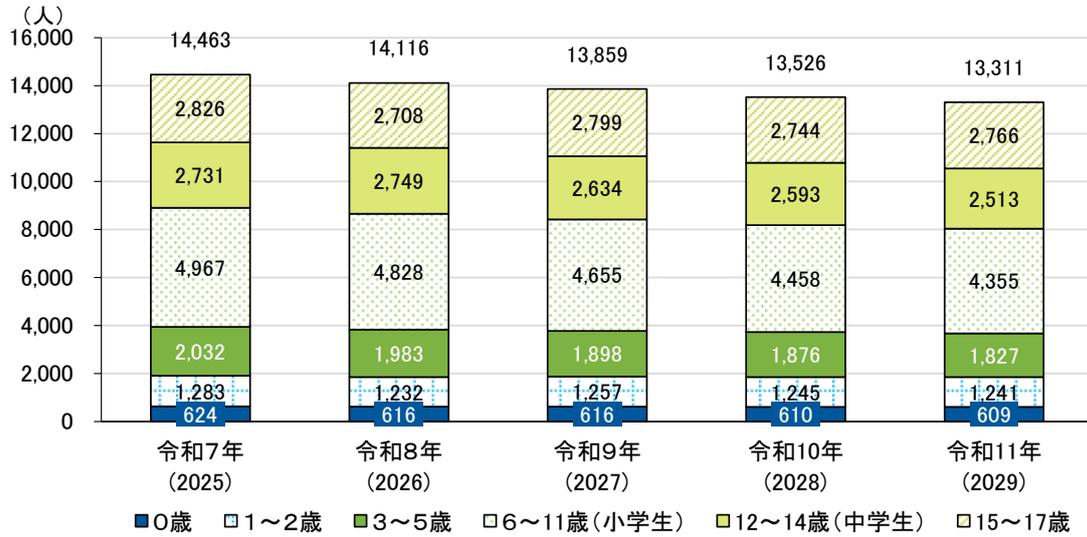
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

工 児童数の見込み【再掲】

本市の18歳未満の児童数の見込みは、令和2年から令和6年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

児童数は、今後年々減少していくと見込んでおり、令和11年では13,311人となり、特に中学生以下で年々減少すると予測しています。

■児童数の見込み

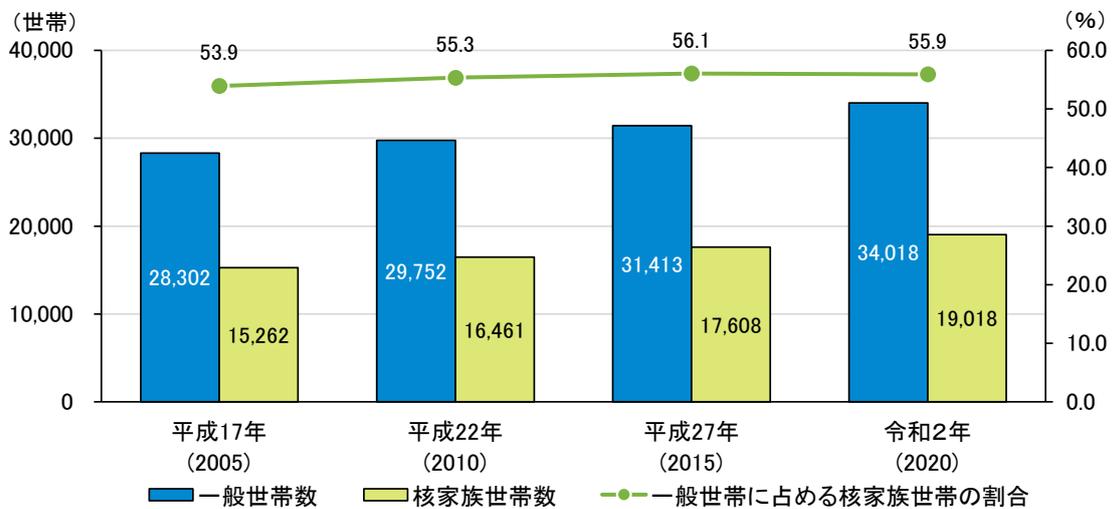


(2) 世帯の状況

ア 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年は19,018世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も微増傾向で推移しており、核家族化が進行しています。

■世帯の状況

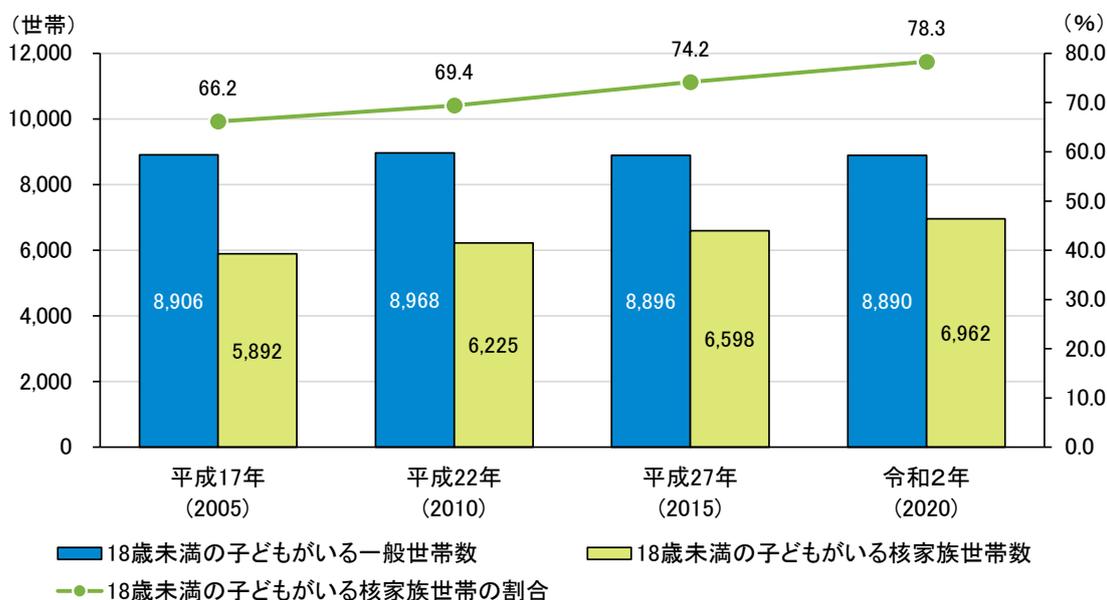


資料：国勢調査

イ 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成22年以降減少しており、令和2年は8,890世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数とその割合は増加しています。

■18歳未満の子どもがいる世帯の状況

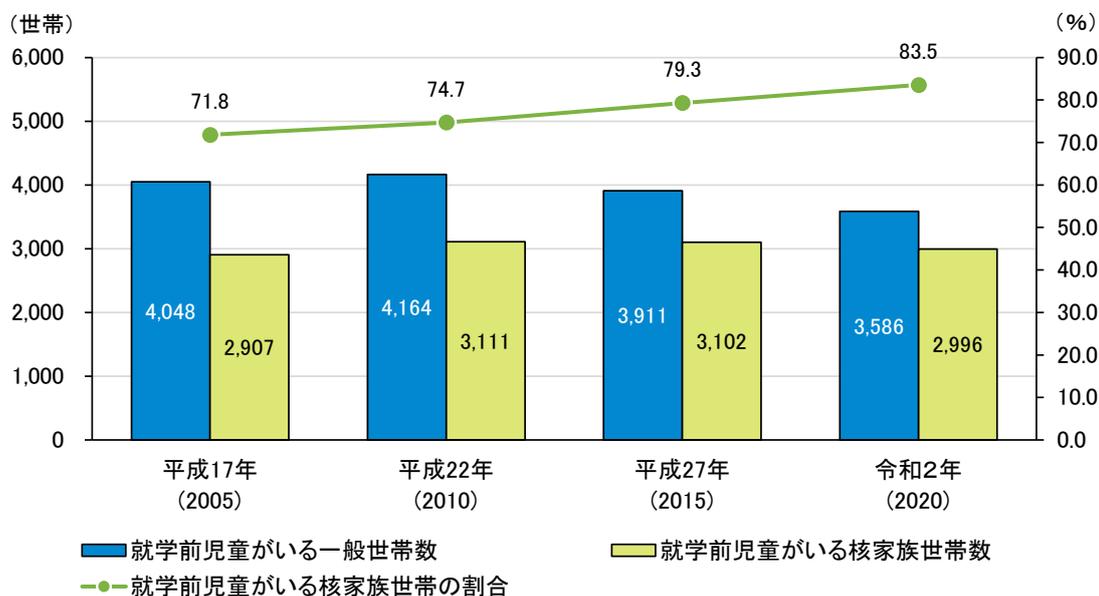


資料:国勢調査

ウ 就学前児童（6歳未満の子ども）がいる世帯の状況

本市の就学前児童がいる一般世帯数は平成22年以降減少しており、令和2年は3,586世帯となっています。また、就学前児童がいる核家族世帯数も平成22年以降減少していますが、その割合は増加傾向となっています。

■就学前児童がいる世帯の状況

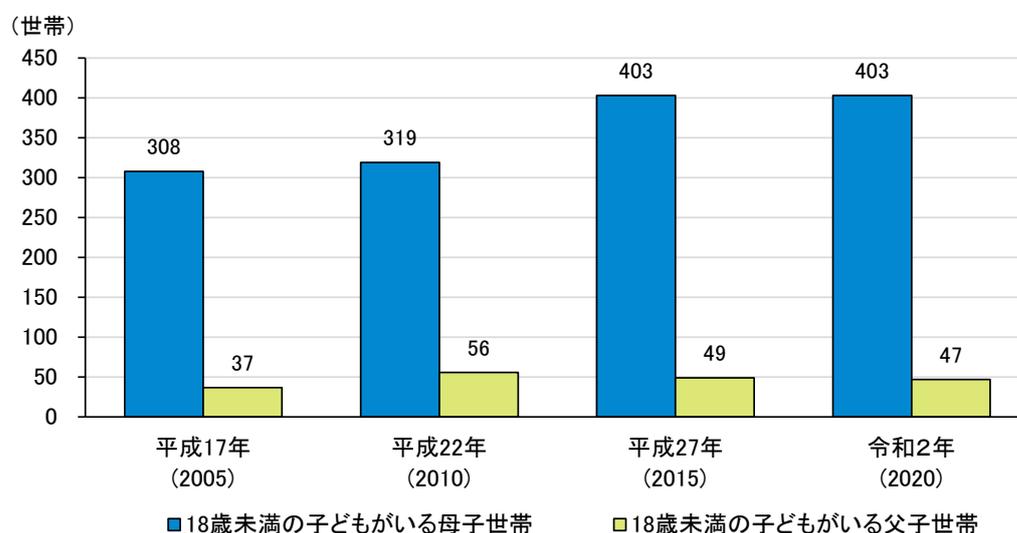


資料:国勢調査

エ ひとり親世帯の推移【再掲】

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向となっており、令和2年は403世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年以降減少しており、令和2年は47世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



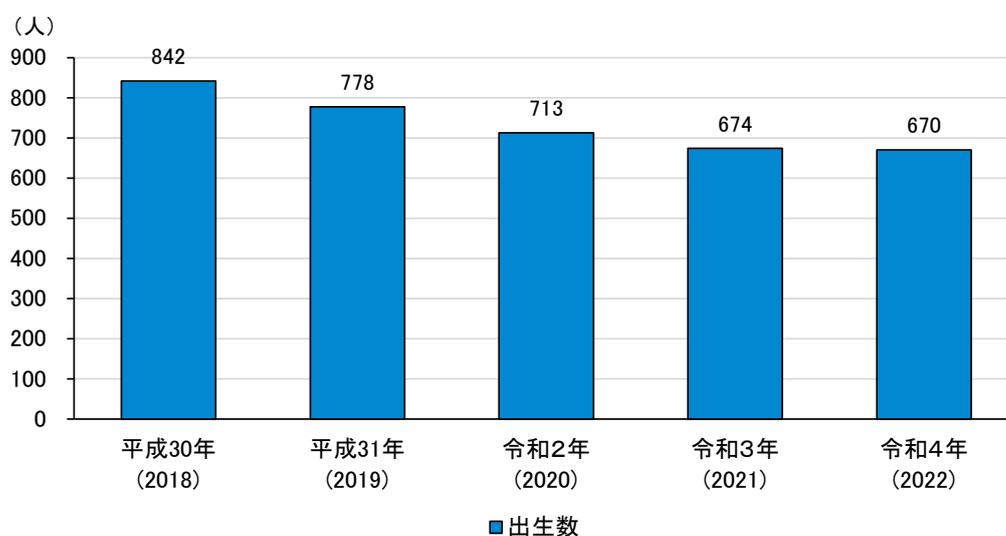
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

ア 出生数の推移

本市の出生数は減少しており、令和4年は670人となっており、平成30年と比較し172人減少しています。

■出生数の推移

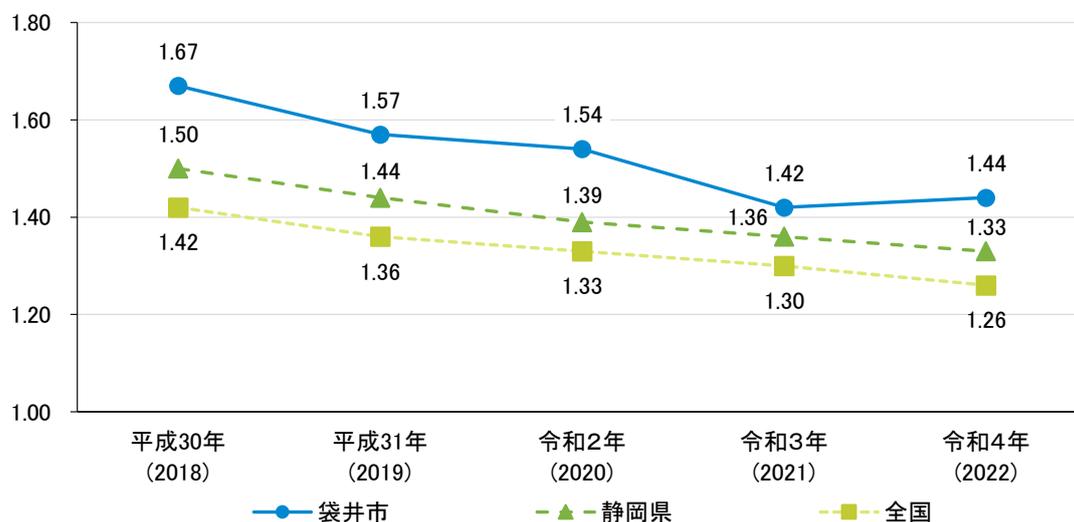


資料：住民基本台帳

イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は、静岡県、全国平均より高い水準を維持していますが、令和3年までは年々減少しています。なお、令和4年は1.44と横ばいとなっています。

■合計特殊出生率の推移



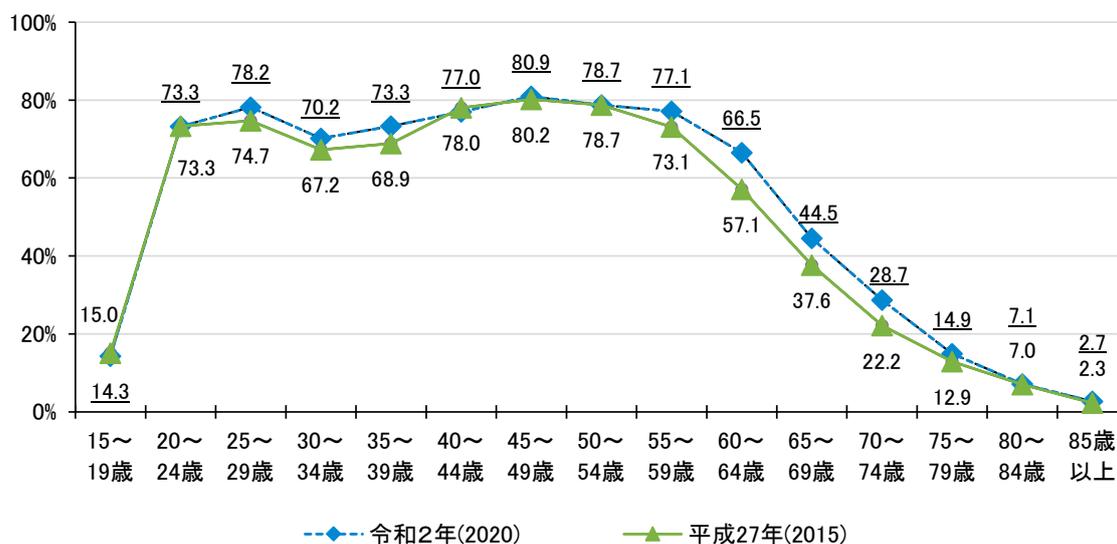
資料：人口動態統計

(4) 就業の状況

ア 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年に比べ令和2年は上昇し、M字カーブは緩やかになっています。

■女性の年齢別就業率の推移

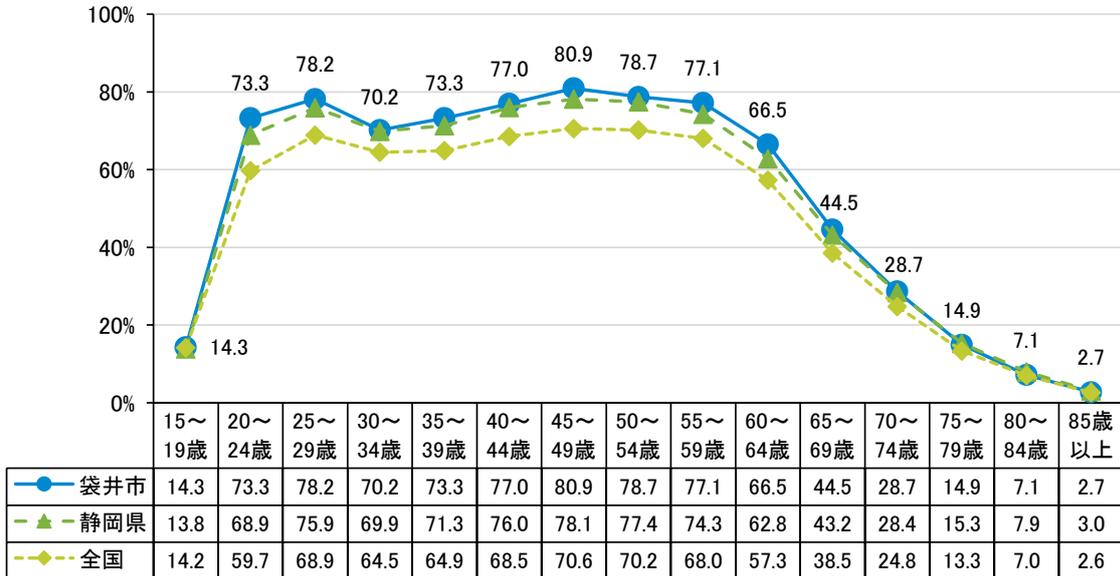


資料：国勢調査

イ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国より高くなっており、県とは同程度となっていますが、15～74歳は本市が上回っています。

■女性の年齢別就業率（国・県比較）

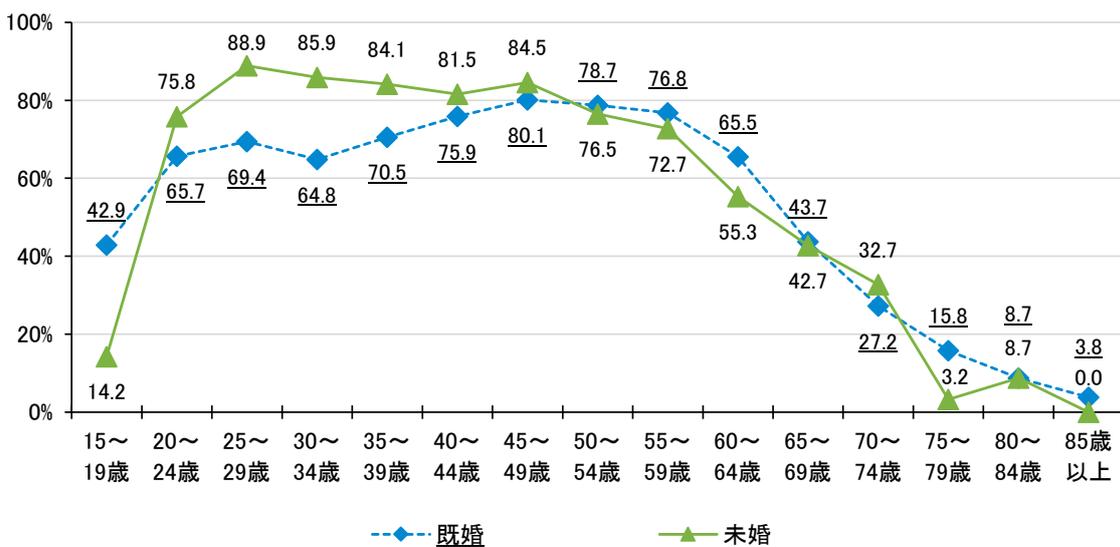


資料：国勢調査（令和2年）

ウ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）【再掲】

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



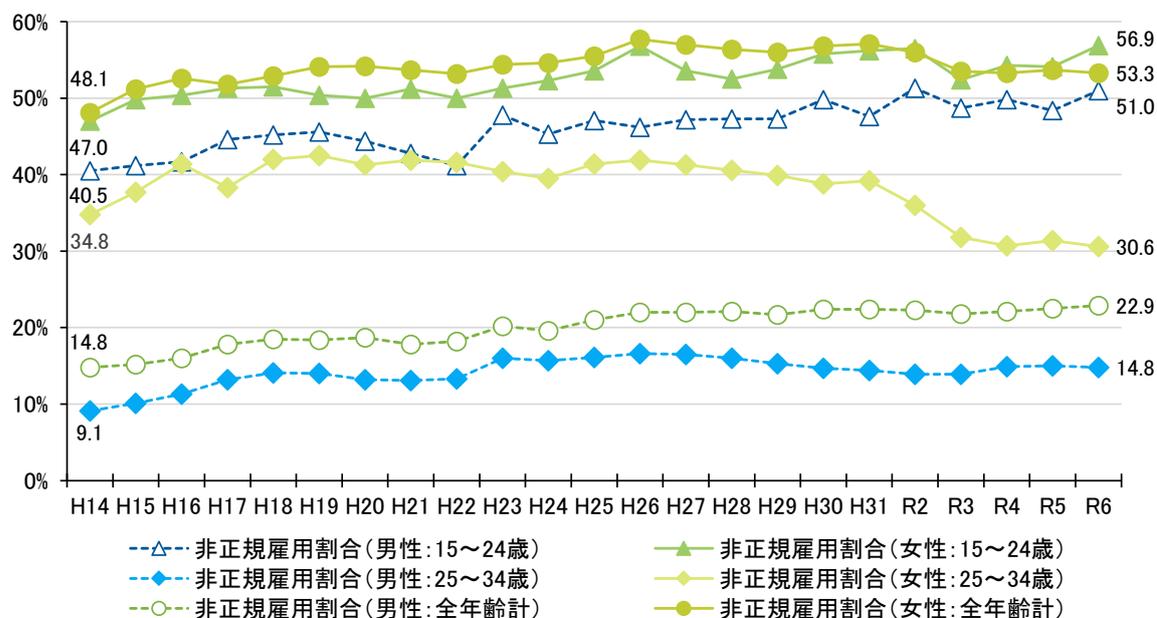
資料：国勢調査（令和2年）

Ⅰ 若者の雇用・労働の状況（全国）

若者の非正規雇用割合の推移について、平成14年と令和6年を比較すると、男性の15～24歳は40.5%から51.0%、女性の15～24歳は47.0%から56.9%に上昇しています。

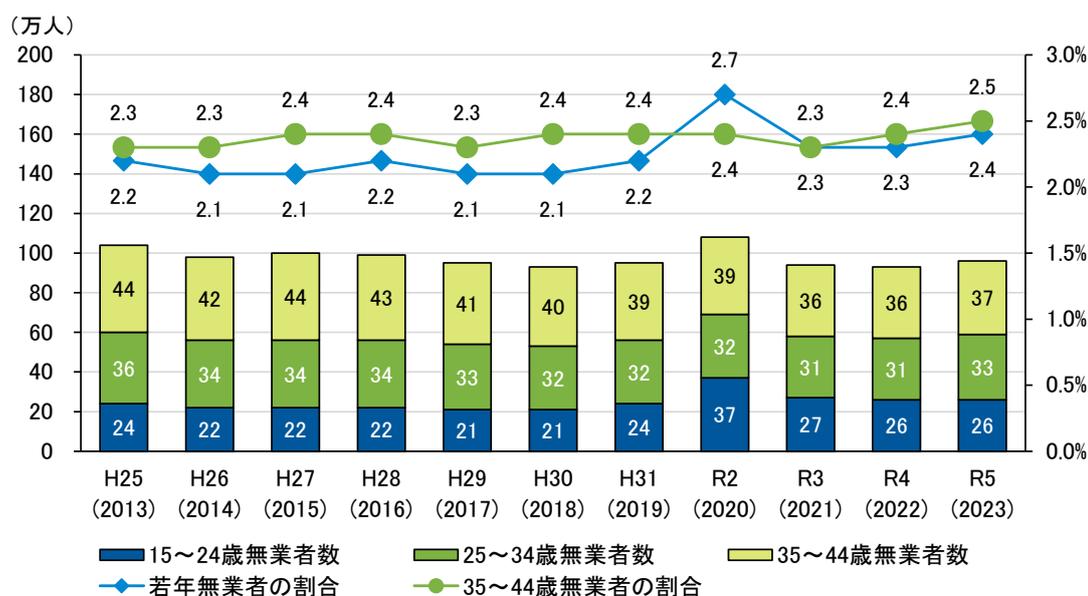
また、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）数は、令和5年平均で59万人と、前年に比べ2万人の増加となっています。

■若者の非正規雇用割合の推移



資料:労働力調査

■若年無業者数及び35～44歳無業者数及び人口に占める割合の推移



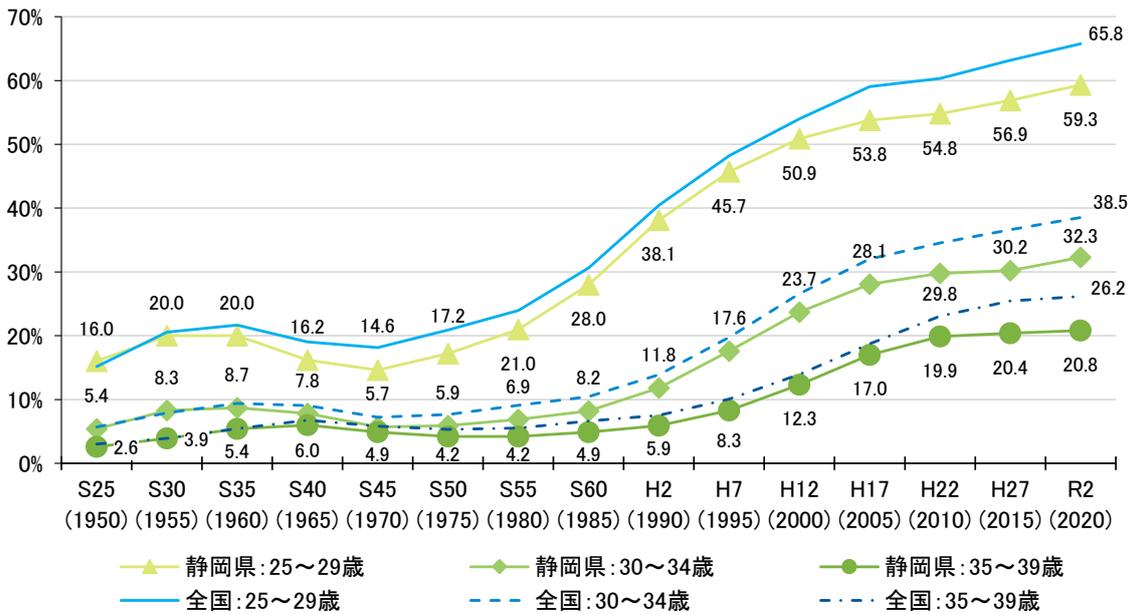
資料:労働力調査

(5) 結婚の状況

ア 未婚率の状況（静岡県、全国）【再掲】

静岡県は、全国よりも若干低い水準で上昇を続けています。各年齢階層とも全国と比較して上昇は鈍化していますが、概ね3人に1人は独身となっています。本市は、県内では男女ともに未婚率は低い方となっています。

■女性の未婚率の推移（5歳階級）

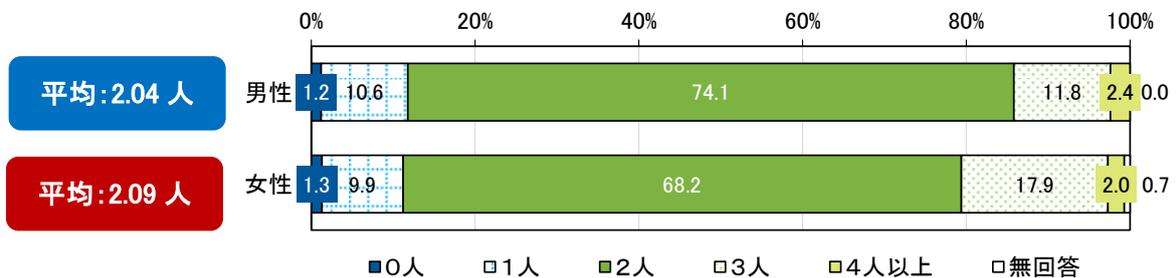


資料：国勢調査

イ 希望する子どもの人数

平均希望子ども数は、男性・女性ともに2人以上となっています。

■希望する子どもの人数



資料：静岡県少子化対策に関する県民意識調査結果（令和元年度）

※集計対象：20～34歳の独身者で、結婚意思のある人

※平均は「4人以上」を「4人」とみなして計算

(6) 教育・保育サービス等の状況

ア 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和6年は363人となっています。

■幼稚園の状況

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
定員数	人	2,260	1,900	1,220	1,220	1,140
利用児童数	人	1,252	928	501	445	363
箇所数	箇所	14	12	9	9	9

資料：市の統計(各年5月1日現在)

イ 認可保育所等の状況（認可保育所、小規模保育）

本市の認可保育所等の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数は年々減少しており、令和6年は定員数1,050人、利用児童数940人となっています。

■認可保育所等の状況

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
定員数	人	1,224	1,310	1,226	1,170	1,050
利用児童数	人	1,183	1,191	1,126	1,036	940
箇所数	箇所	21	28	27	27	26

資料：市の統計(各年4月1日現在)

ウ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数は増加傾向にあり、令和6年は定員数1,864人、利用児童数は1,570人となっています。

■認定こども園の状況（1・2・3号）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
定員数	人	629	1,050	1,648	1,738	1,864
利用児童数	人	634	1,001	1,448	1,536	1,570
箇所数	箇所	4	7	10	11	12

資料：市の統計(各年5月1日現在)

工 保育所等（2・3号認定）の申込状況

本市の保育所等（2・3号認定）の申込状況の推移をみると、年々増加しており、令和6年は2,135人となっています。

■申込状況の推移

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	人	128	98	99	90	93
1歳	人	381	388	394	376	417
2歳	人	405	403	418	409	424
3歳	人	339	385	410	397	404
4歳以上	人	609	655	740	816	797
合計	人	1,862	1,929	2,061	2,088	2,135

資料：市の統計（各年4月1日現在）

■待機児童の推移

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0～5歳	人	33	2	0	0	0

資料：市の統計（各年4月1日現在）

（7）放課後児童クラブの状況

ア 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・箇所数は、増加傾向となっており、令和6年の利用児童数は1,462人となっています。

■放課後児童クラブの状況

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
定員数	人	1,271	1,381	1,421	1,546	1,626
利用児童数	人	1,252	1,182	1,243	1,307	1,462
箇所数	箇所	21	21	21	23	25

資料：市の統計（各年5月1日現在）

イ 放課後児童クラブの待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブにおける待機児童数の推移をみると、年によってばらつきがあるものの、令和6年は常時利用11人、長期休業中のみの利用11人となっています。

■待機児童数の推移

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
常時利用	人	41	30	37	38	11
長期休業中のみの利用	人	17	14	37	14	11
合計	人	58	44	74	52	22

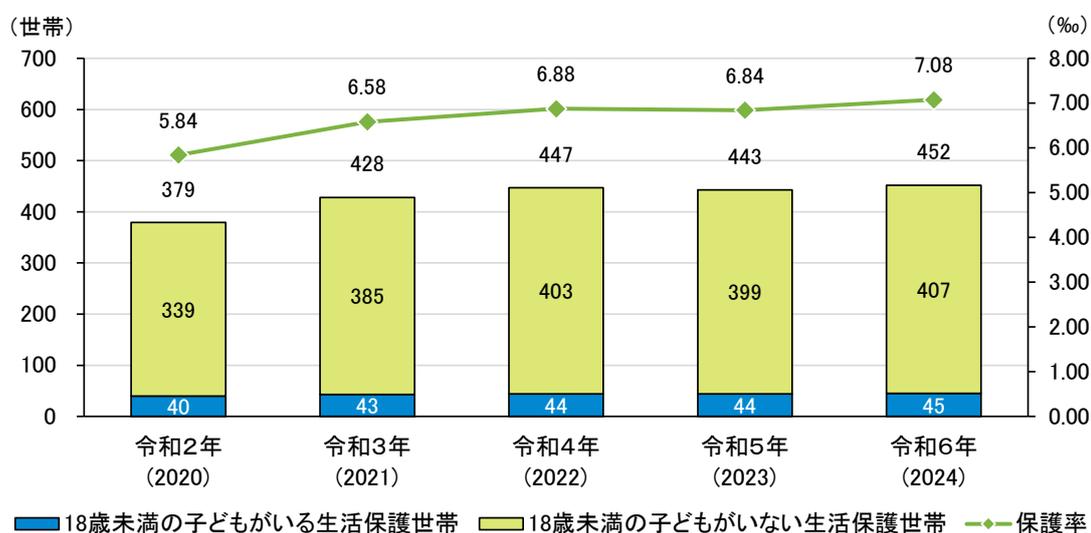
資料：市の統計（各年5月1日現在）

(8) こどもの貧困の状況

ア 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯の推移

本市の生活保護世帯数は、増加傾向となっています。また、18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数についても、増加傾向となっています。

■18歳未満の子どもがいる生活保護世帯



資料：市の統計(各年4月1日現在)

イ 子どもの貧困率の推移 (全国)

子どもの貧困率(相対的貧困率)は、令和3年調査で11.5%となっており、約9人に1人の割合となっています。

■相対的貧困率の推移

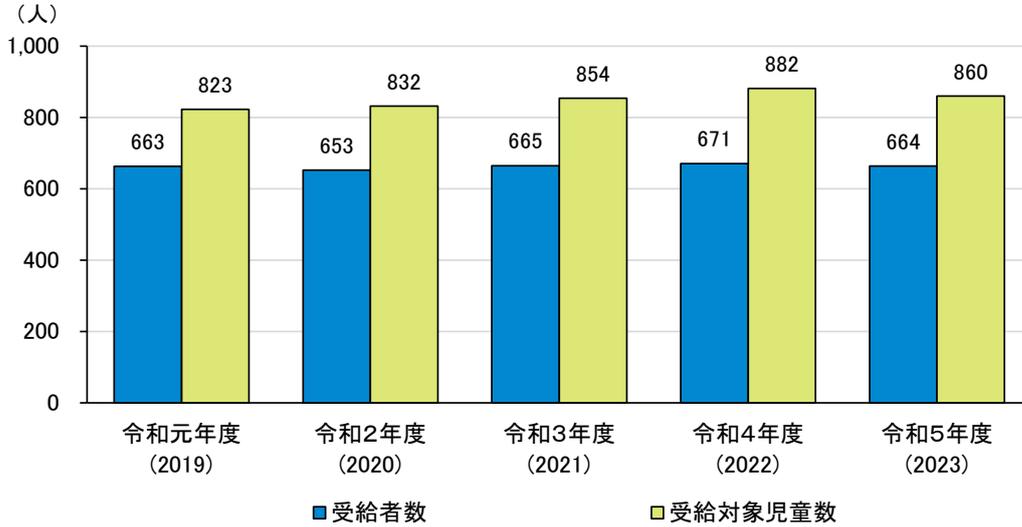
	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30 旧基準	H30 新基準	R3 新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世代 大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5

資料：国民生活基礎調査

ウ 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は横ばいで推移していますが、受給対象児童数は微増傾向にあります。令和5年度は受給者数664人、受給対象児童数860人となっています。

■児童扶養手当受給者数

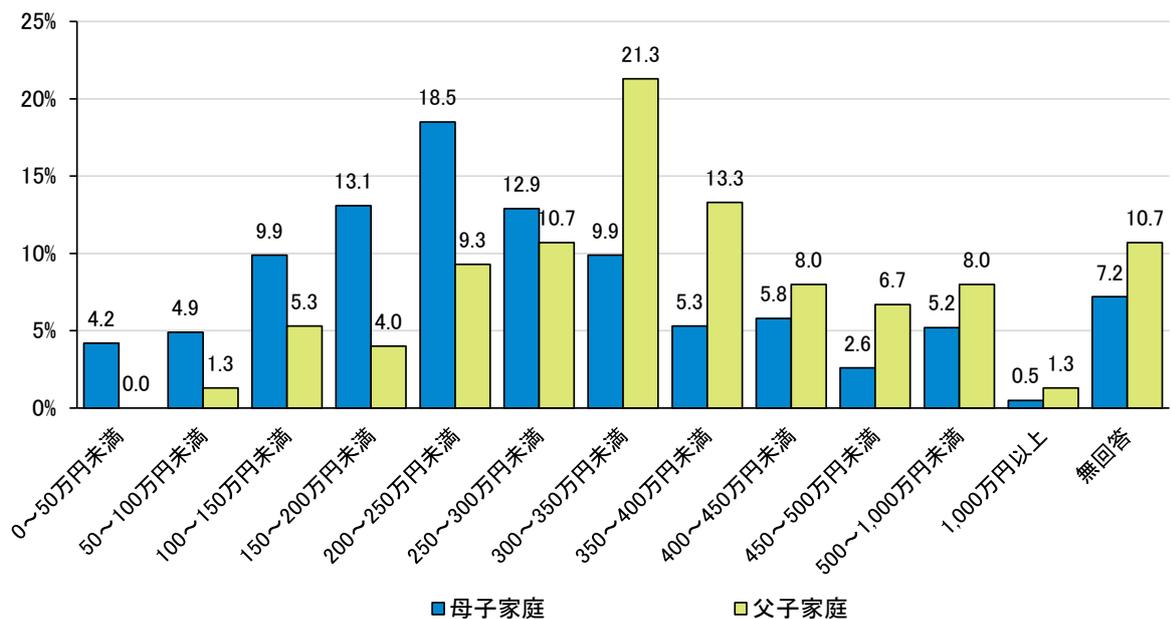


資料：市の統計

エ ひとり親家庭の世帯総収入額（静岡県）

ひとり親家庭の世帯の総収入額は、母子世帯は「200～250万円未満」が18.5%と最も高く、250万円未満の世帯が全体の50.6%を占め、経済的に困窮している様子がうかがえます。一方、父子世帯では「300～350万円未満」が21.3%と最も多く、250万円未満の世帯が全体の19.9%を占めています。

■ひとり親家庭の世帯総収入額

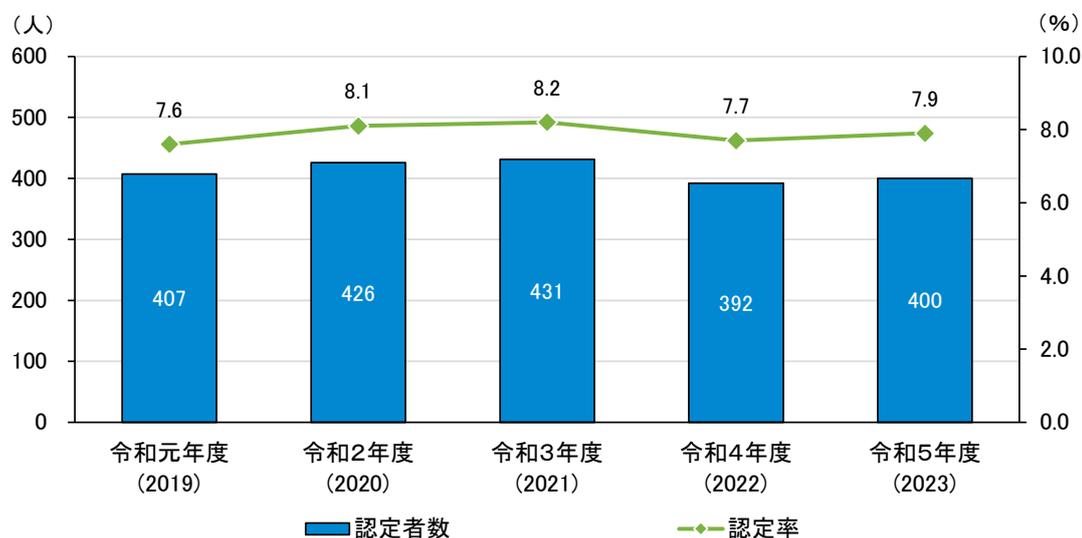


資料：ひとり親家庭生活実態調査（令和元年）

オ 就学援助認定者数（小学生）の推移【再掲】

本市の小学生における就学援助認定者の認定率は概ね8%程度で推移しており、令和5年度は認定者数400人、認定率7.9%となっています。

■就学援助認定者数（小学生）

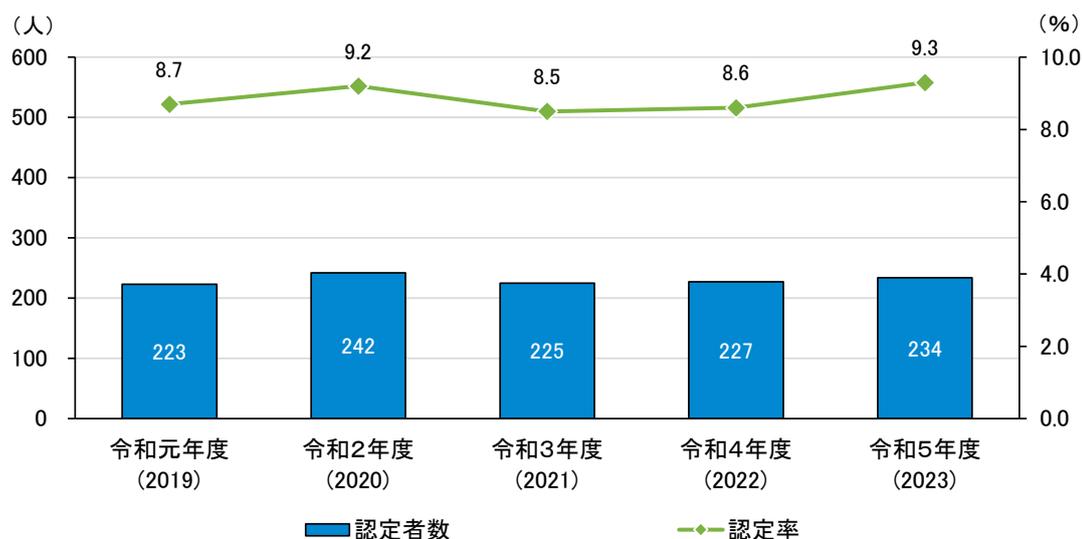


資料：市の統計

カ 就学援助認定者数（中学生）の推移【再掲】

本市の中学生における就学援助認定者の認定率は概ね9%程度で推移しており、令和5年度は認定者数234人、認定率9.3%となっています。

■就学援助認定者数（中学生）



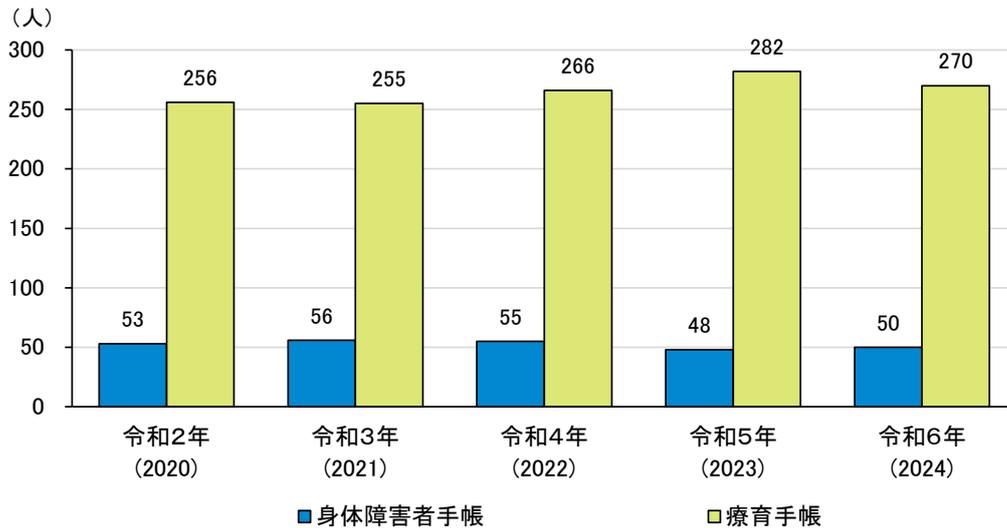
資料：市の統計

(9) 特別な支援が必要な子ども・若者の状況

ア 身体障害者手帳及び療育手帳の交付者数（18歳未満）の推移

本市の18歳未満の身体障害者手帳交付者数・療育手帳交付者数は同程度で推移しており、令和6年は身体障害者手帳交付者数が50人、療育手帳交付者数が270人となっています。

■身体障害者手帳及び療育手帳の交付者数（18歳未満）の推移

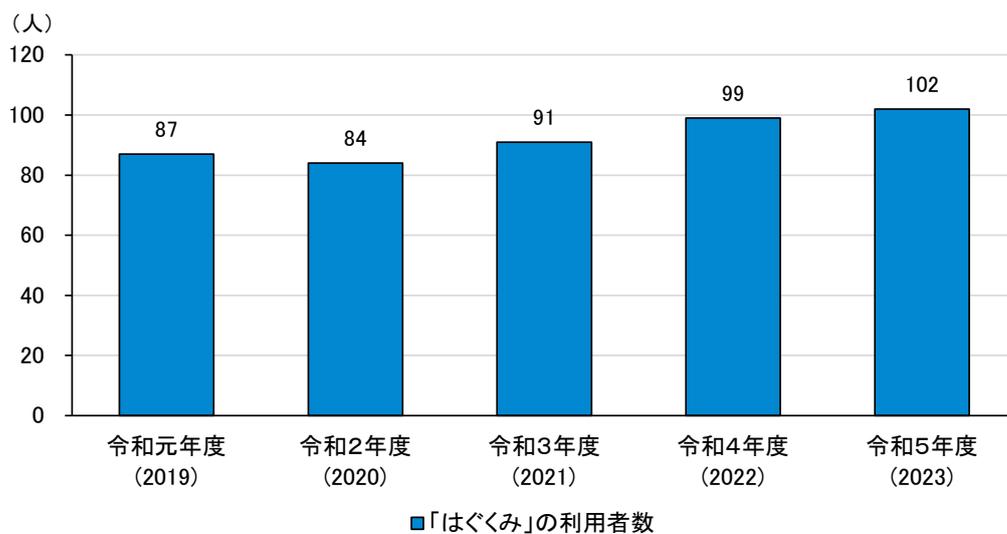


資料：市の統計(各年3月31日現在)

イ 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数の推移

子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数は令和2年度以降増加しており、令和5年度は102人となっています。

■子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数(実利用者数)

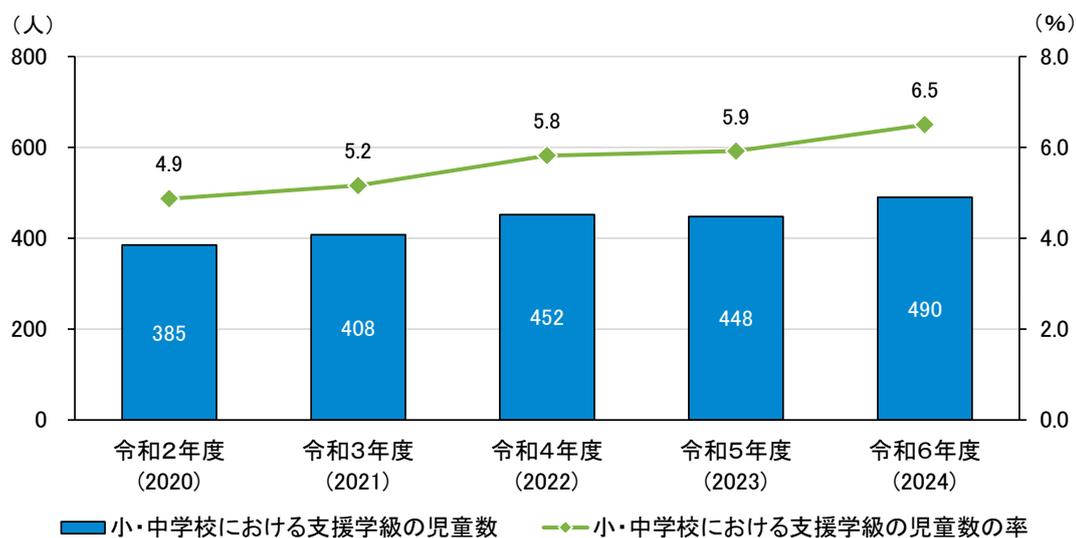


資料：市の統計

ウ 小・中学校における特別支援学級児童数の率の推移【再掲】

小・中学校における特別支援学級児童数の全児童数に対する率は、増加しており、令和6年度は6.5%となっています。

■小・中学校における特別支援学級児童数の率の推移



資料：市の統計(各年5月1日現在)

エ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

■「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合（全国）

学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%
学習面で著しい困難を示す	6.5%
行動面で著しい困難を示す	4.7%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%

資料：文科省調査(令和3年)

■通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合（袋井市）

小学校	13.2%
中学校	7.8%

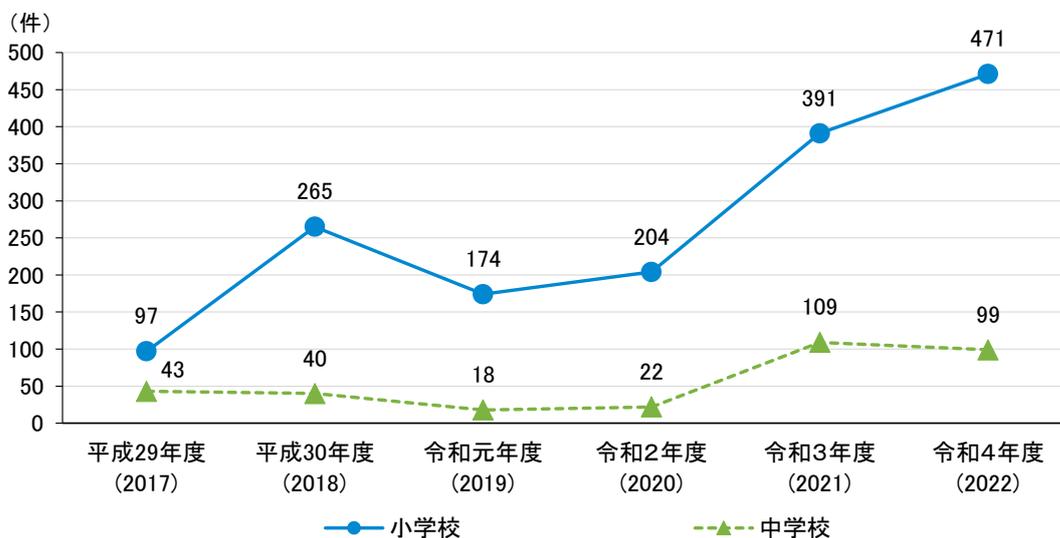
資料：静岡県調査(令和4年)

(10) いじめ・不登校の状況

ア いじめの状況

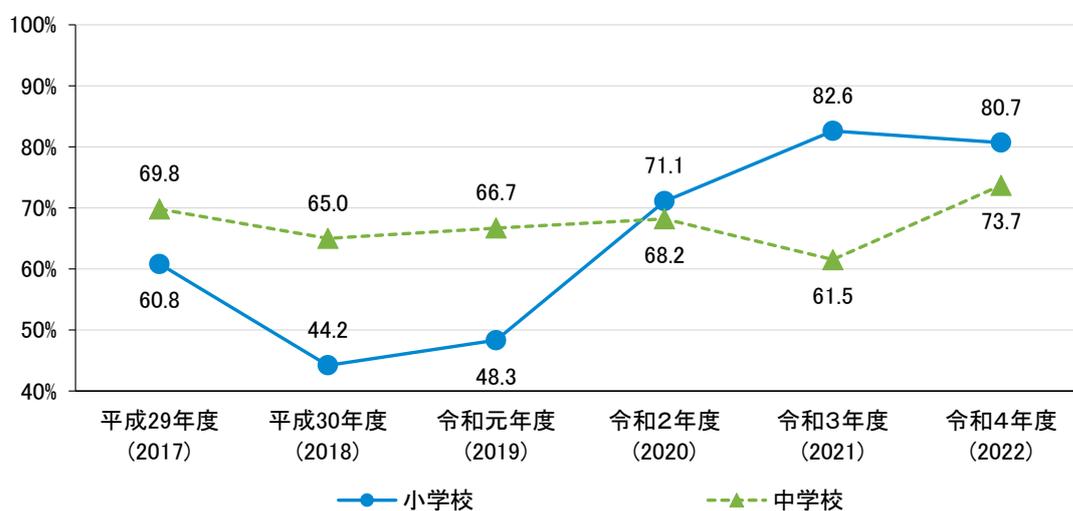
本市の小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和4年度は小・中学校合わせて570件と増加していますが、認知したいじめの解消率は増加傾向となっています。

■市内小・中学校におけるいじめの認知件数の推移



資料:市の統計

■市内小・中学校における認知したいじめの解消率の推移

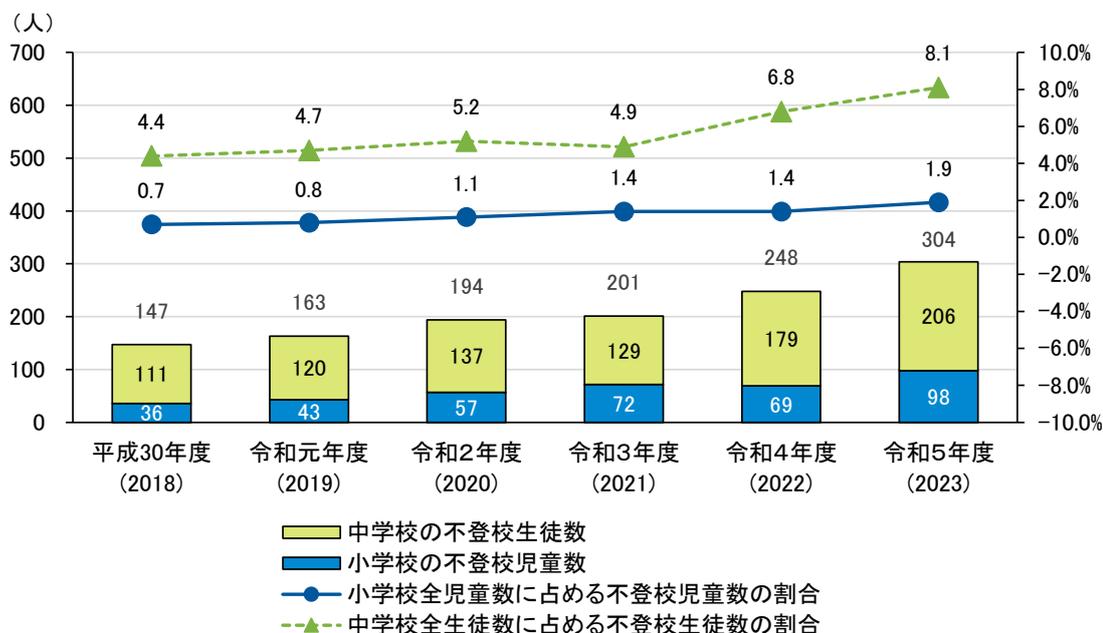


資料:市の統計

イ 長期欠席（不登校等）の状況【再掲】

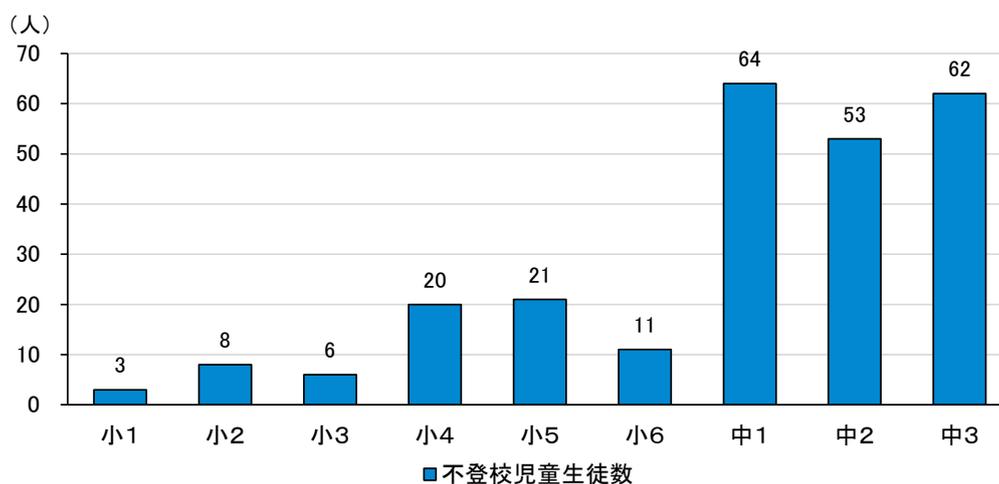
市内小・中学校の不登校（年間30日間以上の欠席者）児童生徒数は、年々増加しており、令和5年度は小・中学校合わせて304人となっています。また、学年別の不登校児童生徒数は、中学生になると増加し、中学1年生が最も多く64人となっています。

■市内小・中学校の不登校の推移



資料：市の統計

■市内小・中学校の学年別不登校児童生徒数（令和4年度）



資料：市の統計

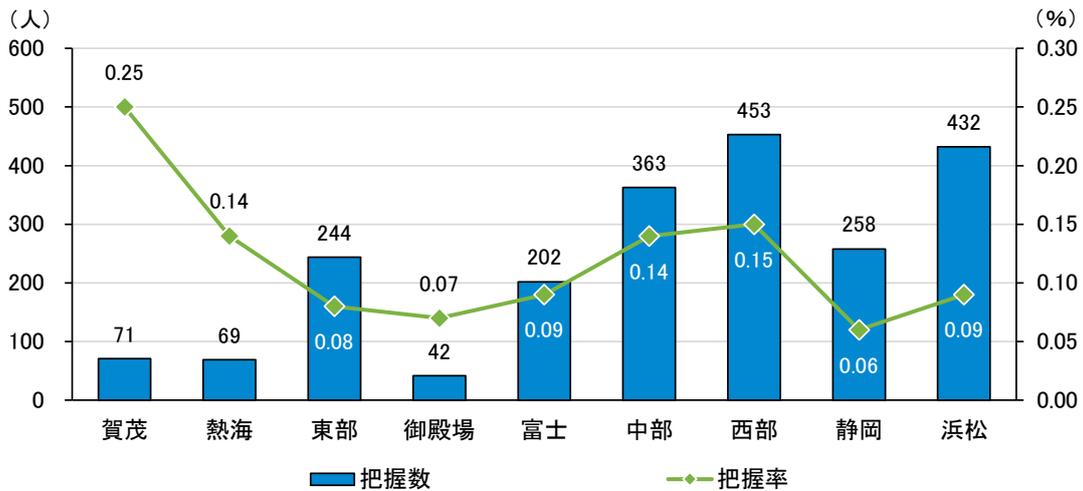
(11) その他の状況

ア ひきこもりの状況（静岡県）

静岡県内の民生委員・児童委員が把握しているひきこもり状態の方（概ね15歳以上65歳未満の方）の人数は2,134人、このうち民生委員・児童委員の個票から把握できた方の人数は2,082人で、10代から30代の方は650人となっています。

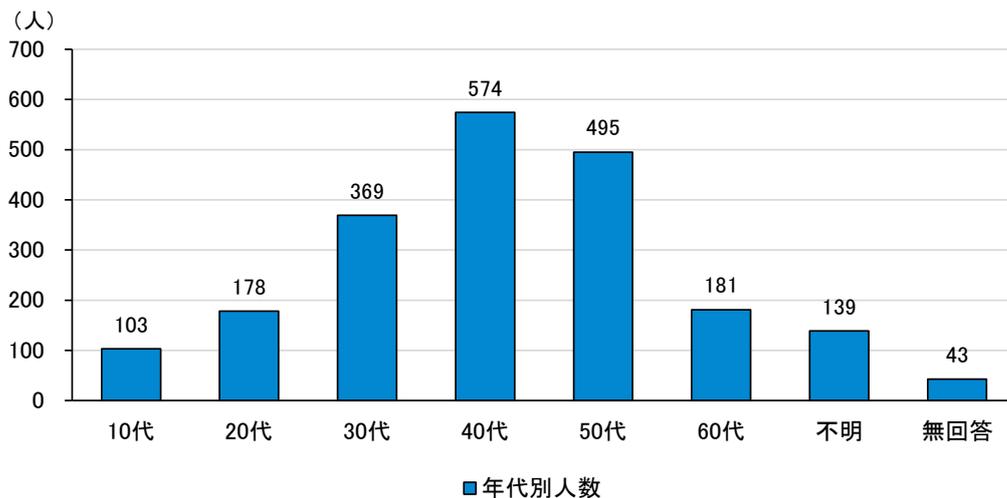
また、民生委員・児童委員からみた支援の必要性について年代別にみると、10代では「早急に何らかの支援が必要な方と感じている」が2割以上を占め、最も高くなっています。

■県内エリア別の民生委員・児童委員が把握しているひきこもり状態の方の人数（令和元年）



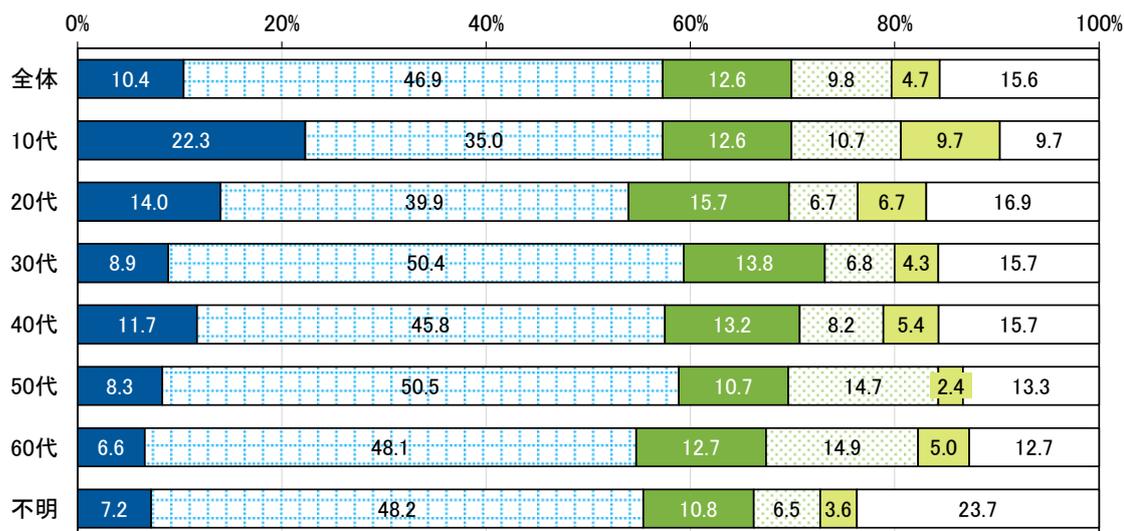
資料：静岡県ひきこもり等に関する状況調査（令和元年10月1日現在）

■年代別の人数（令和元年）



資料：静岡県ひきこもり等に関する状況調査（令和元年10月1日現在）

■民生委員・児童委員、主任児童委員の方からみた支援の必要性（令和元年）



- 早急に何らかの支援が必要な方と感じている
- 現時点で支援は必要ないが、今後支援が必要となる可能性がある方と感じている
- 特に支援の必要がない
- 行政機関等へ連絡済
- その他
- 無回答

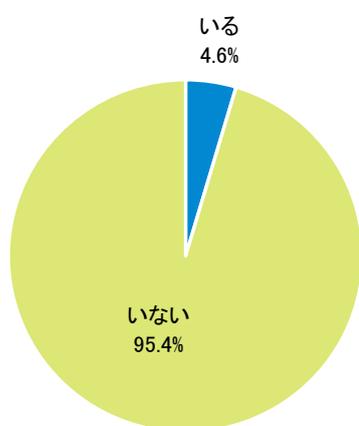
資料：静岡県ひきこもり等に関する状況調査（令和元年 10月1日現在）

イ ヤングケアラーの状況（静岡県）

静岡県内の小学5年生以上の児童・生徒のうち、ケアしている人がいる割合は、回答数の4.6%、10,782人となっています。

また、ケアの相手としては、「兄弟姉妹」が最も高く、次いで「母親」が高くなっています。

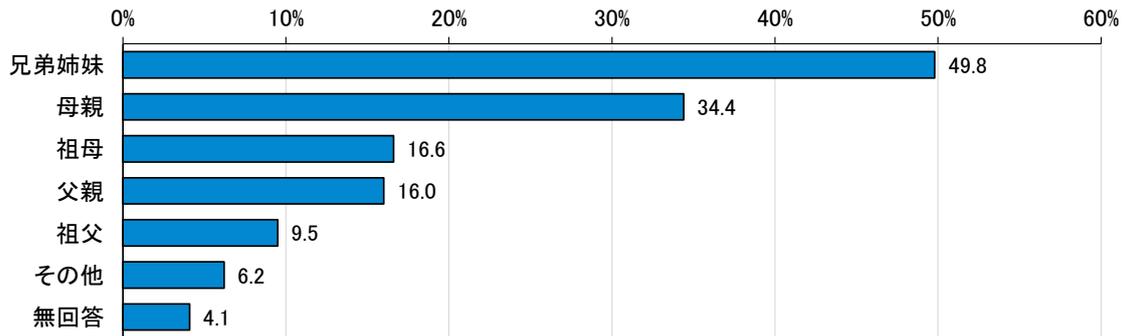
■ケアしている人の人数・割合



	回答数	ケアをしている人の有無	
		いる	いない
合計	235,458	10,782 4.6%	224,676 95.4%
小学生計	60,244	3,034 5.0%	57,210 95.0%
中学生計	87,865	4,354 5.0%	83,511 95.0%
高校生計	87,349	3,394 3.9%	83,955 96.1%

資料：静岡県ヤングケアラー実態調査（令和3年度）

■ケアの相手別の人数・割合（複数回答）



	回答数	兄弟姉妹	母親	祖母	父親	祖父	その他	無回答
合計	10,782	5,374 49.8%	3,713 34.4%	1,792 16.6%	1,728 16.0%	1,026 9.5%	668 6.2%	437 4.1%
小学生計	3,034	1,612 53.1%	895 29.5%	412 13.6%	432 14.2%	255 8.4%	176 5.8%	206 6.8%
中学生計	4,354	2,318 53.2%	1,550 35.6%	730 16.8%	737 16.9%	416 9.6%	297 6.8%	77 1.8%
高校生計	3,394	1,444 42.6%	1,268 37.4%	650 19.2%	559 16.5%	355 10.5%	195 5.8%	154 4.5%

資料：静岡県ヤングケアラー実態調査(令和3年度)

ウ 児童虐待相談件数の推移（静岡県）

静岡県内7児童相談所で受け付けた児童虐待の相談件数は、令和4年度は3,708件となっています。

種類別では、心理的虐待が2,191件で最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっています。また、年齢別では、0～6歳までが最も多くなっています。

■児童虐待相談件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数 件	1,641	1,725	2,132	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461	3,930	3,717	3,708

■種類別の児童虐待相談件数（令和4年度）

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
相談件数 件	809	2,191	637	71

■年齢別の児童虐待相談件数（令和4年度）

	0～6歳	小学生	中学生	高校生以上
相談件数 件	1,583	1,351	517	257

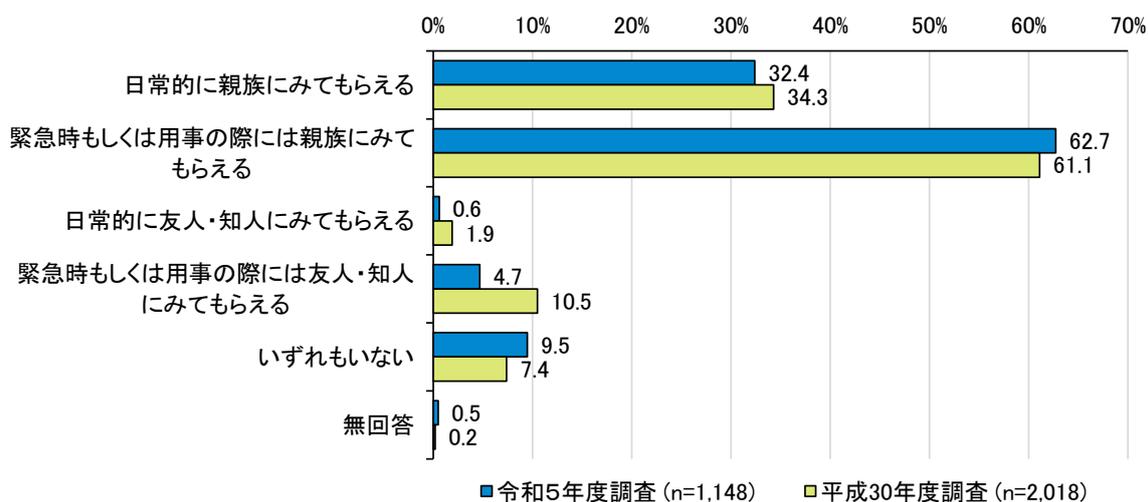
資料：児童相談所調べ

(ニーズ調査結果)

(1) こどもと家族の状況について

ア 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無（複数回答可）

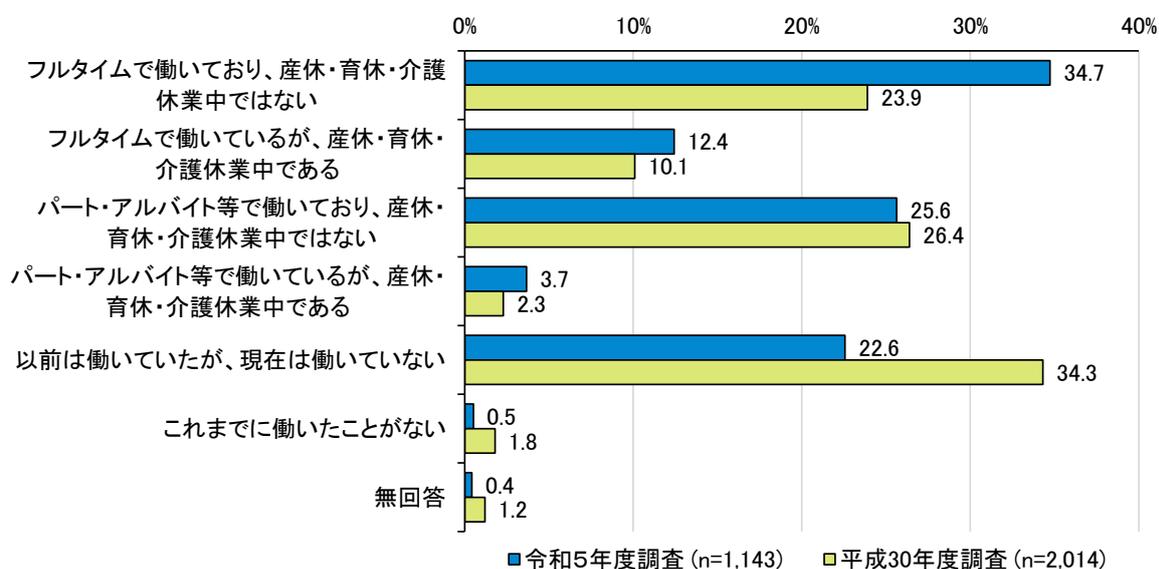
「緊急時もしくは用事の際には親族にみてもらえる」の割合が62.7%と最も高くなっています。「いずれもない」の割合は9.5%と、平成30年度調査と比較すると、割合が増加しています。



イ 母親の就労状況【再掲】

「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.6%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が22.6%となっています。

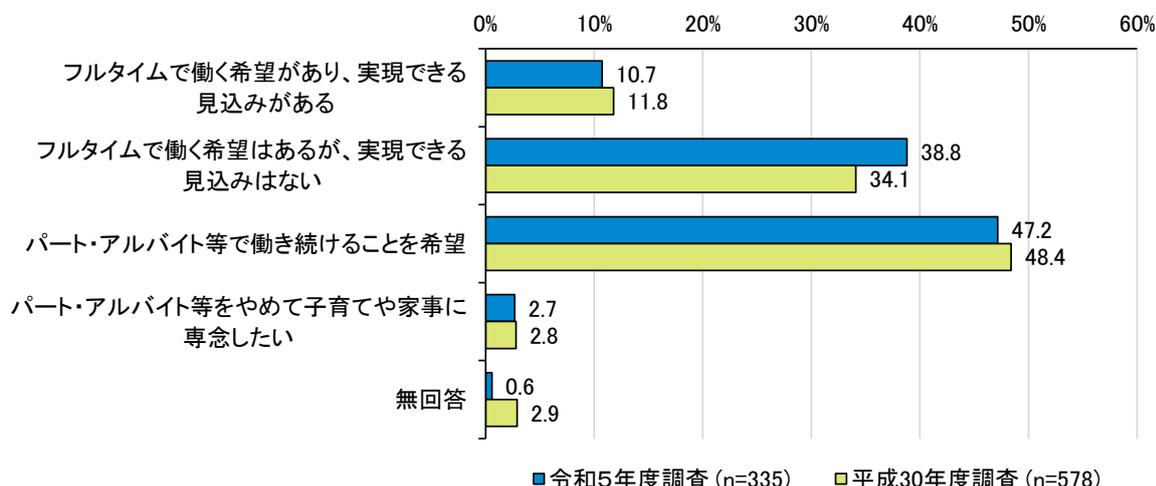
平成30年度調査と比較すると、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しており、就労中の母親は増加しています。



ウ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が47.2%と最も高く、次いで「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が38.8%、「フルタイムで働く希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.7%となっています。

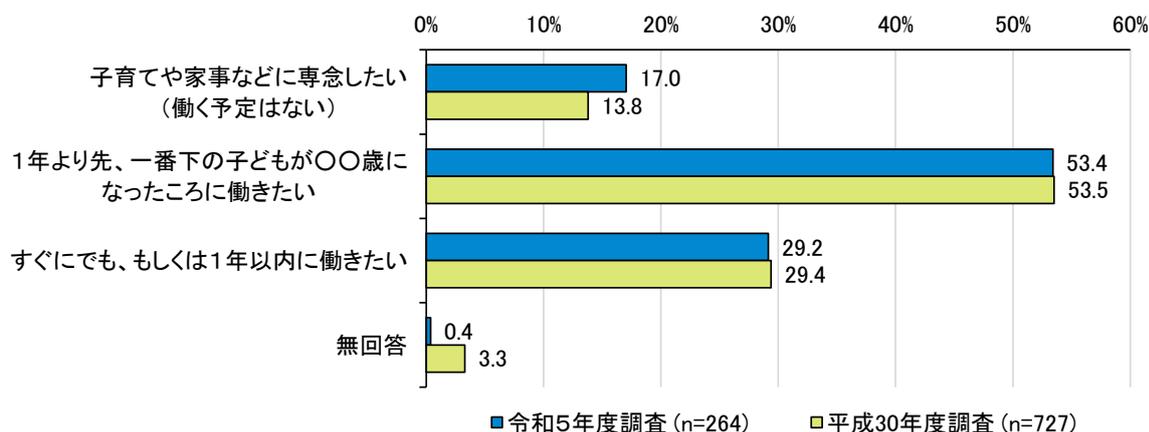
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに働きたい」の割合が53.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が29.2%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合が17.0%となっています。

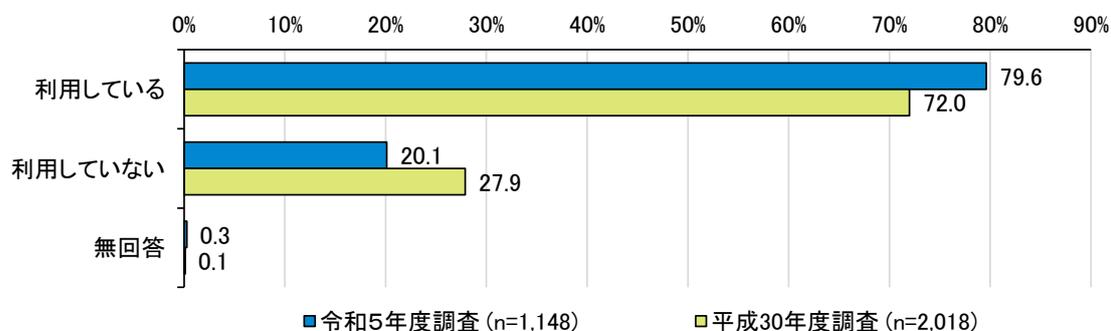
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

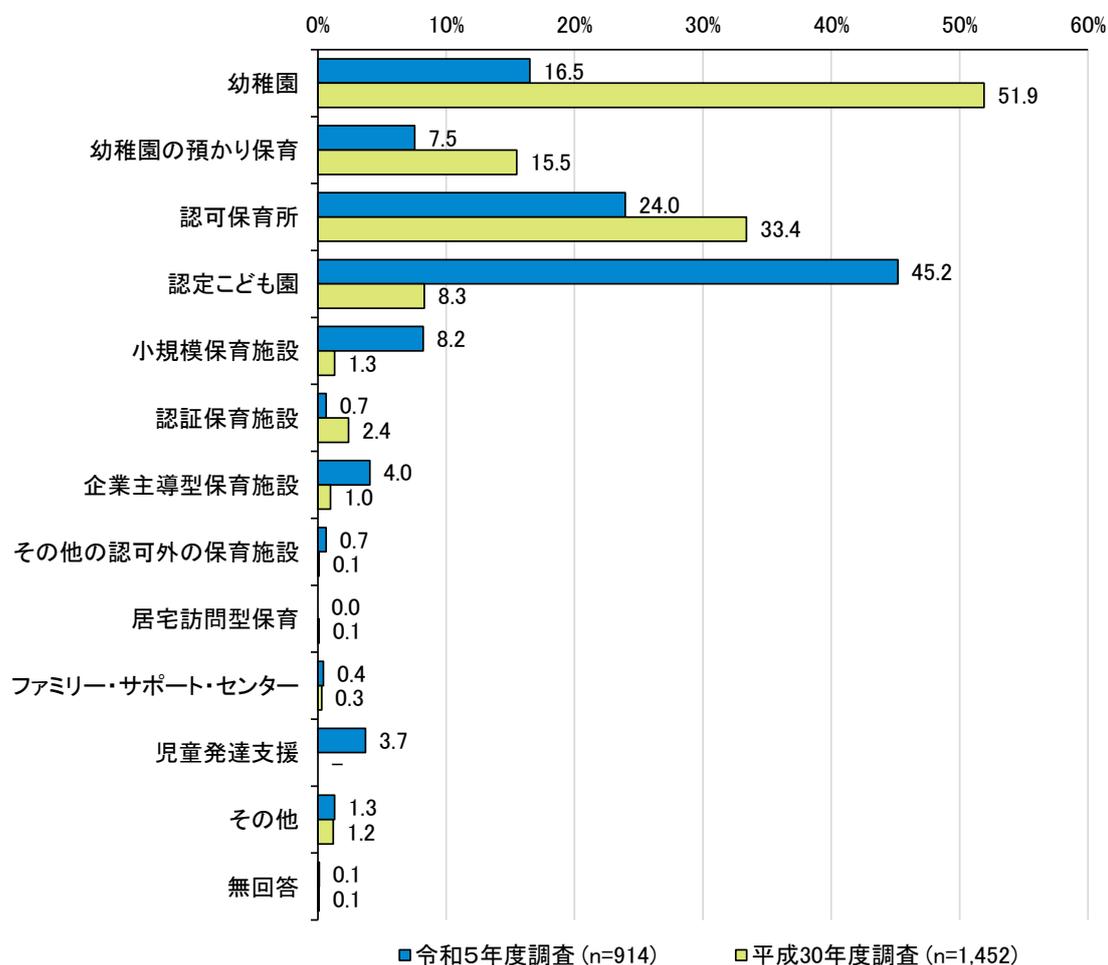
「利用している」の割合が79.6%、「利用していない」の割合が20.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



イ 平日の定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答可）

「認定こども園」の割合が45.2%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が24.0%、「幼稚園」の割合が16.5%となっています。

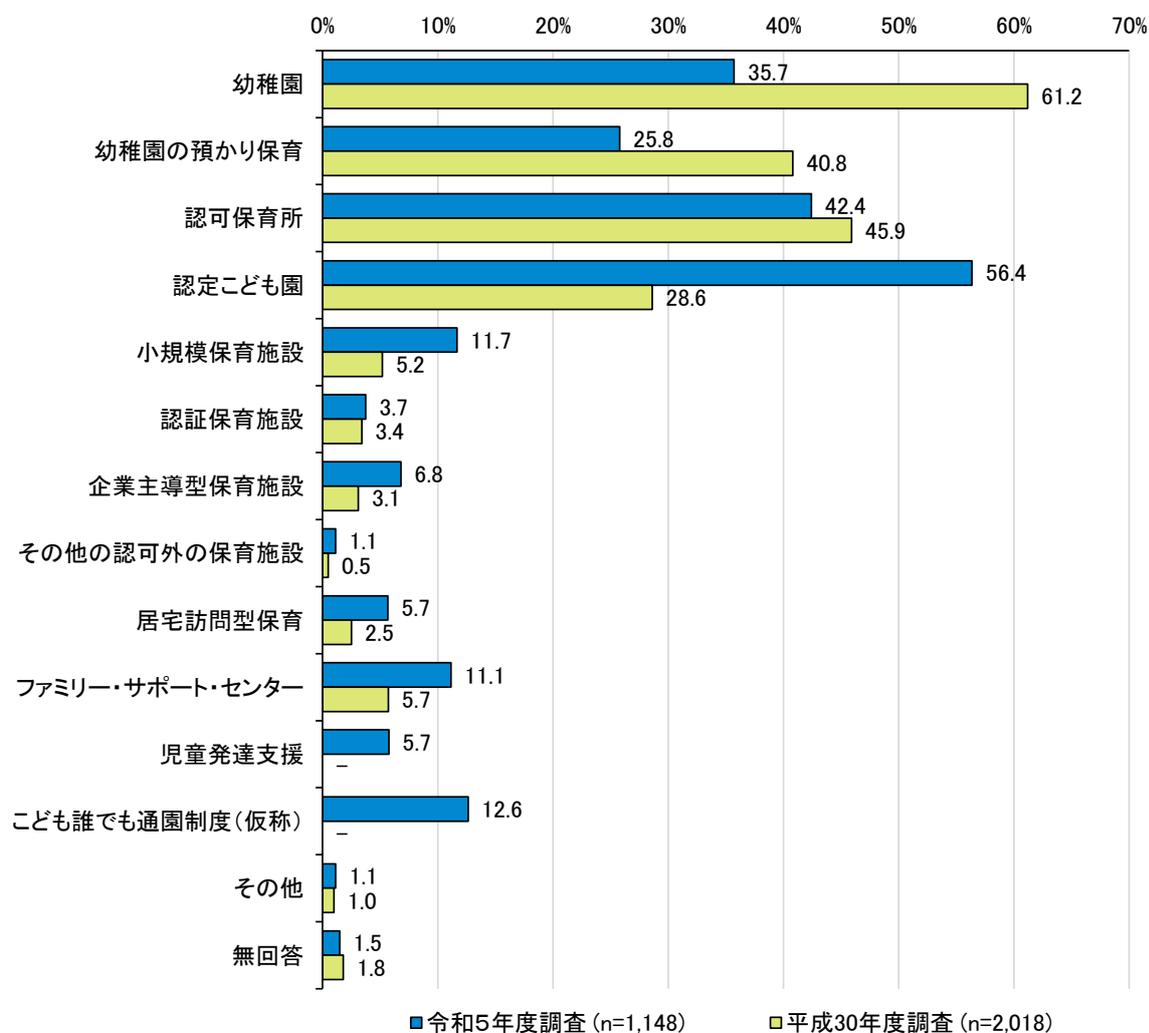
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」の割合は減少しています。



ウ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答可）【再掲】

「認定こども園」の割合が56.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.4%、「幼稚園」の割合が35.7%となっています。

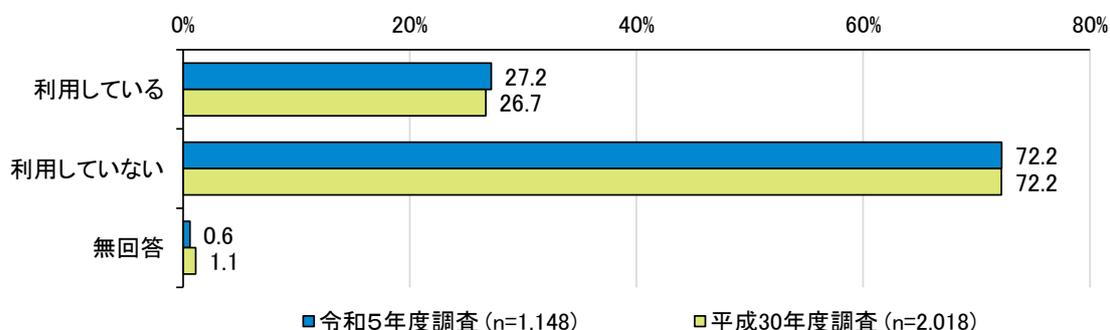
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」、「小規模保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況

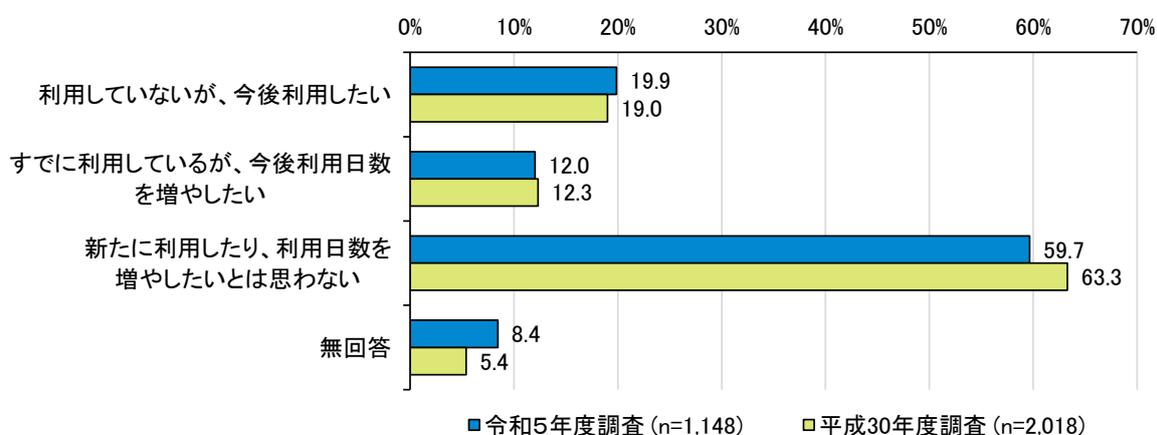
「利用している」の割合が27.2%、「利用していない」の割合が72.2%となっています。平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が59.7%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.0%となっています。

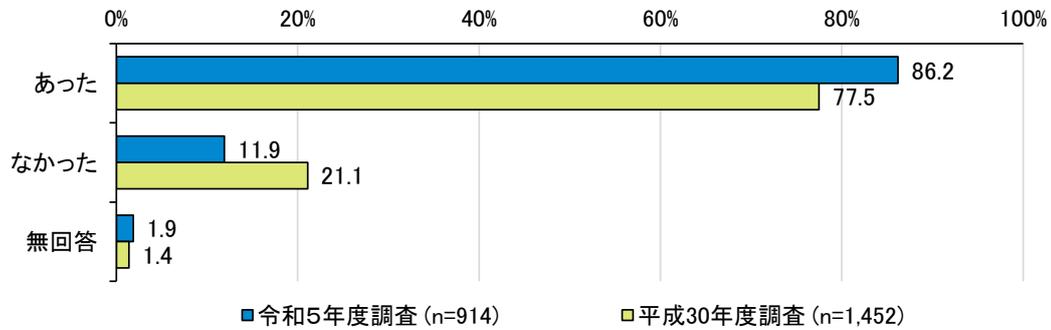
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(4) 病気等の際の対応について

ア 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

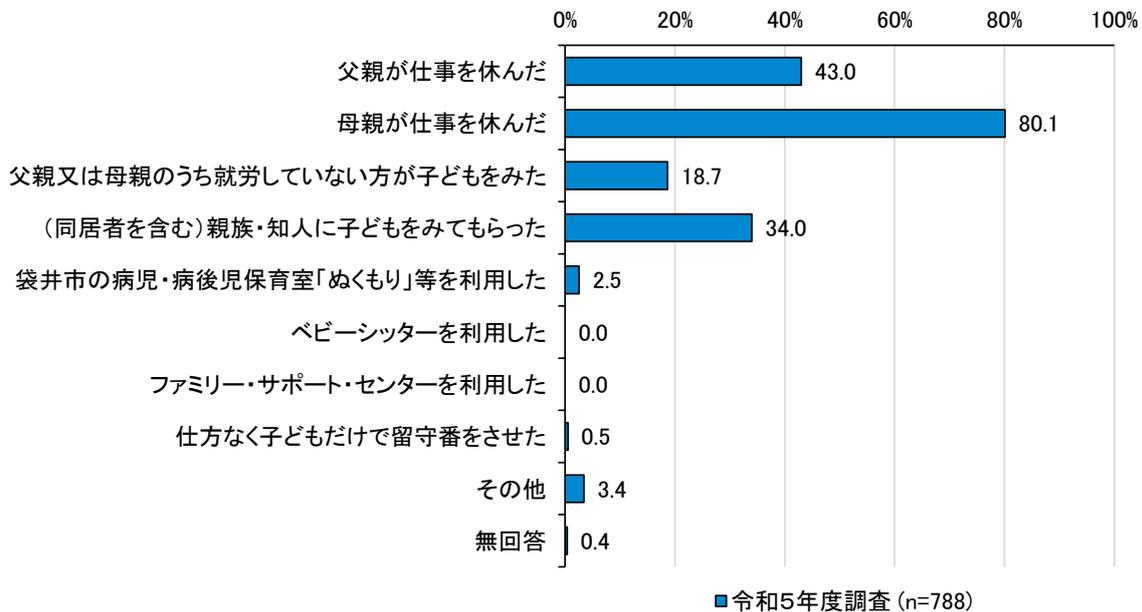
「あった」の割合が86.2%、「なかった」の割合が11.9%となっています。
平成30年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加し、「なかった」の割合が減少しています。



イ 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応（複数回答可）

「母親が仕事を休んだ」の割合が80.1%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が43.0%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が34.0%となっています。

一方で、病児・病後児保育室を利用した割合は2.5%と、少ない状況となっています。

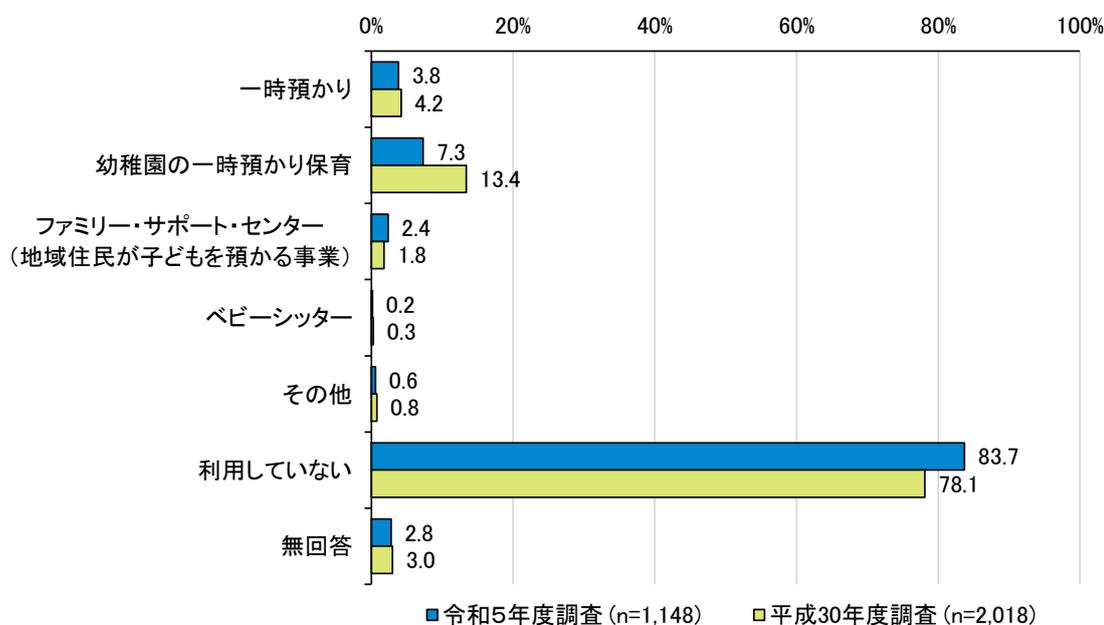


(5) 一時預かり等の利用状況について

ア 不定期の教育・保育の利用状況（複数回答可）

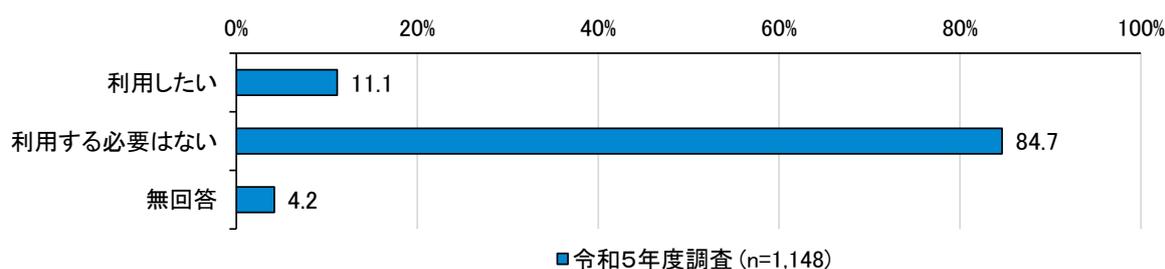
「利用していない」の割合が83.7%と最も高く、次いで「幼稚園の一時預かり保育」の割合が7.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の一時預かり保育」の割合が減少しています。



イ 短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望

保護者の用事により、泊りがけで預ける必要性について考えた際の短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望は、「利用したい」の割合が11.1%、「利用する必要はない」の割合が84.7%となっています。

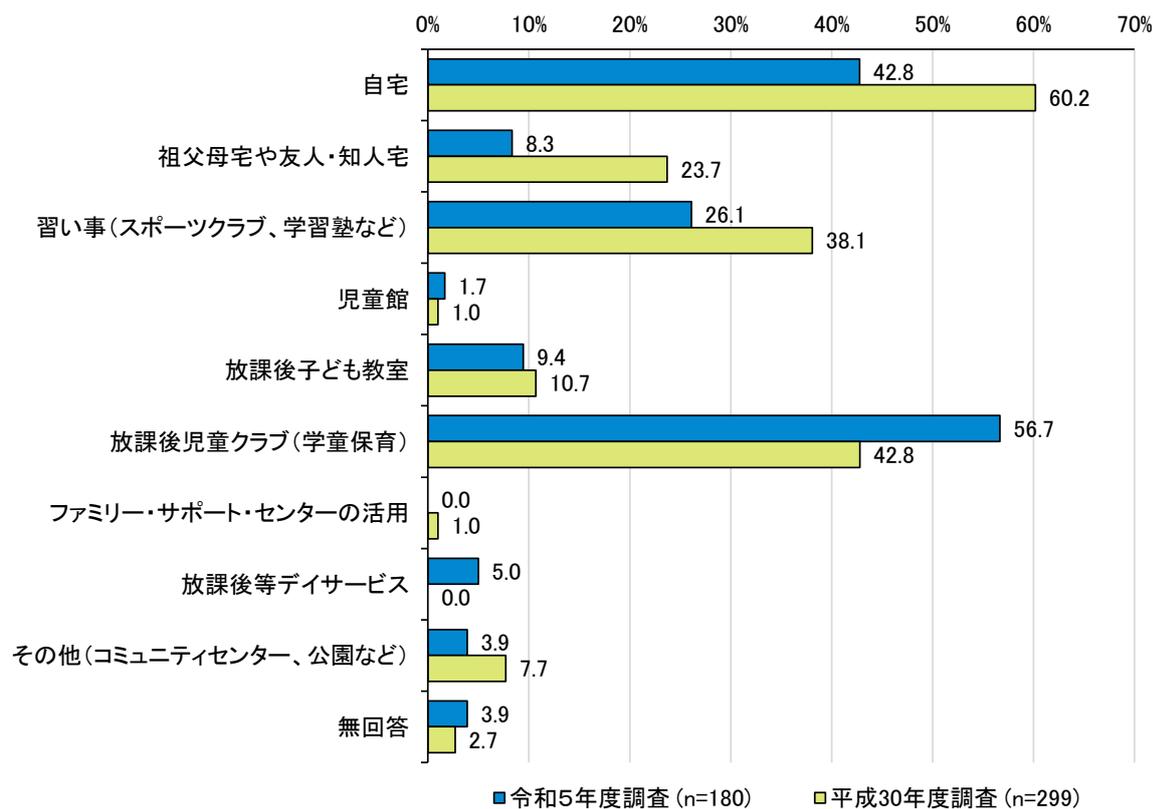


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（複数回答可）【再掲】

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が56.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が42.8%、「習い事（スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が26.1%となっています。

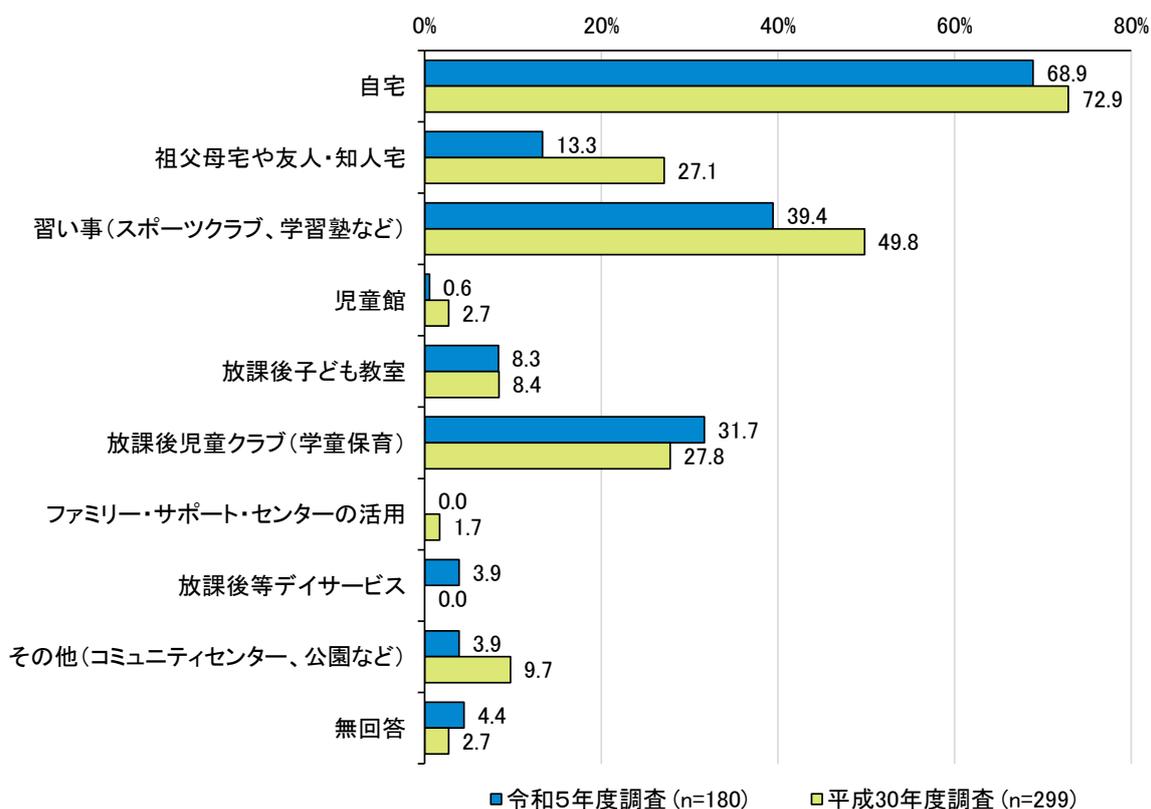
平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



イ 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（複数回答可）【再掲】

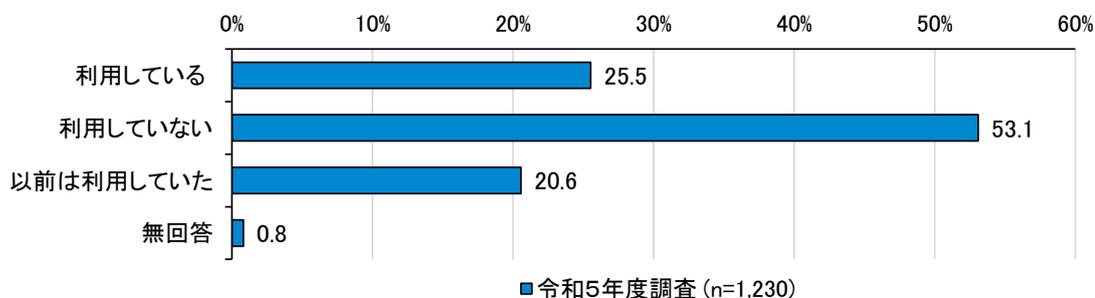
「自宅」の割合が68.9%と最も高く、次いで「習い事（スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が39.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が31.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



ウ 就学児童保護者の放課後児童クラブの利用状況

「利用していない」の割合が53.1%と最も高く、次いで「利用している」の割合が25.5%となっています。

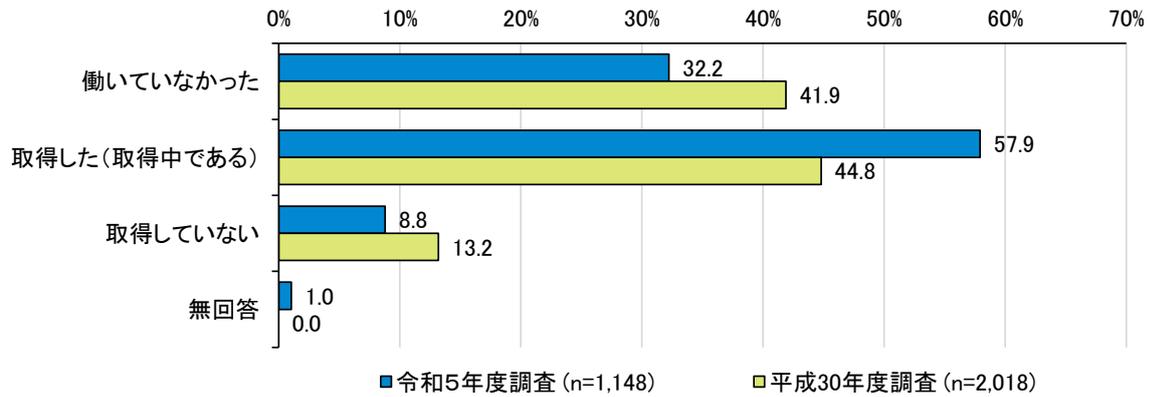


(7) 育児休業制度の利用状況について

ア 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が57.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.2%、「取得していない」の割合が8.8%となっています。

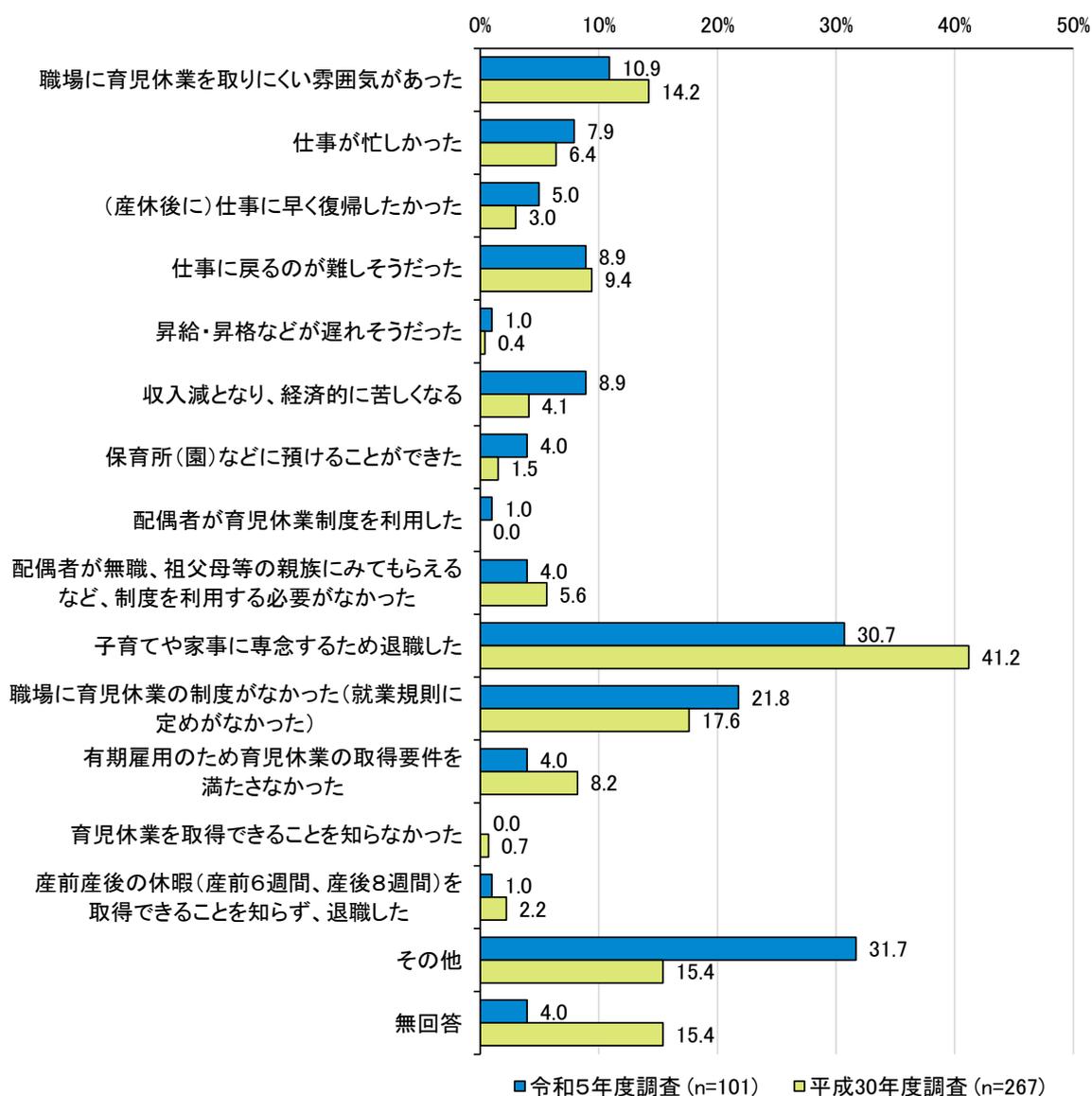
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



イ 取得していない理由（複数回答可）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が30.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が21.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が10.9%となっており、育児休業制度の利用しづらさなど子育てをしながら働き続けられる環境が整っていない様子がうかがえます。

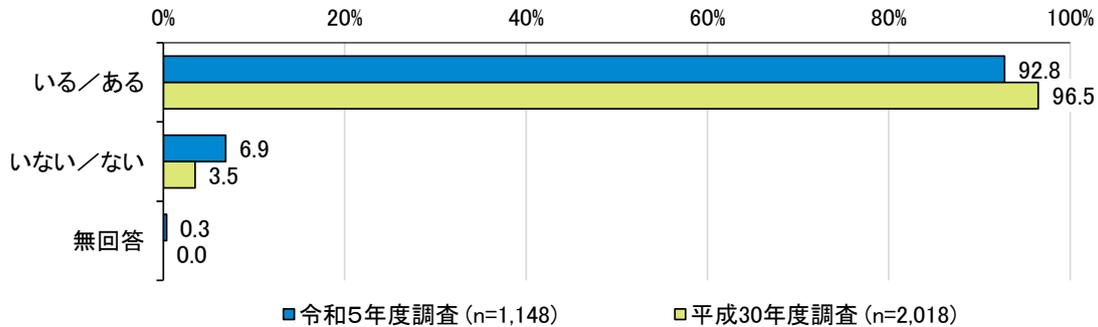
平成30年度調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。



(8) 相談の状況について

ア 就学前児童の子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

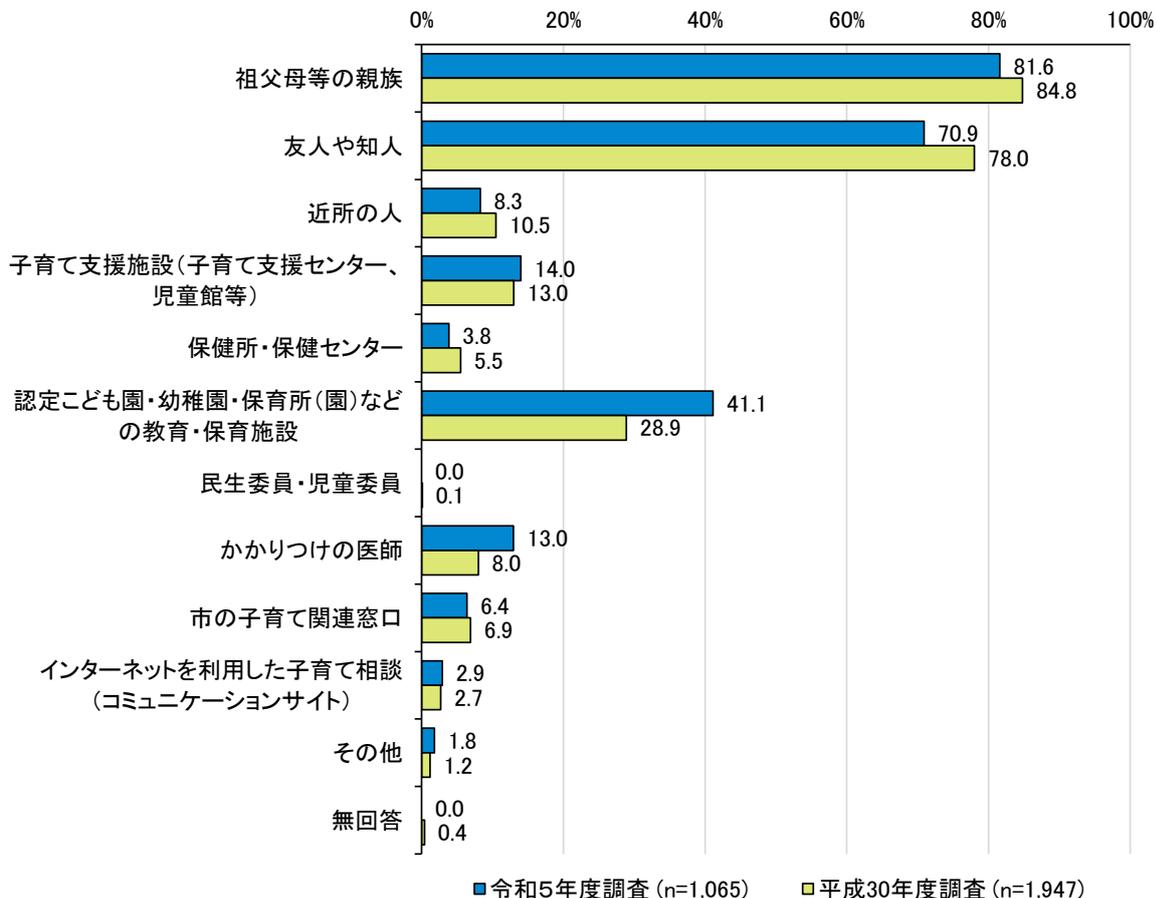
「いる／ある」の割合が92.8%、「いない／ない」の割合が6.9%となっています。
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 就学前児童の子育てに関する相談先（複数回答可）

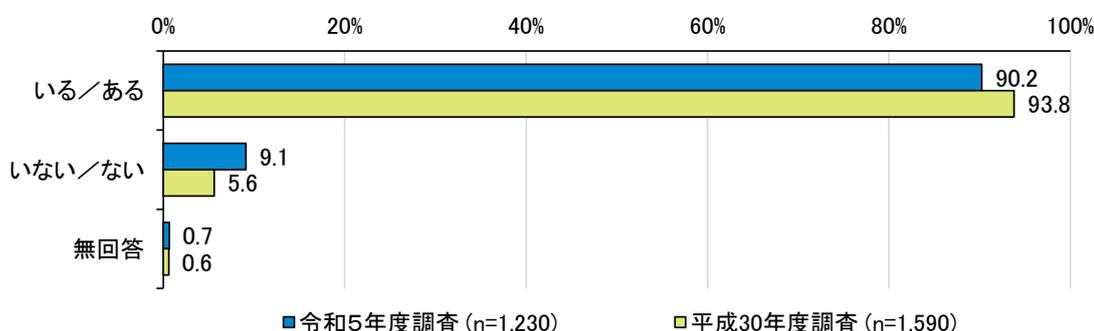
「祖父母等の親族」の割合が81.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が70.9%、「認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの教育・保育施設」の割合が41.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの教育・保育施設」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



ウ 就学児童の子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

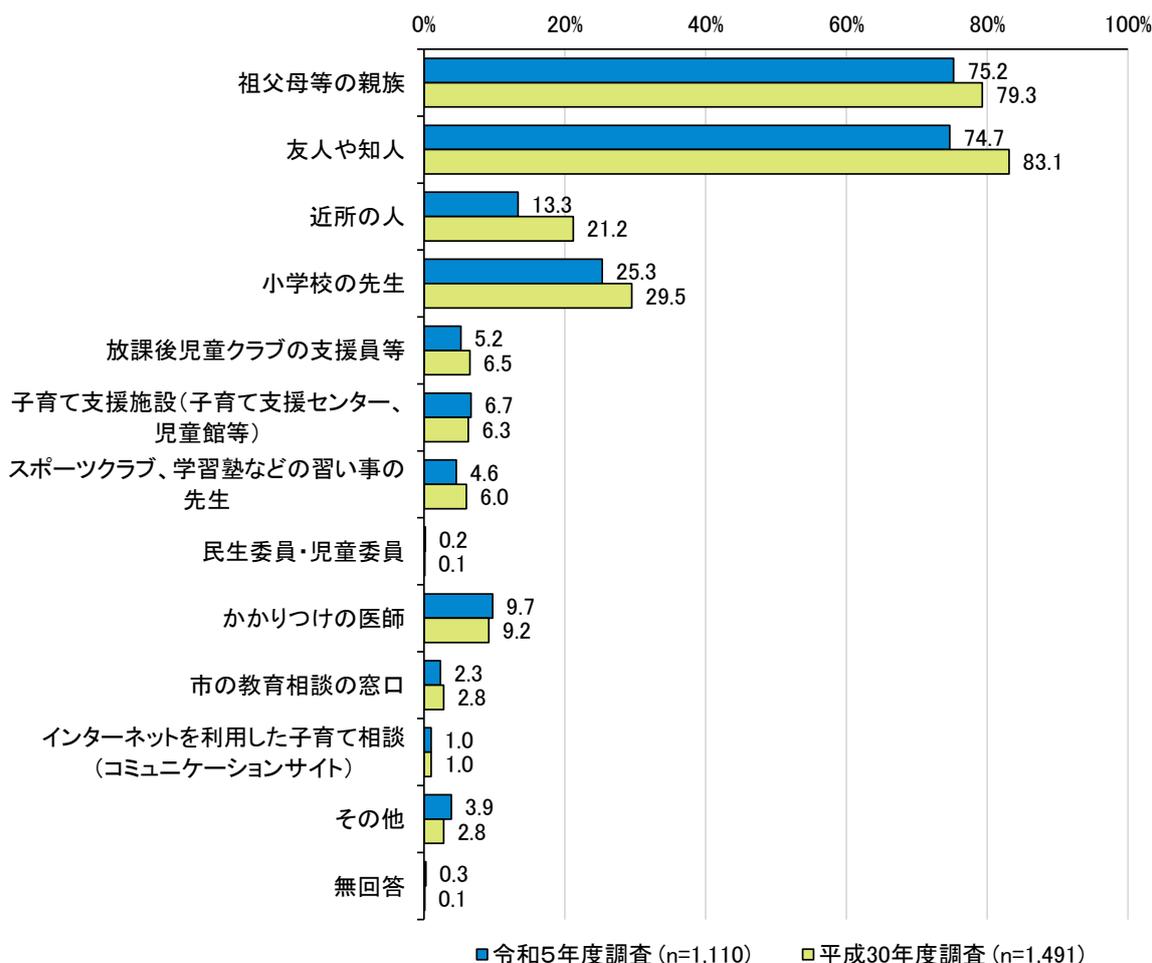
「いる／ある」の割合が90.2%、「いない／ない」の割合が9.1%となっています。
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 就学児童の子育てに関する相談先（複数回答可）

「祖父母等の親族」の割合が75.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.7%、「小学校の先生」の割合が25.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友人や知人」、「近所の人」の割合が減少しています。

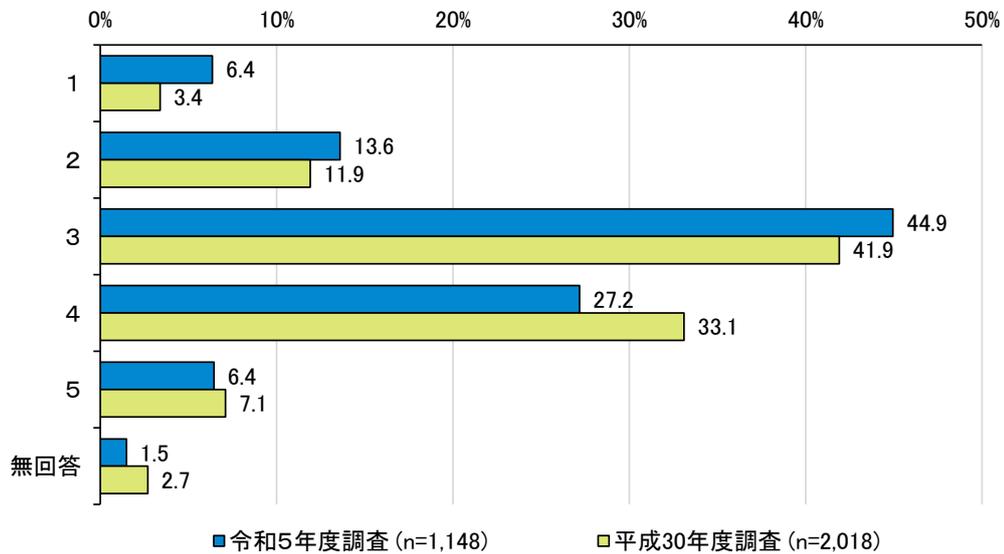


(9) 子育て全般について

ア 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が44.9%と最も高く、次いで「4」の割合が27.2%、「2」の割合が13.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「4」の割合が減少しています。



2 こども・若者等からの意見

(1) こども・若者

小学生

(あそび場)

- 広い芝生の公園とサッカーゴール、バレーコート、テニスコート、家の近くの公園には遊具がない。
- 公園でボール遊び等が禁止されているためできない。
- 中学生がいて遊べない。コンクリートの公園がなくスケートボードなどができない。
- 公園に大規模遊具（アスレチック）が欲しい。
- 遊具に年齢制限（6歳未満）があり使えない。
- 野球ができる広い公園やバレーができる公園があると良い。

(児童クラブ以外の放課後の過ごし方)

- 友達と遊ぶ（ゲーム）、宿題、友達と家で遊ぶ（折り紙）。
- 友達と家や公園で遊ぶ（豊沢の丘公園、菩提の公園など）。
- 友達とバッティングセンターに行く。

(あったら良い施設)

- 大規模商業施設、温泉、映画館、お化け屋敷、トランポリン、テニスコート
- ゲームセンター、東京ドームのような施設、静かに学習ができる場所、スイーツ店
- 小学生が遊べる施設、図書館、自由に使える体育館、ゴロゴロ寝転がったりできるくつろげるスペース、絵を描いたり、歌を歌ったりできるスペース、段ボールの家を作ったり工作ができる場所

(こんなまちになったらいいと思うこと)

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| • 建物の耐震化、津波対策をしてほしい。 | • 平等なまち |
| • 東京のように都会 | • ゴミが少ないまち |
| • 温暖化対策に取り組むまち | • 意見したことが実現したらよい。 |
| • 自然がたくさんあるまち | • ビルが少なく、自然がきれいなまち |
| • 排気ガスが少なく、空気がきれいなまち | • 差別や上下関係がないまち |
| • 壊れたもの（車など）をすぐに捨てないでリサイクルできるまち | |
| • ごみのポイ捨てを規制して欲しい。 | |

中学生

(学校のこと、袋井市に望むこと、こんな市だったら など)

- 市内に高校が2校しかなく行きたい高校が市外で遠い。市内にもう少し高校があれば便利。近ければ市内の高校に通いたい。
- 駅へ行くバスなどバスの本数が少ない。
- 市内に小中高一貫校があってもいいと思う。小中か中高一貫校でもよい。
- 袋井市は、穏やかで適度に田舎、治安も悪くないし施設もある程度あり、近隣市に商業施設等もあり、暮らしていくには十分、大人になっても住みたい。
- 子育てで学費や高校通学への補助などがあればよい。
- 医療費の無料は定期的に受診するのでありがたい。
- 袋井市は東西の大きな交通網はあるが、南北の交通網がもっとあってもよい。道路を整備してきれいにしたい。
- 地震や津波など災害に強い町だと安心、災害は怖い。
- 大規模災害に備えて避難所やトイレを増やすことが大事だが、避難所で生活できるか心配である。
- 全室・体育館にエアコンを設置してほしい。
- 部活動はあった方が良くと思う。クラブや地域となると指導者の確保が心配である。
- 生徒が主体となって行う行事は、楽しく充実感がある。
- スクールサポートの方や先生を増やしてほしい。
- 市民運動会を開催してほしい。
- 同じ袋井北小学校なのに、周南中と袋井中に別れるのが辛い。学区の見直しをしてほしい。
- 小学校には更衣室などがあるが、中学校には無い。例えば特別教室にカーテンを付けるなど遮るのが欲しい。
- 学校の図書室などで、図書館の本を予約できたら図書館に行く機会も増えると思う。
- 家の近くに自分で遊びに行ける遊具がたくさんある遊べる場所があるといい。

(学校などがこんな風が変わったら幸せになると思うか)

- やりたいことができる。
- 差別などがないと幸せになれる。
- いろいろなことを自由に自分たちで決めることができたら楽しい。
- 中学校では、生徒会が中心となり自分たちでいろいろ決めることができたので、小学校の頃から児童会が中心となり、学校の自治やとりまとめなどの楽しさを知ることができると、中学生になった時により力が発揮できると思う。
- 自分たちや生徒会が関係していることが、どのように会議等で話し合われ、どうしてその結果になったのか知りたい。
- 校則などを検討するときに、市内4校に違いがあると改革できないことがある。4つの中学校が連携（集まって話し合いなど）して、改革できたら良いと思う。

高校生

(ボランティア・地域活動について)

- 中学生に募集するボランティアを増やしてほしい（例・エキマチフェスタのような1～2日間のイベント）。
- 中学生が企画を考え、準備の段階から関われる。
- 小中学生（主に小学生）の夏休みのラジオ体操へのボランティアや、市の運動施設を利用し、小中学生も含めみんなを呼んでラジオ体操をやるなど。地域の小中一貫教育を目指している中で、他校生徒との関わりもできてよいと思う。
- ボランティアの情報があまり入って来ない。
- 地域のボランティア活動でゴミ拾いがあったが、募集対象は中学生までで、高校生は対象から外されているような感じがした。こういったボランティア活動ではそれをよく思う。
- 地区の運動会に参加したことがあるが、普段接することが少ない人たちとの交流になってよかった。

(学習場所について)

- 放課後に勉強したくても、学校内ではエアコンが使えず環境がよくないためできない。
- 教育会館を利用することもあるが、こういう場所があることはよい。近くにこういう施設があつてほしい。
- 教育会館は、一人席があるとありがたい。（向かい合わせの席は座りにくい。雰囲気は圧を感じる。）
- メロープラザを利用することがあるが、あまり利用者はいない。月見の里は利用場所が少なく、高齢者が多い。
- 無料で入れるような施設がもっとあると嬉しい。教育会館はよく活用する。
- 学遊館で使用していない部屋を開放して欲しい。

(意見を言う機会について)

- 意見交換会はありがたいが、異世代の意見交換会があると、いろんな意見がでると思う。
- 市が抱えている課題があると思うが、解決策を意見箱やインターネットで言えたりすると、選挙以外でも意見を届けられると思う。

(将来（進学・就職など）について)

- 中学のとき、高校の体験入学があったが、あまりよくわからなかった。高校の年間予定や何をやるか、将来の進学先、就職先がわかるとよい。ホームページを見ても、わかりにくく、情報が仕入れやすいとよい。
- 袋井を持続可能なまちにしたいと考えているが、大人になっても袋井に残ってもらうためには、都内の有名企業の人や、リモートなどで地元でも暮らしていけることを話してもらうなど、進路について悩んでいる子が想像できるような機会があるとよい。
- 将来、仕事がAIに取られてしまうかと不安。
- 企業見学のバスツアーに参加した。もっと選択肢があると良いと思った。
- 県内に大学が少なく、市内にも高校が少ない。
- 袋井市にも大学や専門学校があるとよい。

(地域とのつながりなどについて)

- 地域での活動や地域の人と接する機会はあまりなく、お祭りしか思い浮かばない。
- 地域の活動の場があればよいと思う。
- 小学生の頃、ふるさと学級（1年間、コミセンで毎月開催）で紙芝居などを作って、袋井市のことをよく知れた。いろいろな体験ができた。中学生にもやったら、袋井市への関心が高まるのでは。

(高校について)

- 今年の1年生が1クラス減ってしまい、この先袋井商業高校が続いていくのか心配。
- 校内にWi-Fiが届かない場所があるのが不満。
- エアコンの整備、女子トイレの改修など改善された。
- 女子は夏服が半袖しかなく、席によってエアコンで寒い、上着をはおりたい。

(ヤングケアラーについて)

- 友人の親が障がいがあり、帰宅すると家のことをしなければならず、勉強ができないという状況だったが、中学校は放課後すぐに帰らないといけないため、勉強をしたくてもできないと聞いた。
- 友人が中学生のとき、ヤングケアラーのアンケートでチェックをしたが何もなかったと言っていた。また、相談窓口への電話は大事になりそうで、かけられないと言っていた。

(経済的なことについて)

- 大学の学費を負担して欲しい。大学へ来たくても生活困窮や兄弟が多くいけない子がいた。
- 高校生まで医療費が無料になりありがたい（定期受診あり）。

(少子化対策について)

- 学校は出会いの場がいっぱいあるが、就職したら、そういう機会があるか心配。
- 合コンやお見合いなどの出会いの場ではなく、新しい形の出会いの場はないか。
- 円安や物価高騰など景気（お金）が不安で、ニュースを見るとさらに不安になる。
- 袋井は公園が少なく、遊具等もあまり充実していないイメージがある。整備すれば、こどもも家族連れも集まると思う。

(市内の施設等について)

- 公園が少ない。
- 市内の道路に歩道が少ない。
- 民間バスが少ない。自主運行バスは不便。

(袋井市の情報について)

- 袋井市のイベント自体どんなものがあるか花火くらいしか分からないが、インスタなどは見ている。
- 市の広報（SNS）など若い人を活用してはどうか。
- 袋井市についてテレビで見かけることが少ない。
- 広報ふくろいは基本的に見ない。少し見たこともあるが、自分たち向けの内容が少ない。

袋井特別支援学校

(袋井市の好きなところ)

- 自然が豊かなところ。
- 道が通りやすい。
- 登下校の時、道路が安全に歩くことができるのが良い。

(袋井市がこうなると良いと思うか)

- 袋井駅の南側の公園に遊具が欲しい。
- ごみのポイ捨てのないまちになって欲しい。
- たばこを吸うのも自由なので、喫煙者と禁煙者がうまく暮らせるように喫煙所があった方が良い。
- 袋井駅の南口の交差点に信号があると安全だと思う。
- 大規模店や飲食店など袋井市にない店舗ができて欲しい。

(夢や将来どのような生活がしたいか)

- 親孝行をしたい（こどもの時に親がしてくれたことを親にしたい）。
- 就職して働き貯金をして、自分が欲しいものを買いたい。
- 痙攣やてんかん発作が心配なので、今の家に住み続けたい。接客業をやってみたい。

(住み続けるためにあったら良い場所やもの)

- 公園などに遊具がたくさんあったら良い。
- 久能地区の住宅地にはこどもがたくさんいるので学校があったら良い。

(学校のこと)

- 高校生も水泳をしたい（プールに入りたい）。
- トイレのドアが閉まらないところがあるので直して欲しい。
- 学校祭の時にフードコートがあれば良い。
- 体育館や更衣室にエアコンをつけて欲しい。

児童養護施設

(学校生活について感じている・思っていること)

- 学校は、エアコン・扇風機があり涼しい。
- 学校は楽しい。困っていることはない。
- 通学に時間がかかるので、涼めるところがあるなど、熱中症対策をして欲しい。
- 通学にバスを使用するが、バス停が遠い。もう少し近くにバスが通っている・バス停があればよい。
- 高校の施設が老朽化している（窓、ドアの建付けが悪いなど）。
- 制服を自由に選択できると良い。
- 中学校に人が多い。

(大人になってチャレンジしてみたいこと)

- 自分の家が欲しい（2階建て、芝生のある庭付き）。
- 警察官の仕事をしてみたい（話を聞いたり、逮捕してみたい）。
- 漫画家やイラストレーターになりたい。
- 獣医になりたい。
- 高校を卒業したら近くの大学に通い一人暮らしがしたい。大学進学等に助成制度があれば活用したい。
- 高校生になったら、ゲーム実況をしたい。そのための機材が20万円位（高いものだと50万円）で国等の助成があれば良い。
- 食品に関する仕事がしたい。そのための勉強に係る費用を助成して欲しい。
- 好きな車に乗りたい。車がたくさん見れる（乗れる）場所に行く期間が欲しい。

(住みやすいまち(どんな施設があるといいか))

- アニメのキャラクターグッズを売っている店
- ショッピングモール
- 果樹園や植物園があると良い。
- カラオケやボーリング場など友達と遊べる施設が近くに欲しい。
- 近くにコンビニ、スーパーが欲しい。

(生活の中で困っていること)

- 施設に静かな場所があるとよい。
- 暑くて外に出られない。熱中症がなくなればよい。
- 部屋に自分の机やテレビが欲しい。
- 部屋を大きくしてほしい。
- 学校までの距離が長く、道も一本道なためつまらない。
- 夢がはっきり決まっていない。職業体験や話を聞く機会や説明会などの機会が欲しい。
- 大学に行きたい。奨学金制度などの説明を聞く機会が欲しい。
- 高校3年になったら自動車の免許を取りたい。近くに教習所や送迎車が来てくれればよい。

大学生等

(出産・子育てについて)

- 子どもが欲しい、欲しくないで価値観が違うこともある。県や市がマッチングアプリをやるなら、それも踏まえて集まればよいと思う。
- 子どもを安心して預けられる場所があるとよい。
- 出産、育児にお金がかかるため、それに対する補助が必要である。
- 学ぶ、大学に行くという選択をしてお金がかかり、奨学金を利用した場合は返済もあり、子育てにもお金がかかるため、子どもを持つと思えない。
- 子育ては思いどおりにはいかない。特に小さいうちはイライラや悩み不安が大きく、子育て時の支援・サポートは必要。
- 公共交通機関等での周囲の目がつらいといった悩みもあると聞いた。周囲の理解も必要。
- 子育てについての悩みは、コミュニティや相談会に行ける人は相談できると思うが、苦手な方、自分から行けない人への支援・サポートが必要である。
- 経済的な不安があるが、在宅ワークなども普及してきている。仕事に行けなくてお金の不安があるなら、隙間時間でできる仕事の仕方に切り替えるなど、仕事をしやすい仕組みにし、稼ぎながら子育てできる環境になれば良い。

(平等に暮らす社会)

- 外見的要素はまだ分かりやすいが、貧困や性別、内面のことは分からないのでなんとも言えない。具体的なことを言ってもらえた方が自分の関わり方を考えられる。
- 以前、学校で外国籍の子の世話をすることがあり、関わることで知ることができた。イベントなどで〇〇なんですと言われるより、個人レベルで関わる機会があると理解につながると思う。例えば、〇〇の子たちと関わりますよというようなイベントではなくて、単純に楽しむためのイベントの実行委員としていろんな人がいると、普通にやりながら関わる中で、自然と理解が進むのではないか。
- 人の価値観はなかなか変わらない。子世代、孫世代と下の世代になってようやく国籍の違いなどを分かっていく、許容していくのではないかと思う。小さい頃から理解を得られるような取り組みの必要があると思う。学校で教えていくことが必要。
- 理工科大学に小学生が遊びに来るイベントを見た。小学生の頃に大学の様子や雰囲気を知ることができるのはとても良いと思った。
- 袋井市は大学まですべてある。学校同士の交流があっても良いと思った。

(その他)

- 「学ぶ」を選択しないと、市も環境も発展しないが、何か勉強したい、学びたいと思うとお金がかかる。支援があると良い。
- 奨学金を借りている人同士が結婚すると生活も大変。
- 将来、お金が足りるか不安。

(若者の社会参加、結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現について)

- 0歳から5歳の子育てしやすい仕組みができていると子育てを含めた生涯設計がしやすい。
- 出産、結婚、子育てにはお金がかかると思う。子育てに係る第〇子出産祝い金などの補助制度があるとよい。
- 大学に進学するには、多額の費用がかかり金銭的な不安はある。
- 教育会館のような学習するスペースが増えると良い。
- 磐田市のiプラザは畳のスペースなどがあり、アットホームな感じがした。教育会館は、少しかしこまった感じがして、相談しながら勉強しにくい(グループワークが多いため)。
- ipadなどを使用して学習することが多いため、学習スペースにインターネット環境が整備されていると良い。
- 姉が妊娠中で検診にもお金がかかる。また、中東遠等に行くこともあり、予約をとっても時間通りいかず長時間待つことがある。仕事をしていると予約や受診しづらいと言っていた。
- 出産や子育てにはお金がかかると思う。オムツ代の補助など就学前の補助があると良いと思う。
- 共働きの姉がいてこどもを保育園に預けているが、発熱など体調不良で迎えの連絡が来てもすぐに対応できないこともある。体調不良時の迎えなど仕事をしていても預けやすい環境があるとよい。また、情報提供も必要。
- 小学校までの距離が遠く、大雨時など送迎バスがあると登校が安心であるが、親によって意見の相違がある。
- こどもが走って遊べる場所があると良いと思う。こどもがゲームなどで遊ぶことが増えているが、外で遊ぶことで健康的でまた学校とは違うコミュニティが広がると思う。
- 防災公園的な公園を整備してはどうか。災害時にいつも遊んでる公園に避難できると良いと思う。
- 大学等を卒業後に戻ってきやすくなるような、若者(18-35歳位)が交流できる場があると良いと思う。
- こどもの時に遊んでいた近くの公園の遊具が撤去されていたり、遊具が錆びている、雑草が生えている状態となっているので、きれいにしたい。
- お祭りが好きな人が多く社会参加のひとつであると思う。
- ボランティアの情報は、小中学校・高校の時は学校から情報提供があったが、今は知る機会がない。周知方法など知る機会が分かりやすいと良い。
- 中学生の時にボランティアの年間一覧みたいなものがあったと思う。授業やアルバイトなどもあるので、年間で一覧があるとボランティアに参加しやすくなるのではないかな。

若者（15～39歳）

（いじめや体罰のこと）

- いじめの体罰アンケートという簡易的なものではなく、先生が生徒と1対1で相談する機会を設けたり、いじめはSNSや学校の陰などで起きているため、そういう部分への気配り、さらには保護者への呼びかけが必要だと思えます。

（こどもの居場所や公園などのあそび場のこと）

- こどもや若者の居場所づくりについては、図書館や公民館の活用、またこども食堂や寺子屋のように全員で勉強できる場などを設けることで、多くのこどもが家庭や学校とは違う第三の居場所を持つことができ、安心して過ごすことができる場所が増えるのではないかと感じた。
- 幼稚園から小学生向け室内遊び場が欲しい（夏や冬でも体調を崩さずにこどもが生き生きと遊べる場が欲しい）。

（学習スペースのこと）

- 学習する場について、声を出していい場所や集中して勉強を進めたい人など目的別のスペースを設置して欲しい。
- 駅周辺で大人数が無料で勉強できるスペースが欲しい。
- 教育会館で勉強できることは最近知ったが、発信に力を入れてもいいと思った。

（進学や就職など将来のこと）

- 若者施策として、就職活動で不安に押しつぶされて気を落としがちなので、就活相談含めエントリーシートの添削や面接練習を気軽に行える場（就活カフェのようなもの）をそれぞれ通う学校周辺だけでなく、地元の袋井市内にもあると心強いと思った。
- 高校や大学進学に向けて勉強している学生は進路に悩んでいる人もいると思うので、進路を相談できる高校生や大学生をアドバイザーとして募集し、交流する場を設けると良いと思う。

（障がい者に関すること）

- 障がい者と関わる機会が増えれば良いと思う。大学で福祉を学んでいる中で、障がい者やマイノリティに対する偏見や差別がなくなっていないことに関心を持った。何も知らないからネガティブなイメージを持ちやすいのではないかな。まずはお互いを知ることが必要だと思う。

（子育て支援のこと）

- 子ども医療費の助成（18歳まで拡充）はとてもありがたい。おむつやミルク代、離乳食の補助があると助かります（現物支給や、クーポン券の配布など）。
- 制服や体操服や学用品のリサイクル事業もあるといいです。
- 子育て支援を求めている人に、どんな支援があるか分かりやすく伝えてほしい。授業の中で母親がどのくらい子育て支援について知っているか調査したことがあったが、あまり知らない方が多くいた。今以上に知らせていくことが必要だと思う。

（地域の活動やボランティアのこと）

- 袋井市のボランティアに参加したいと思うときがあるが、どこでどういう募集しているかがわからないため、ボランティアの募集が袋井駅の掲示板やスーパーなど人目につくところや学校経由で情報が積極的にもらえると、ボランティアの参加率も高まり、地域の方々との交流の場ともなって地域が活性化してさらに住みやすいまちになると思った。

（その他）

- 今の広報の方法では、若い世代に情報が届いていないと感じる。高齢者には、現在のような回覧板等で十分と思うが、スマホをもっと活用し、若い世代に届けられるようにすることが必要。

ユースネットふくろい

(こどもや若者の居場所などについて)

- サポステで関わりが多いのは、20～30代が多い。
- 袋井市はこども食堂や居場所が少ないように感じる。
- こどもの支援も大事であるが、居場所などをしっかり運営できる人材（指導者、リーダー）を育成することが必要。
- 今の若い人は、行政とつながることは、あまり考えていない。行政からの助成金がなくても、資金を調達している。
- 磐田市で学習支援を7～8年やっている。対象は小中学生だが、卒業した高校生が来るなど、高校生の居場所にもなっている。中学になると学力の格差が大きくなるを感じる。家庭環境により、下の子の世話や自分の部屋がないなど、勉強に取り組む環境がなく、まずは「座って集中することから慣れさせるなど、できるだけ若い頃から支援することが大事。
- こういった支え合いの活動は、公的な仕組みでは限界がある。地域資源を生かすことが重要。こどもは制度や仕事で関わる人よりも、ボランティアで関わる人へ心を開いていく傾向が見受けられる。
- 袋井市は、南北に広く移動手段の問題もあるので、学習支援の場などは、中学校区1か所位あると良い。
- 今の若い人は、いろいろな考えをもっている。義務教育の段階で多様な選択があることを示すことが大事。自分で考えることができる人とできない人が二極化している。
- 家に居場所（ひきこもり）があることは、悪いことではない（居場所がないと自殺につながることもある）。
- 少子化で人口が減少しているが、この地域は外国籍の方が増えており、心配な面もある。
- 多子世帯の方でこども手当をあてにして就労しない人がいる。手当がこどものために使われるなど、現物支給にすることも考えられる。
- 学習支援の場ではあるが、ホッとできる場所となっている。いずれ来ていたこどもが大人になり、顔を出したり、協力者となってくれると良い。
- 児童相談所などへの相談は、どうしようもなくなってから相談に来るケースが多い。もう少し早く相談に来ればと感じる。
- 子育て支援等のハンドブックを作成したが、(いろんな支援・相談先などがあることを) 広く浅くでも知ってもらうことが必要。
- お金や性教育について、年齢相応の知識を持てるよう、正しく教育することができると良い。メンタルヘルスの教育も実施してはどうか。

(2) 支援者等

放課後児童クラブ・子育て支援センター

(こどもの居場所や子育てがしやすい社会の実現について)

- ママ、パパが主体となることができる子育てイベントを増やしていきたい。
- 気になる親子を支援する為の関係機関との連携を深めたい。
- 支援センターを利用したくても様々な理由により、利用できない家庭へのアプローチをしていきたい。それをするにあたって、人的な支援担当も欲しいため、行政と相談し進めていきたい。
- 子育て支援を本当に必要としている人につながり、居場所作りをしていきたい。
- 利用者のニーズに応じた切れ目のない支援を行いたい。
- 孤立している親子さんが交流センターなどに出てきてくれるようにしたい。
- 年々、働く女性が増え、保育所やこども園に入所する子が多くなってきた。支援センターの利用者数が、年々少なくなっている。
- 育児の悩みはそれぞれあっても、言い出せる方ばかりでない（特に発達に不安がある方など）。
- 少子化・核家族の増加に伴い、周辺の住民や祖父母との接触が減り、母親が育児のほとんどを担うことで育児不安やストレスが生じている。母親の意識が外に向き、好きなことをしたり、知人と会話をすることで解消できればいいのだが、中には「どうやって子育てをしたらいいのか、誰に聞いていいのかわからない」「我が子は順調に成長をしているのか」といった不安を抱えながら相談ができずにいる母親も多いと感じる。
- 公園など禁止事項が多いので、こどもたちが思いっきり体を動かして遊べる場所が欲しい（大きな声、ボールあそび、自転車など）。
- こどもと親が安心してのびのび遊べる場所が少ない。
- 家にいるとゲームばかりやっているので、アスレチックや遊歩道がある施設があるとよい。
- 放課後のこどもたちは学校にきて遊ぶ子が多い。サッカーネットは、破れていたり一輪車は台数が極めて少なく足りない。
- 放課後児童クラブはお金を払ってこどもを預けておくだけの場所、というような印象を改善し、児童が有意義な時間を過ごせる場所としてクラブを利用してもらえるようにしたい。そうすることで、保護者もさらに放課後児童クラブとの関わり・繋がりを感じてもらえるようにしていきたい。

こども食堂

(こども居場所について)

- 今は、プライベートや個人の楽しみなど個を優先することもある時代となっており、地域や学校などの優先順位が昔と違ってきている。こども本人も、塾などで忙しい（こども食堂はあればよいと思われると思うが、実際に利用するかは別である）。
- こども食堂は、主にこどもの居場所として考えているが、「こども食堂」には貧困やひとり親世帯といったイメージがあるため、利用しにくいという保護者がいると思われる。活動が、親にもこどもにも広く知られるようになるとよいと考えている。
- 市内のこども・若者の居場所やこども食堂の一覧・マップなどがあると良い。
- こども食堂（こどもの居場所）の充実のため、活動のアイデアや情報、モノがあるとよい。
- スタッフも高齢化が進み、継続は課題である。ボランティアスタッフが活動しやすい環境づくりが大切。
- 福祉やボランティアなどの人のつながりを広げていける人がいるとよい（例えば、包括支援センターの生活支援コーディネーター）。
- こどもの居場所というと、まず、放課後児童クラブといった既存制度の充実が必要である。場所と指導員の確保が大事。配慮が必要な子も増えており、指導員の数、質の確保が必要。指導員の募集方法（現在、回覧板等）を検討してはどうか。
- 少子化対策は、どうすればよいか分からない。例えば、出産、子育てに大変お金がかかる、出産費用無料など、こどもにかかる費用をゼロに近付ける施策を行ってはどうか。
- 地域に住むこどもの交流の場、また、多世代の交流の場となればと良いと思いスタートした。
- 地域に住むこどもたち、学校に行っていないいなくても、支援の子もいろんな人が交流できる場になるとよい。
- 施設に通っている方で毎回お手伝いに来てくれる方がおり、若者の居場所・やりがいにもつながっている。
- こども食堂の意味は、生活困窮だけでなく、忙しい社会の中で、（ここでこどもが食事を済ませることで）親子の時間が少しでも作れればと考えている。
- 長く続けるにはスタッフが同じ思いでいることが大事。
- 継続するには、スタッフを増やしたい。参加児童の保護者は忙しく、スタッフとして参加するのは難しい。退職しいろいろなスキルを持った地域の人材を活用したい。
- 居場所づくりに他市町では若い人がかかわっている。スタッフとして学生や企業の在宅勤務をしている人などもいるがアプローチが難しい。
- 自治会の公会堂を借りたり、自治会内の人々がメンバーとなって実施しており、自治会の支援もあることでできている。
- こういった居場所などに対する助成があると良い。市内に小さな居場所がたくさんできると良いと思う。
- 行政が知らない情報を他機関（社協など）が知っていることもあるので、連携をしてほしい。

障がい者支援団体

(障がい児支援、医療的ケア児等への支援について)

- 医療的ケア児が増えている情勢の中、市全体で対象者数を把握し、どのような支援や対策を講じていくべきかを検討してほしい。
- 活用できる行政サービスについてのコーディネーター配置など検討したらどうか。また、関係者が集まる場や家庭でのケア者などを対象にした研修を実施してみたらどうか。

社会福祉協議会

(ひきこもりの支援について)

- 年4回、ひきこもりの家族の交流の場として「いっぽ」を開催している。毎回10人～15人参加している。
- ひきこもりから社会復帰をしたい人が集まる「ほっといっぽ」を月2回開催している。参加者は20～40代で10人程度参加、男女比は、8：2で男性が多い。開催時は、何をしてもよく、話をしたり創作などをやっている（企業のボランティア体験まではいった方もいるが、社会復帰には至っていないかと）。
- ひきこもりとなった要因としては、家族に聞くと小中学校でのいじめや失敗体験により不登校になったことによることが多い。
- 市（学校教育課）とは連携して、訪問等を行っているが、15歳を超えてからの支援について、どう連携していくか話をしている。
- しあわせ推進課ともかわりがあり、相談支援対策会議（2～3か月に1回）にも必要に応じて参加している。
- ひきこもりやヤングケアラーや生活困窮など複合的な課題を抱えていることが多い。

(若者の生活相談等について)

- 20～30代の相談は多くはないが、ひとり親世帯や就労問題（非正規、派遣切り）などによる生活困窮の相談がある。
- 最近では50～60代の相談が多い。
- 社協の支援としては、フードバンクによる食料支援、住居確保給付金制度、ハローワークへの同行などを行っている。一時的な貸付は行っているが、恒常的な貸付は行っていない。
- 地域若者サポートステーションとは連携している。

家庭児童相談室

(こどもや若者を取り巻く「現状と課題」及び現在の「相談体制」について)

- 保護者から直接、家庭児童相談室へ相談してくる件数は少なくなっている。
- 家庭内保育が減り保育園やこども園への割合が増加し、園が直接の相談窓口になっている。
- 家庭児童相談室に入る相談は、園や学校からが多く増えている。
- カンガルーのぽっけ利用者からの相談は少ない。子育て支援センター自体も相談窓口になっているため、そこでも相談できる。
- 家庭児童相談室は育ちの森の場所にある方が良い。
- 窓口がバラバラで連携ができていない。また、市民も「この相談はどこに聞いてよいのかわからない。」という戸惑いがある。
- 子ども支援室と家庭児童相談室は、目的も対象も同じであると考えてるので一つにしても良いと思う。
- 同じ場所であれば、こどもも保護者も一体で切れ目ない相談、支援ができる。

児童養護施設（職員）

（学校生活について感じていること・思っていること）

- 学校に行きたくない場合の居場所が必要である。
- 学校での困りごとを、先生にも家の人にも言えないこどもがいる。
- 部活などの遠征の際の送迎が保護者にとって負担が大きい。好きな部活をやらせてあげたいが、送迎必須で遠征ありきの部活は諦めてもらわなければいけない現状がある。
- 授業以外で学習に取り組める機会があると良いと思う。長期休みにおいても、学習できる環境を用意してもらえると嬉しい。
- インターネットやメディアリテラシーに関する授業を導入して欲しい。常に多くの情報が溢れている世の中で、必要で正しい情報を得るスキルをこどもに身に付けさせたい。

（こんなまちになったらいいと思うこと）

- こどもが遊べる場所がたくさんあるまち。室内型の公園など、空調のきいた部屋で遊べるような全天候型の施設が欲しい。
- こどもが安心して暮らせるまち。適度に顔見知りで、見守ってくれる感覚が持てるまち。
- 夏でも涼しく過ごせる遊び場があったら良い。
- こどもだけで行ける場所（児童館のような）があると良い。
- 安全第一なまち。街灯がない道、少ない道に灯りが増えると犯罪抑止や事故防止につながる。
- こども用の図書館。例えば、読み聞かせのスペースがあったり、大きな声を出しても良いスペースがあったり、こどもが過ごしやすい図書館があると良い。
- 知的好奇心を育てたいため、科学館のような体験コーナーがたくさんある施設が欲しい。
- 広大な敷地で様々な遊びができる公園が欲しい。
- 「人と違う」ことに対して寛容で、「人と違う」ことが当たり前であるまちだと住みやすいと思う。
- 子育て支援が充実しているまち。こどもを産むこと、結婚することに希望を持てるまちになれば、人口流出に歯止めがかかり、逆に移住してくる人が増えるはずである。企業誘致することによる雇用の促進、移住による地方財政の活性化により、これを可能にしていって欲しい。
- 病児・病後児保育の受け入れ枠や対象年齢の幅を広げるなどして欲しい。
- 地域で無償か低価格で食事を食べさせてくれたり、学習支援をしてくれたり、散髪等をしてくれる支援が欲しい。物理的支援も必要だが、安心して過ごせる居場所があることで精神的支援をしてももらえる場所があると、子育てに余裕ができると思う。

（生活の中で困っていること）

- 夏が暑すぎて外に出られず、こどもたちは手持ち無沙汰になってイライラしてしまう。
- 暑くて外で遊べない。屋内で過ごすにしても、こどもに提供できるものに限りがある。
- バスが近くを通っていないかったり、本数が少ないため、公共交通機関を使って施設や牧場を訪れてくれる人にとっては不便である。
- 通勤ラッシュや帰宅ラッシュ時の駅周辺の混雑がもう少し減るといいなと思う。
- 学校が少ないので、進路選択の幅が狭い。

青少年健全育成部

（「子どもや若者の居場所」や地域との関わりについて）

- 子どもの思っていることをまず聞いて、それに対して、親が話を膨らませるようなやり方がよいのではないか。子どもの方が柔軟な意見が出ると思うし、素直な意見が聞けると思う。
- 袋井西地区のまちづくりプランを策定した。子ども達が参加できる活動ができるとうい。
- 学習場所として、コミュニティセンターのスペースを利用できるが、飲食の持ち込みも含め、自由に使用できることをあまり知られていないように感じる。もう少し周知できたらよい。
- 教育会館の自習スペースはよいと思う。近く（自転車で行けるところ）にそういったスペースがあるとよい。また、もう少し自由な雰囲気で行き来できる場所だとうい。
- 地域のこどもの数が少なく、交流の場が少ない。コロナ禍でより減少している。
- 小学生が増えても、外国籍の子で交流がない。
- 青少年健全育成部のイベントに参加する子たちは、楽しく参加できている。
- 子どもメインで集まるイベントで、広く発信できるイベントがあるとよい。キッズニアのような体験ができるイベントがあると、親の仕事のことを知ったり、どんな仕事があるか分かるし、大人になるのが楽しみにもなると思う。
- 子どもの「たまり場」があまりないように思う。
- 近隣市のような大きな公園がない。屋内屋外の両方ある施設があるとよい。
- 公園では割と遊んでいると思うが、日影や座るところがなく、子どもたちは地べたに座ったり寝転んだりしている。大人が関わるにしても居るところがないため、日影や座るところがあるとよい。
- 空き地のような公園が多く、集合場所になっても、そこにはおらず、居場所（あそび場）になっていない。
- 大人が見渡せるような場所に、屋根や座るところがない。
- コミュニティセンターが気軽に来て良い場所ということがあまり知られていない。
- コミュニティセンターはクールスポットにもなっていて、中高生も含め、いられる場所があるとよい。
- コミュニティセンターには小学生のグループや中学生が来ており、学習や卓球など場所をお互い譲りあってやっている。
- 朝の旗振りやあいさつのボランティアの人がいてくれることは、ありがたい。子どもとも面識ができていて、安心できる。
- 地域の子どもへの見守りは大切だと思うが、関わる回数を増やすことは難しい。子どもと大人にちょうどいい関わり方を考えていくべきではないかと思う。

保育所・幼稚園・小学校（保育士・教員）等

（教育保育環境について）

- ・幼少時に保護者が子どもに関わる時間が少ない家庭が増えてきたように感じます。昨今の経済状況的に働かないと生活できないということは分かりますが、もっと保護者が子どもに関わる時間がとれるようなことができたらし思います。
- ・園も学校も職員の数が不足していて、その影響が子どもたちに出ているように感じます。人が増えることで、ゆとりをもって子どもたちに接することができると思います。
- ・外国籍の子や通常学級の中で支援が必要な子が増えていますが、その子たちに対応できる教員、支援員が足りません。もっと増やしていただくと、子どもたちにより手厚い支援ができます。
- ・病児保育室がもっと充実するといいなと思っています。子どもを育てながら働く身として、また保育園で保護者方を見ていると、子どもの体調によって思うように働けない葛藤や休むことへの職場への罪悪感、大事な我が子へのケアなど色々な思いを抱えているので、もっと預けられる場や環境が増えると助かるなと思います。

（子育て支援やこどもの居場所などについて）

- ・小さな子どもが遊べる室内型の遊び場が袋井市にあると良いと思う。例）島田市のボルネなど
- ・休日などに外で遊ぶ場がなく、家庭でゲームをして過ごすことが多いという話を聞いた（特に小学生）。保護者が常にそばにいないでも安心してあそべる場があるといいなと感じた（児童クラブのような施設の充実）。
- ・共働き家庭が増えたため、学童を利用する児童が増えた。学童の内容の充実などを図ってもらえるとよいと思う（具体的には環境整備や職員の増員など）。

（配慮が必要なこどもの支援等について）

- ・気になる子、配慮が必要な子が増えているので、更に専門的な目で見えていただける施設、相談できる場が増えるとうれしい。
- ・発達支援が必要な子どもが保育園に多く、専門的な施設との連携を取り通級という形で通っているが、基本は保育園で生活しており、普通級の子たちと同じ活動をしているので、もっと支援が本格的にできる施設があると良いと思います。
- ・自閉症等、発達障害がある子どもたちが、安心して遊べる場がほしい。その他、配慮が必要な子どもたちも、自分のペースで他を気にすることがなく、安心して遊べる場がほしい。
- ・子ども園等、配慮が必要な子へ十分な対応人員がない園がある。学童保育職員の増員（とても大変な様子です）、待遇改善が急務と感じます。

(3) 子育て当事者

乳幼児学級

(遊べる場所や居場所について)

- 公園、広場に日陰が欲しい。
- 子連れで行けるところがあまりない。こどもを連れて行ける場所（あそび場、公園、児童館 など）がほしい。
- 悩み事を話すところもなく、（小学生は）カンガルーのぼっけしかないので、もう少し行けるところがほしい。
- 室内の遊び場がない。小さい子も小学生も入れる施設があるとよい。
- 室内で体を動かせる誰もが楽しめる施設。

(こどもの預かり、放課後児童クラブ等について)

- こどもを預けられる場所（できれば無料または安く）がほしい。
- 預かり保育の時間を拡大してほしい。また、拡大しないと園児が増えない。
- 学童の規定が厳しい。「3時間+3時間」の6時間では入所できない。
- 祖父母がいない家庭や祖父母が高齢（80歳以上）の家庭はどうしたらよいか。
- 放課後預かりサービスのようなものがあるとよい。
- 買い物時にこどもを見てくれる施設があるとよい。事前の予約制だと手間が大きい。

(小学校の登下校の安全等について)

- 小学校の通学路に関して、安全に家に帰れるようバスを出してほしい（通学に1時間以上かかり、猛暑で危険。1年生は最も暑い時間に下校となる。また、冬季は日没が早く、防犯上の危険もある等）。
- 市内でも通学のバスがある地域とない地域があるが、この差はどういうことか。小学校の入学説明会等で説明をすべき。

(支援センターの対象等について)

- 市内の支援センターは、未就学児対象で対象の子がいれば小学生も使えるというところが多い。小学生がいられる場所がほしい。
- 3歳～小学生の室内の遊び場がもっと欲しい。暑い日寒い日雨の日。支援センターは赤ちゃん向けが主で3歳くらいになると行きづらい。

(小学校入学前後の交流の場について)

- 小学校のことを相談できる人があまりいない。幼稚園と比べ、送迎や行事もなく保護者同士の接点もない。学校の様子もわからない。
- 幼稚園から小学校に上がるときには、保護者の安心感も必要（小1ギャップは、子ども親も）。

(図書館について)

- 図書館を幼稚園帰りや土日に利用するが、こども向けの時間（声を出して読んだり、多少騒いでも良い等）がほしい。

妊産婦

(子育てしやすい環境について)

- ・一時保育に預けたいが、高くてなかなか預けられない。
- ・買い物中だけでも預かってくれる場所が欲しい。

(妊娠期から子育て期における相談支援体制について)

- ・産後ケアホテルの充実化（いまも産後ケア事業はあり、利用もしたが他都道府県に比べると金額も高く、内容も薄い。他の自治体では、少し高めのレストランの料金で宿泊ができ、ベビーを預けられたりする。また、産後の身体、発育、離乳食などはケアがあるが1番大切な睡眠の知識を妊娠中からサポートしてもらえるとありがたい。）

(少子対策について)

- ・夫婦共働きを続け、5歳差の2人のこどもたちはそれぞれ1歳児クラスから保育園を利用した。保育料の負担が大きく経済的に大変だと感じた。
- ・もっと男性にも仕事ばかりじゃなく育児を協力できるように企業に呼びかけて欲しい。
- ・もう少し社会がこどもに寄り添ってくれる世の中になってほしい。
- ・実際に税金や保険料でお金がなく、結婚できない人や、こどもを産めない人が周りにいる。
- ・こども一人当たりにかかる子育て費用が高い（1人産んだとしても2人目を諦める）。
- ・こどもを産む選択をしても生活水準を下げないために共働きが必須である（家事・育児・仕事と高負担）。
- ・社会で育てようという風潮がなく、親に責任がのしかかる。
- ・高校からこどもに合った幅広い選択をさせたい（公立自称進学校は学びでなく大学進学率を上げることが目的となっている）。
- ・静岡県に通わせたい大学がない（技術力があるメーカーが多く、県外から来た技術者が多いはずなのに、教育レベルが低く学びの機会が少ない）。
- ・こどもの教育をどこまで行うかにもよるが、高校生まで育て上げるのに、一人あたりおよそ自己資金2,000万円を確保する必要がある（児童手当を考慮）。ところが、こどもを持つ事によってかかるコストはこれだけではない。こどもが増えることによる生活空間の圧迫から、2LDKほどの賃貸では手狭になり、住宅購入の必要性に迫られる。特に袋井市を含め、地方は子育て世代に適した賃貸も少なく、ほぼ持ち家を購入する必要性が生じる。昨今の住宅はインフレーションによる建材の値上げ、国交省による建築物の高性能化の推進（耐震性・省エネ性の向上）による、価格の高騰が進んでおり、家計の圧迫となる。
- ・こどもが増えたことによる出費は教育・養育費以外に住環境の整備にもかかるため、これらトータルの費用増加に対処できる方法を探す必要がある。

3 計画策定経過

年度	会議名等	開催日	審議内容等			
			調査区分	配布数	回収数	回収率
令和 5年度	市民ニーズ調査の 実施	令和6年1月23日から 2月19日まで	就学前児童 保護者	2,200人	1,148件	52.2%
			小学生 保護者	2,500人	1,230件	49.2%
令和 6年度	市議会民生文教委員会	令和6年4月24日	・袋井市こども計画の策定について			
	第1回 子ども・子育て会議	令和6年5月23日	・袋井市こども計画の策定について ・ニーズ調査の結果について			
	第1回 青少年問題協議会	令和6年6月25日	・袋井市こども計画の策定について			
	第2回 子ども・子育て会議	令和6年8月23日	・袋井市こども計画の策定（意見聴取、 施策の体系）について			
	第2回 青少年問題協議会	令和6年10月28日	・袋井市こども計画(素案)について			
	市議会民生文教委員会	令和6年10月30日	・袋井市こども計画策定に係る取組状況 について			
	第3回 子ども・子育て会議	令和6年10月31日	・袋井市こども計画(素案)について			
	市議会民生文教委員会	令和6年12月9日	・袋井市こども計画(素案)の協議			
	市議会全員協議会	令和6年12月20日	・袋井市こども計画(素案)の協議			
	パブリックコメント	令和6年12月20日から 令和7年1月20日まで	市役所情報公開コーナー、教育会館、 浅羽支所、総合健康センター、 市ホームページ			
	第3回 青少年問題協議会	令和7年2月3日	・袋井市こども計画(最終案)について			
	第4回 子ども・子育て会議	令和7年2月3日	・袋井市こども計画(最終案)について			
	市議会民生文教委員会	令和7年3月3日	・袋井市こども計画(最終案)の報告			

4 委員名簿

(1) 袋井市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	氏名	所属	備考
1	学識経験を有する者	伊藤 紀子	元放課後児童クラブ 巡回指導員	
2	学識経験を有する者	永倉みゆき	静岡県立大学短期大学部 特任教授	会長
3	学識経験を有する者	篠田 久美	こども発達サポートセンター こどもセンター長	
4	子ども・子育て関係団体に属するもの	横尾 美幸	めいわ可睡子育て支援センター 出張広場所属	
5	事業主を代表する者	山田 大輔	浜松いわた信用金庫人事部	
6	労働者を代表する者	安本 貴史	袋井地区労働者福祉協議会	～令和7年1月5日
		伊藤 貴将	袋井地区労働者福祉協議会	令和7年1月6日～
7	教育関係者	嶋田 修	校長会代表 (三川小学校長)	
8	教育関係者	野中 徹	ルンビニあゆみ 園長	
9	保育関係者	中村 昌代	ももいろ保育園 園長	
10	子どもの保護者	内山 優		～令和6年7月31日
		落合 好		令和6年8月1日～
11	子どもの保護者	永田 彩華		
12	市長が必要と認める者	一木 正男	駅前自治会連合会	副会長
13	市長が必要と認める者	塚本 真行	静岡県こども未来課 課長代理兼総務班長	

(2) 袋井市青少年問題協議会委員名簿

	選出区分	氏名	所属	備考
1	関係行政機関の職員	刑部 雅子	袋井高等学校教員	
2	関係行政機関の職員	鈴木 純子	袋井市家庭児童相談員	副会長
3	関係行政機関の職員	竹下 敦子	校長会：袋井東小学校長	
4	関係行政機関の職員	平野 貴久	校長会：周南中学校長	
5	関係行政機関の職員	山内 義政	袋井警察署生活安全課長	
6	関係団体の役員	赤堀 晶子	市PTA連絡協議会/袋井南中	
7	関係団体の役員	伊藤 公一	少年警察協助手	
8	関係団体の役員	木村 めぐ美	袋井市青少年健全育成会議会長	
9	関係団体の役員	鳥居 弘昭	南磐田地区保護司会	会長
10	学識経験を有する者	阿部 克久	袋井市子ども会育成連合会	
11	学識経験を有する者	滝口 多香枝	元養護教諭	
12	学識経験を有する者	中野 直子	健康運動指導士	
13	学識経験を有する者	村田 美千子	家庭教育支援員・若者支援団体	

5 条例

(1) 袋井市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 26 号

改正

令和 3 年 3 月 31 日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 31 日条例第 9 号

袋井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 袋井市は、安心して未来の宝である子どもを産み、育てることのできる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項に規定する合議制の機関として、袋井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定及び計画推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 法第 31 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (4) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て関係団体に属する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 教育関係者
- (6) 保育関係者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 袋井市青少年問題協議会条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 78 号

改正

平成 29 年 3 月 31 日 条例第 10 号

袋井市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 袋井市は、地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、袋井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役員
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 会長は、専門の事項を調査研究させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日条例第 10 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6 用語解説（50音順）

【あ行】

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）のこと

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの

【か行】

合計特殊出生率

一人の女性が一生（15～49歳）の間に産む子どもの数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、母子保健と子育て支援の両面から切れ目のない支援を実施する施設。令和4年の母子保健法及び児童福祉法改正により、令和6年7月からこども家庭センター内に位置付けられた。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、児童発達支援との連携強化を図るため、一つの組織になり、こども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和4年の改正児童福祉法等にて、市町村に設置が努力義務化された。

こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこどもに関する施策の基本的な方針を定めたもの

こどもの貧困の解消に向けた対策推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正した法律。子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された法律。改正にあたって、こども大綱を踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」が入り、「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記された。

こどもまんなか社会

こども大綱により、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標のこと

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組みを整備することや、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を図ることなどを目的とする法律（平成22年4月施行）

CSD（コミュニティ・スクール・ディレクター）

学校運営協議会の運営（会議開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成、アンケート集計等）や、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる仕事を行うもの

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。10 年間の時限立法であったが、平成 26 年の改正により 10 年延長され、令和 6 年の改正では、令和 17 年 3 月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られる。

児童発達支援センター

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

小規模保育

満 3 歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業

スクールカウンセラー

「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門家で、学校教育法施行規則第 65 条の 3 で学校職員として位置付けられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教職員に対する相談、教職員への研修等を行う。

スクールソーシャルワーカー

「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第 65 条の 4 で学校職員として位置付けられている。主に、家庭を含めた幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校園への助言を行う。

相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率のこと。相対的貧困者とは、世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困線）に満たないケース。

【た行】

待機児童数

保育の必要性が認定され、保育所等の利用申込をしているが、利用していない児童数から、特定の保育所等のみを希望している方などを除いた数

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業で定員 19 人以下の保育施設

地域学校協働活動推進員

学校支援活動において、学校と地域住民の橋渡しとなり、活動にあたっての企画・調整や、地域ボランティアの確保などを行う総合調整役

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費を支給する施設として確認した「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童が利用できる施設

【は行】

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除く）

ペアレント・トレーニング

こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

保育コンシェルジュ

就学前の子どもの保護者からの相談に応じ、保育所や幼稚園など様々な保育サービスの情報提供、相談支援や助言を行う専門の相談員のこと

放課後子ども教室

放課後等に子どもたちの居場所を確保し、自主性、社会性等を育むため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を活用し、地域住民の協力によって多様な体験・交流活動などを行う事業

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。こども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置付けられた。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化が開始した。

要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

要保護児童対策地域協議会

平成16年の児童福祉法改正により法定化された、市町村における児童家庭相談体制の強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワーク。

【ら行】

ライフステージ

人生のさまざまな段階や時期を指す言葉

療育

発達障がいや障がいのある子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

袋井市こどもしあわせプラン
(袋井市こども計画)

令和7年3月

袋井市教育委員会 子ども未来課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538-86-5511

FAX 0538-86-3666

URL <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>